

複写厳禁

2004年4月30日 - 社会的責任に関する ISO 諮問グループ

社会的責任に関する作業報告書

作成者

社会的責任に関する ISO 諮問グループ

2004年4月30日

ISO 専門運営委員会提出用

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

目次

序文

第1節 - 概念上の課題：CSR/SR に言及するとき、何を語るのか

1.1 CSR/SR 概念の原点と展開

- 1.1.1 グローバル化
- 1.1.2 貿易自由化と規制改革
- 1.1.3 環境/持続可能な発展の側面
- 1.1.4 労働/サプライ・チェーン/行動規範範囲
- 1.1.5 CSR 概念の原点と展開に関する結論

1.2 社会的責任の重要な傾向と触媒

1.3 用語

1.4 定義

- 1.4.1 共通要素
- 1.4.2 国、地域および地方による違い
- 1.4.3 合意された定義なしの意味

1.5 社会的責任（SR）に分類される主題

1.6 この他、SR の鍵となる概念

- 1.6.1 ステークホルダー
- 1.6.2 説明責任
- 1.6.3 社会的責任活動のための“企業論理”あるいは根拠

1.7 企業および／または他の組織への適用可能性

- 1.7.1 暗黙の含意
- 1.7.2 企業か全組織か、という SR デリベラブルの性質に関する問題を解決することの効果

1.8 社会の関心および期待

- 1.8.1 組織の SR 活動を保証することは社会の利益に合致する
- 1.8.2 組織が自身の社会的責任を定義できる範囲
- 1.8.3 政府が組織の社会的責任を規定できる範囲
- 1.8.4 国以外の行為者が組織の社会的責任を規定できる範囲
- 1.8.5 地方、国、地域で社会的責任が規定される範囲
- 1.8.6 普遍的に当てはまる期待または規範が組織の社会的責任を規定する範囲
- 1.8.7 多様な期待／規範と社会的責任の関係

1.9 自主的活動 vs.法的に義務づけられた活動

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

- 1.9.1 社会的責任は組織の自主的活動／参加だけに関するものか
- 1.9.2 社会的責任活動／参加と法定義務の関係
- 1.9.3 社会的責任と制度上／法的枠組みの関係
- 1.9.4 純粋に民間 SR イニシアティブ／活動と法的／制度上の枠組みに従って行われる SR イニシアティブ／活動との関係
- 1.9.5 SR デリベラブルの適用範囲に関する法定／非法定 SR 論議の解決の影響
- 1.9.6 社会はどのようにして企業または組織の SR 活動が社会の利益と一致することを確保するのか？

1.10 社会的責任と発展の関係

第 2 節 社会的責任の標準化に関連する諸問題

2.1 SR および標準化の分野

- 2.1.1 社会的責任を定義する規格類
- 2.1.2 特定問題に取り組む規格

2.2 国際的 SR 規格は必要か？

- 2.2.1 標準化政策の展望
- 2.2.2 公共政策展望
- 2.2.3 サマリー：国際的 SR 規格の必要性を評価する仕組み
- 2.2.4 SR 規格の不必要な増大はあるか？
- 2.3.1 指針または要求事項の性質
- 2.3.2 イニシアティブの焦点
- 2.3.3 イニシアティブの目的
- 2.3.4 まとめ：諸種 SR イニシアティブ

2.4 国際的 SR 標準化の利益

- 2.4.1 SR 要求事項を作成する役割をすべての国に与えること
- 2.4.2 すべての組織にとって同じ水準の活動の場を創設すること
- 2.4.3 取引コストを低減し、コミュニケーションおよび／または貿易の容易にする

2.5 国際的 SR 標準化のコスト

2.6 国際的 SR 標準化のコストおよび利益に関する検討

2.7 国際的 SR 標準化は実施可能か

- 2.7.1 SR の一般的定義
- 2.7.2 特定目的
- 2.7.3 パフォーマンス要求事項の統合
- 2.7.4 柔軟性および一貫性間のバランス
- 2.7.5 第三者認証の検証および代替
- 2.7.6 社会的責任のある行動への経済的圧力およびインセンティブ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

- 2.8 既存の SR イニシアティブからの証拠
 - 2.8.1 範囲と目的
 - 2.8.2 有効性
- 2.9 どのようなタイプの国際規格が必要か？
 - 2.9.1 SR 国際規格では何を標準化すべきか？
 - 2.9.2 社会的、環境的および経済的問題の単一規格への統合
 - 2.9.3 法的あるいは他の要件の SR 国際規格への統合
 - 2.9.4 プロセスまたはパフォーマンスの国際標準化
 - 2.9.5 国際規格におけるパフォーマンス要件の扱い
 - 2.9.6 SR 規格と適合性の評価
 - 2.9.7 部門レベルでの SR 規格の適用
 - 2.9.8 どのレベルで SR 規格を適用すべきか？

第3節 – SR 分野の作業を行う ISO の能力

- 3.1 ISO は信頼性のある SR デリベラブル（”成果物”）を作成する能力があるか？
- 3.2 ISO が SR 分野の作業を引き受けるのに必要な専門技術の範囲
- 3.3 SR デリベラブルのための ISO の規格設定プロセスの信頼性
- 3.4 ISO は SR 作成プロセスにおいて他の機関に関与すべきか？
- 3.5 ISO は他の機関の SR イニシアティブ作成とどのように関わるべきか？
- 3.6 ISO の SR の論点に関するパフォーマンス要件を作成する能力
- 3.7 ISO の部門向けの SR デリベラブルと問題点別の SR デリベラブルを調達する能力

複写厳禁

序文

社会的責任に関する ISO 諮問グループ (AG) は、2002 年に ISO 専門運営委員会 (TMB) 決議 78/2002 によって設立され、次の権限が与えられている。

ISO が企業の社会的責任分野において ISO デリベラブル (成果物) の開発を進めることが望ましいかどうかを決定すること。

もしそうであれば、作業の適用範囲とデリベラブルのタイプを決定すること。

その後、ISO TMB 決議 59/2003 によって、専門運営委員会が AG に対し次のデリベラブルを作成するよう要請した。

作業報告書・・・現在進行中の社会的責任イニシアティブの到達水準と範囲に関する情報の提供

社会的責任の国際規格に対する必要性に関して詳細に検討すべき課題の一覧表作成と分析

本書は、社会的責任領域における到達水準を述べ、ISO によるこの領域における今後の活動において考慮すべき課題を特定している。

便宜上、この報告書では、文脈から“企業の社会的責任”(又は CSR という頭字語)を使用する必要がある場合を除き、“社会的責任”(又は SR という頭字語)という用語を使用している。この報告書の第1節では、CSR の概念、その展開、定義及び含意を十分に検討する場合、CSR という用語が頻繁に使用されている。この報告書の第2節及び第3節では、SR の標準化に関する課題と ISO が SR 領域において作業に着手する適応力を検討しており、CSR という用語の使用頻度は少ない。この報告書におけるいずれの用語の使用も一方又は他方の用語に対する AG によるコンセンサスの優先を示しているものと理解すべきではない。

この報告書は、AG メンバーが社会的責任に関するデリベラブルの開発を進めるかどうかについての ISO 決定の基礎になると信じている一連の課題に関する AG メンバーの見解の多様性を反映させるようとするものである。この報告書の目的は、議論した課題にコンセ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

5

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ンサスの立場を達成することではなく、AGメンバーが示した全見解範囲を正確に明示できるようにすることであった。したがって、読者は、この報告書全体を通じて“表明された一つの見解は～であった”とか“一部のメンバーは～と思った”などの表現が多く見られることに注目されたい。

報告書が著しい時間的制約の下で多様な構成員から成るグループによって作成され、専門的編集の対象ではなかったという事実を反映し、本書は、編集の観点からAGメンバーが好むと思われたようには洗練されておらず、専門的なものとはなっていない。しかし、AGメンバーは、社会的責任の案件に関するISOの意思決定に係わる重要な課題に自分達が担う立場の範囲を正確に伝えていると強く感じている。

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

第1節 - 概念上の課題：CSR/SRに言及するとき、何を語るのか。

1.1 CSR/SR 概念の原点と展開

1. “企業の社会的責任”という語句は、20世紀に作り出されたものであるが、個別会社は、18世紀以来、労働者、一般社会及び環境の関心を高めるイニシアティブに関与してきている。例えば、1970年代には、カリブ海の奴隷労働者を使って生産した砂糖に関する英国消費者からのボイコットの後、East India Companyは従来の手法を変え、ベンガルの“奴隷のいない”生産者から砂糖を購入することにした。¹ 1800年代には、Quaker Lead Companyは、英国に自社の労働者のための町、家族のための学校と図書館を建設し、自社の工業プロセスの一部として水を再利用するための送水ポンプを使用した。² 英国のCadbury'sとRowntrees、アイルランドのGuinness、米国のHershey'sのような他の会社が19世紀における強力な社会的責任範囲を有するプログラムを導入した。米国では、倫理的消費者志向市場手法に専念する商事改善協会(Better Business Bureau)の原点は、1800年代後半に初めて創設された商人“自警団”にあった。³ インドでは、Tata Steelが1909年の創立以来、CSR型活動に関与してきている。⁴

2. 企業部門のこのような早期の“超法規”イニシアティブの多くは、原点が宗教的価値にあったか、その影響を強く受け、三つの主要な側面を中心に展開する倫理的行為に重点を置いた。

- 顧客及び取引関係の倫理的処遇—すなわち、取引先の正直かつ公平な処遇—法的要件ではなく、そうすることが道理に適っているからである。

- 慈善活動—自分の富の一部を社会と共有する富裕な実業家の考え方

- 管理と温情主義 - 特に従業員の福祉に関しては、温情主義という概念は、社会における特権層や富裕層の人々が意思決定を代行し、恵まれず、力もない人々の利益であると信じる活動に関与すべきであるという考え方を具体化する。

しかし、企業の社会的責任という現代の概念に似ている上記の早期の例は、規則ではなく、例外(exception)であったように見え、社会的に責任を負う企業による自明かつ特定可能な協調的な動きの一部ではない。今日、企業の社会的責任と関連のある考え方は、先進工

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

業民主主義国となったことの態度と経験を反映している。

-
- 1 エコノミスト、“企業の社会的責任：その多くの関連事項” 2002年12月12日。
 - 2 A. Raistrick による、*2世紀の産業福利厚生：London (Quaker) Lead Company, 1692～1905* (Kelsall 及び Davis, 1988)。
 - 3 D. Clarke、K. Webb、*市場推進消費者救済事例研究及び法的課題* (カナダ：消費者問題局、2002年)。[http://strategis.ic.gc.ca/epic/internet/inoca-bc.nsf/vwapi/Redress_Case_Studies_eng.pdf/\\$FILE/Redress_Case_Studies_eng.pdf](http://strategis.ic.gc.ca/epic/internet/inoca-bc.nsf/vwapi/Redress_Case_Studies_eng.pdf/$FILE/Redress_Case_Studies_eng.pdf) からダウンロードできる。
 - 4 Tata 社の利益の 1/4 は、教育、健康、研究の面倒を見る信託基金に投資されている。この社会的責任は、Tata 社とその従業員に組み入れられている。従業員は、週末や休日に社会的プロジェクトに取り組んでいる。また、彼等の家族もこのようなプロジェクトに係わっている。Tata Steel 社は、‘万事は信頼に基づき人々が所有する’ というガンジーの価値観を基盤にしている。宗派間開発協力機構のウェブサイト、www.icco.nl に記載されているとおりでである。

3. 企業の法的概念は、国家が特定の目的のために免許を与える事業体としての本来の役割から国家が個人と類似している一定の自由、資格の付与、保護を有するものと認める“法人”へと展開している。⁵ 活動（商品やサービスの提供など）に着手する手段として、企業は一定の重要な特性を有している。

- ・ 特に 1800 年代中頃に導入された株主の有限責任という概念から、企業は特定の活動の資金を調達するために必要な資本を集め、プールするのに適している。⁶
- ・ 組織の法人形態により、組織の運営者は、同一作業をそのような組織構造の外で着手する場合に可能となるよりも容易にかつ効率的に活動範囲を特定の目的に向けて調整できるようになる。⁷
- ・ 所有者又は経営者とは別の法人であるため、法人形態は、所有者と経営者が企業活動に個人的に責任を負うことからある程度保護してくれる。⁸

このような特性から、企業は、営利目的のプロジェクトに着手する効率的かつ効果的な組織構造となるが、企業が所有者、経営者、その他商取引関係者以外の者の利益を考慮でき、

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

かつ考慮すべき範囲についての重大な問題も生じてくる。

5 サンタクララ郡対 Southern Pacific Railroad Company 社（1886）米国最高裁判所。

6 株主の責任は、1800年代中頃から限定されている。⁶（例えば、英国**有限責任法**、1855。個人投資家の責任を保有株の価値までに抑えることにより、理由はどうであれ、会社が倒産した場合、株主は自分の全財産を失わずにすむ。株主の有限責任は資本の調達を容易にし、リスクを共有する上で重要な役割を果たしている。株主は、責任が限定されているが、議決権のような一定の特権を保持している。ただし、会社の日常の経営と長期方針は会社の役員会とその下の管理職によって管理されている。雇用、環境、その他会社の社会志向手法に関する株主提案は、1960年代に始まり、ますます一般的なものとなっている。社会問題に関する株主の積極行動主義へのこの傾向については、以下で述べる。

7 これは、1937年に出版された“会社の性格”における Ronald Coase の基本的な洞察である。この記事では、Coase によれば、生産費は別として、会社は、各種の契約書を作成し、監視するという多種多様の重大な“取引費用”に直面していた。企業は購入費と販売費を節約するために存在する。

8 企業は、法人として、法律の対象となり、法律に違反した場合、管轄区域によって刑事又は民事訴訟に直面する。Celia Wells、“企業責任モデルにおける国際貿易”、Cardiff ロー・スクール並びに取引関係、説明責任、持続的発展及び社会に関するセンター（2002）。単独企業が多数の関連会社又は子会社（例えば、異なる管轄区域内において経営される）設立することは可能である。例えば、訴訟を起す事件が米国外、英国外で発生した親会社対子会社の責任に関する多数の米国及び英国の裁判所決定で明らかである。このことは、どの企業体どの活動に責任を負うかを決定するのを困難にしている。管轄区域と法律により、企業内の個別役員も法律に違反した場合には刑法又は規制法の責任を負うことになる。例えば、1999年**カナダ環境保護法**の第280条によれば、企業の代表取締役、取締役又は代理人は、同法に反する活動を黙認、許可又は承認した場合、刑罰の対象となる。米国では、連邦有価証券により、役員は、有価証券を販売するために使用する目論見書において行った虚偽及び誤解を招く声明が刑罰の対象となる。企業目論見書に実質的な虚偽があり、結果として投資家が損害を蒙った場合、投資家は、損害を回復するために、各役員を個人的に告訴できる。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

9

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

4. すなわち、このような特性は、社会に対する事業会社の広範な義務に関する問題を提起する。企業は、存続するためには国の承認（ライセンスの形式）を必要とする法的創造物である。問題は、適用法規の義務以外に、強制ではないが、この企業ライセンスを付与するときに、暗示されている企業行動に関する期待を含む広範な“社会契約”が存在しているかどうかということである。社会契約概念⁹は、富裕な実業家の個別責任という考えが企業責任という考えに発展する上での基本的な要素とみなすことができる。これは、会社の目的から外れかつ無関係の活動を含む慈善活動概念から、企業の正規の活動に重点を置く内外両方の活動への移行における基本的な考えでもある。以下に述べる展開は、各種の異なる機関と行為者が企業の社会的責任を明言する試みであると、ある程度みなすことができる。

5. 19世紀に始まり今日まで継続している、消費者、労働者、環境保護の法的及び規制制度と顕著な発達、世界中の政府と社会により、社会的利益を保護する商行為に関する法的拘束力のある要求事項を整備する取組みと必要性に基づく完全に自主的な慈善活動では不適切であるという認識が広く受け入れられている証拠である。¹⁰

6. 各国における商取引を規制するこの動きは、国際レベルでも同様の活動によって平行して進められた。労働者の条件を改善するための法律制定の推進に専念する国際組織の必要性は、19世紀に2名の実業家、すなわち、ウェールズの Robert Owen（1771～1853）とフランスの Daniel Legrand（1783～1859）によって主張された。この組織は、世界中の雇用者、労働者、政府によっても主張された。第一次大戦の終わりごろ、パリ講和会議が数カ国の労働組合の要請により労働委員会を設立した。同委員会は、米労働総連盟の議長である Samuel Gompers の指揮の下で、ベルサイユ平和条約の一部になった文書に合意した。この文書は、普遍的かつ恒久的平和を築くことができるのは、社会正義に基づく場合だけであるという原理を具体化した。この文書は、修正が加えられているが、今日まで ILO の運営憲章となっている。¹¹ 政府、使用者、労働者から成る独特の三者統治形態を有する ILO は、広く受け入れられる従業員実務の国際標準を明示する作業における重大な転換点を示した。

7. ILO は、19世紀後半に発生した組織労働者の出現に付随する重要性を反映させた。企
本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 10
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

業は、経営者だけではなく、利益が自分達の選んだ組織を通じて集合的に表現される労働者から成るものとして考えられた。労使関係、すなわち、経営者と労働組合に組織化された労働者の関係は、商取引のプラスの社会的影響を増大できる本質的には私的な手段として受け止められるようになった。団体交渉は、政府によって推進されている何らかの法的又は制度的枠組みにおいて行われることが多いが、法的取組みを補完する企業行動に影響する重要な方法とみなされた。

9 以下のこの領域における UNCTAD の作業に関する説明を参照。

10 例えば、I. Paulis、“厳格な責任：公共福祉罪における立場”（1977～78）20 *刑法季刊誌* 445 における取締り対象乗客、工場、衛生、食品、その他の規制法制定の高まりに関する説明を参照

11 <http://www.ilo.org/public/english/about/history.htm> による。

8. 経営者と組織労働者（この両者は“社会的仲間”と呼ばれることが多い）との社会的対話という考えが第二次世界大戦後、特に西欧では工業世界の再構築で重要な特長となった。政府、使用者及び労働者が ILO の全機関において同等の発言権を持つ ILO の三者性が、この協調関係を反映している。ILO は、社会問題を担当する国連システムにおける主要組織として、恒久平和を達成できるのは、社会正義だけであるということ反映させるためにその憲章を修正した。この期間に結社の自由と団体交渉権に関する ILO 条約が採択された。労働組合に参加する権利と労働組合を設立する権利、団体交渉をする権利も世界人権宣言（以下に述べる）、国際経済社会文化権規約、国際公民権及び国政参政権規約にも表明された。

9. 労働組合と労使関係が先進工業国の市民及び政治的發展に与える影響も広く認識された。労働組合は、第二次世界大戦後の非植民地化の期間中、多数の国で重要な役割を果たした。一部の国における政党と組織宗教の例外はあるが、労働組合は、それぞれの国におけるほぼ必ず最大の市民社会団体となっている。

10. 第二次世界大戦後の期間では、雇用に関するかなりの法改正があった。これには、労働者保護、例えば、労働時間と安全衛生を規定する法規、及び社会的保護（例えば、国家

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

11

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

支援退職規定や失業補償計画)の両方の保護が含まれている。重要事項では、団体交渉、労使関係¹²、社会保障、労働者、消費者、環境、安全衛生保護法、その他の19世紀と20世紀のプログラムは、数社の温情主義的かつ慈善活動的インパルスへの伝統的な依存では工業時代の問題に対処するのに不十分であるという認識に基づいていると理解できる。

11. 第二次世界大戦の終わりにおける国連及び広範な関連機関の設立は、次の三つの連結した、相互に補強している柱の周辺に構築される新しい国際秩序を生み出そうとする一致した試みを示していた。

- ・ 民主主義と自由な選挙
- ・ 人権尊重
- ・ 経済の発展と貿易の自由化

重要なことは、企業の社会的責任という現代の概念が上記3本柱の中、後の2本柱の基盤に構築しようとするものと理解できることである。

¹² 労使関係は、従業員が組織化されている場合、経営者と従業員との関係を指す。

12. 国際通貨基金(IMF)は、1944年にニューハンプシャー州ブレトンウッズで開催された国連会議において考え出された。このとき、45の政府からの代表者が1930年代の世界大恐慌の一因となった破滅的な経済協力を繰り返さないという目的の経済協力の枠組みに合意した。世界銀行グループも1944年にブレトンウッズで設立された。初期には、世界銀行は、戦後の欧州を再構築するのに支援したが、今日ではその重点は経済成長と貧困の削減に置かれている。1946年に人権委員会が国連経済社会理事会(ECOSOC)によって設立された。1948年に関税と貿易に関する一般協定(GATT)が23カ国によって作成された。これは、後に世界貿易機関(WTO)へ発展した。

13. それ以降、国連とその機関は広範な人権(及び究極的には、環境保護)を強化する主要な役割を果たしている。1948年に国連は世界人権宣言を採択した。この宣言は、“すべての個人及び社会の機関”は“このような権利の尊重と自由を推進する”ことに努め、“国内及び国際的に進歩的な対策によって普遍的かつ効果的な認識と順守を確保する”ことに

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

12

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

努める責任を有すると述べている。¹³ この宣言は、実行が国家だけではなく、社会の他の構成員に頼っていることを指摘している。これは、究極的には 1966 年公民権及び国政参政権に関する合意書のような他の文書、最近では少数民族の権利、子供及び一定の国の保護に関する文書に至っている。これらの文書は国際的な法制度の不可欠な構成要素となり、国内法を補完している。

14. 第二次世界大戦直後の期間に、国連及び関連機関が設立されたとき、国際標準化機構 (ISO) が創設された。国際標準化は、初期には、1906 年に設立された国際電気標準会議 (IEC) とともに電気工学分野から始まった。他の分野における先駆的な作業は、1926 年に設立された万国規格統一協会 (ISA) によって行われた。ISA 内での重点は、主として機械工学に置かれていた。ISA の活動は 1942 年に終了した。1946 年に 25 ヶ国の代表者がロンドンに集まり、新しい国際機構を創設することを決定した。その目的は、“工業規格の国際的な調整と均一化を容易にする”ことであった。¹⁴ 今日、その使命は、“国際貿易を容易にするという観点で世界における標準化及び関連活動の開発を推進すること”と規定されている。¹⁵ 国連の政府間機関とは異なり、ISO は非政府団体であるが、その国内規格会員の多くは政府系列である。国連及び関連機関は政府が実行する文書の開発に重点を置く傾向があるが、ISO の重点は、国家ベース、その他を問わず、社会の組織が直接採用できる規格、その他の文書に置かれている。ISO 規格は自主的かつ市場志向であるが、一部の国ではその国の規制枠組みの一部として採用されている規格もある。¹⁶

¹³ www.un.org/overview/rights.html から入手できる。

¹⁴ このパラグラフの情報源：ISO、*ISO 概要* (ジュネーブ：ISO、2002)

¹⁵ www.iso.ch から。

15. 総合すれば、これらの機関（及び国連環境計画など、その後の他の機関）の設立は、世界的な規則制定と規則実施の基盤を開発する試みを示している。この基盤の長期目標には人間（労働者を含む）の権利の保護、貧困の撲滅、環境保護、世界中での民主主義と自由な教育の促進、国境を越えた商品とサービスの自由な流れを含む経済の発展と貿易の発展を含むと理解できる。ある意味では、このような長期目標が“進行中の作業”のままで

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

13

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

あるという事実が企業の社会的責任という概念が目立つようになっている理由に対する主要な説明となる。企業の社会的責任は、国家以外の民間部門の行為者と取組みを通じてこの同じ目標の多くに対処しようとするものである。この取組みには賛否両論がある。その効果は政府の適切な役割に不適切に代わるものとなると懸念している人もいれば、この懸念には組せず、CSR活動が国家ベースの役割や機関を不当に奪う意図となることを否定し、そうではなく、補完するものであるとする人もいる。CSRが目立つようになったのは、現在に至るまでこの課題に対処するために設置された国際機関が全く成功していないという明確に認識された20世紀後半と21世紀の初頭である。

16. 20世紀のこのような新しい国際機関の創設と運営を除き、20世紀初頭に生じた企業の社会的責任に関して引き続き多数の他の重大な進展があった。例えば、最初の社会的に責任のある投資信託であるパイオニア・ファンドが1928年に設立された。¹⁷ このファンドは、アルコールとタバコの消費に反対した福音派プロテスタントによって設立されたという事実を反映し、アルコール飲料、葉巻、紙タバコの製造会社には投資を避けた。社会的に責任がある投資は、環境保護、平等権の推進などの問題に対して1960年代と1970年代に人気を高め、南アフリカへの投資についての論争があった1980年代と反タバコ運動、労働者の処遇、環境保護を含む広範な問題に関して1990年代でも引き続き成長した。2001年に出された報告書によれば、米国における専門的に運用され、社会的に選別された投資目録における資産は、1991年から2001年までに36%増加し、総額2兆300億ドルとなった。

16 ISOは、IEC及び国際電気通信連合、ITU（国連機関）とともに、自由かつ公正な世界貿易体制を推進するという共通目標を有する世界貿易機構（WTO）と提携関係を結んでいる。WTOの枠組み内で達した政策協定では、技術協定による支持が要求されている。ISOは、ISOの標準化作業の面に関心のある約550の国際及び地域組織とも連絡を取り合っている。これらの組織にはISO/IECシステム外部の約28の国際規格作成団体が含まれている。その各団体は特定の領域、通常、国連の委任を受けて作業している。世界保健機構がその一例である。

17 Eric Becker, Patrick McVeigh（トリリウム投資）による。*米国の社会基金：その歴史*。本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。14
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

史、**財務実績及び社会的影響**（ワシントン：第2回全国ハートランド労資会議、1999）。

社会投資の歴史は数百年にもおよび、その根源はユダヤ教、キリスト教、イスラム教の伝統にあることに注意を要する。社会投資フォーラム、**2003年度米国における社会的に責任のある投資傾向に関する報告書**（ワシントン、SIF、2003年12月）、5ページによる。

17. この同じ時期に、今では社会的に責任のある行為と言えられることに積極的に係わる企業の個別例もあった。¹⁸ また、CSRを題材とした学術的な著述もあった。1940年代に、スタンフォード・ビジネス・スクール Theodore Kreps 教授が社会的責任に関して報告する会社に関して初めて“社会監査”という用語を使用した¹⁹が、この期間には、企業の社会的責任は政府、民間部門の行為者又は市民社会組織によって系統的又は広範的には支援されていなかった。1949年に、ドイツ労働協議会が西ドイツに設立され、労働者の代表が会社の役員会に出席し、意思決定に参加した。²⁰ Howard Bowen の1953年の著作である**実業家の社会的責任**の中で著者は、実業家は、我々の社会の目標と価値の観点から望ましい方針を追求し、意思決定を行い、行動を取る“義務があると述べている。²¹ 1960年代には、George Goyder がその著作**責任のある企業**の中で社会的に責任のある企業という概念を詳細に検討している。²²

18. 1960年代は、環境問題に関する一般の人々の意識が目覚めるときであった。1962年には DDT の使用に関する Rachel Carson の著作**沈黙の春**が出版され、1963年には**絶滅危惧種の国際貿易に関する条約**が通過し、1963年には米国**大気汚染防止法**が通過し、1964年には米国**自然保護法**が通過し、1968年には**核拡散防止条約**が通過し、1969年には**国家環境政策法**と米国環境保護庁の創設が通過した。²³ また、1960年代は、1961年に処遇の平等を含む公民権と国政参加権に係わる問題への一般の人々の関心が急増した。その結果、1961年にはアムネスティ・インターナショナルが創設され、1964年には米国雇用均等委員会が通過し、1968年にはテヘランで第1回世界人権会議は開催された。1960年代には米国内で操業している多数の企業が事業に対する一般及び政治的圧力に応じてスラム地区社会から黒人を雇用し、差別とその悪影響を克服する積極的な対策を講じた。Eastman Kodak 社は、同社の雇用手法を批判する株主決議に従ってこのような措置を講じた。これは、株主決議を使って社会的な慣習を変えるために企業を動かすのに成功した

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

15

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

初めての事例の一つである。

18 例えば、エコノミストの脚注 1 によれば、“Proctor & Gamble 社が障害者及び退職年金（1915 年）、1 日 8 時間（1918 年）の先駆者となったが、最も重要な点は、1 年間に最低 48 週間の仕事を保証したことであった（1920 年代）”。別の例は、労働者の教育費を支払う Heinz 社である。

19 RMIT 大学、世界の持続可能性：アイデアの歴史/スケジュール（2001 年 9 月）による。
http://www.global.rmit.edu.au/resources/historyofanidea_25.07.01.pdf からダウンロードできる。

20 Iain Ferguson、Caspar Henderson の企業スケジュール（12-03-2003）による。
<http://www.opendemocracy.net/themes/article-7-1035.jsp> からダウンロードできる。

21 Howard Bowen、*実業家の社会的責任*（ニューヨーク、Harper、1953）。

22 G. Goyder、*責任のある企業*（オックスフォード：Basil Blackwell、1961）。

23 RMIT 大学、世界の持続可能性：アイデアの歴史/スケジュール（2001 年 9 月）による。
http://www.global.rmit.edu.au/resources/historyofanidea_25.07.01.pdf からダウンロードできる。

19. 1970 年代には CSR に関する環境及び社会の最前線における多数の重要な進展があった。1961 年には WWF が設立され、1971 年には地球の友とグリーンピースが設立された。次の 30 年間、これらの NGO、その他の NGO が欧州と北米、特に環境及び社会問題に関する法律と規格の開発で重要な役割を果たした。この期間中、有効な環境及び社会グループが発展途上国で登場し始めた。特に“第三世界ネットワーク（Third World Network）”であるが、“北の” NGO は、発展途上世界と経済が過渡期にある国に現地及び時には自律的な支所を設立し始めた。1980 年代後半と 1990 年初頭までに、文字通り数千の NGO が持続可能な発展の 3 本の柱である社会、環境、経済の問題に世界的に取り組んでいた。1972 年には国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで召集され、環境問題に関する世界的な激しい論争があった。その結果、ストックホルム人間環境宣言が行われた。この会議の後、国連総会でストックホルム会議の勧告に基づいて行動する国連環境計画（UNEP）が設立された。その結果、多数の環境条約が開発されるとともに、その本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 16
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

後数十年間、引き続き国連環境会議と大会を開催することになった（以下に述べる）。人権の最前線では、多数の管轄区域内の投資家が南アフリカに経済的な圧力をかけ、人種隔離体制を終わらせた。多数の会社が性別、人種、その他の平等の概念を推進したサリバン原則のようなイニシアティブを支持することによって反応を示した。²⁴ 1970年代は、新興独立国が多国籍大企業によって振り回される力によって引き起こされた統治権に対する脅威を感じ、警戒を強めることになった時期でもあった。²⁵ その結果、発展及び国際関係に関する多国籍企業の役割を研究する著名人から成る国連グループが創設されることになり、その後、国連多国籍企業センターが設立され、国連多国籍企業行動規範に取り組んでいる。国連規範の作業は難航し（ただし、社会的準備を越えていなかった）、その後、正式に断念された。その同じ時代に、外国投資を容易にするという面で開発された OECD 多国籍企業ガイドライン（1976年に初めて採択された）が公表された。²⁶ この OECD ガイドラインは、何が責任のある企業行動を構成するかという件についての OECD 全加盟国政府によるコンセンサスを反映している。採択は、OECD と協議関係を有する使用者と労働者の代表組織によって完全に支持された。2000年に行われた OECD ガイドラインの改正では、企業は、単に OECD 地域だけではなく、商取引を行うどの場所でもこのガイドラインを適用することが明示された。注目に値するのは、一般方針に関する章にある 11 項目のリストの第 1 項目が持続可能な発展への関心を示していることである。

20. 1977年に採択された多国籍企業及び社会政策に関する ILO 三者宣言は、明確に企業の社会的責任を目的とした最初の包括的かつ世界的に適用可能な国際文書であった。²⁷ この ILO 宣言は、先進国と発展途上国の両方から支持を受け、さらに労使からも支持を受けた。これは、宣言としては、国際条約でも協定でもなく、国際的な“ソフト・ロー”の一部である。ILO 三者宣言の最も重要な側面の一つは、ILO 条約と勧告が政府の行動を対象とし、政府によって批准されることを意図されているが、このような文書の多数の基本原則が商取引を含む社会の他の部分にも適用できるという理解であった。

²⁴ 1977年に、General Motors Corporation 社役員会の最初の黒人役員であった Leon Howard Sullivan が、南アフリカで操業する米国企業の行動規範であるサリバン原則を作成する上で GM 社の支援を得た。後日、この原則は世界的に適用するために広められた。本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。17
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

25 1970年にアジェンデ政権が転覆したチリに多国籍企業 ITT が関与したことは、大規模な多国籍企業によって引き起こされる可能性がある脅威を実証した重要な出来事とみなされているように思える。ITT の役割に関する議論については、Paul Sigmund の“目に見えない妨害”とアジェンデ転覆、*Foreign Affairs*、Vol. 52、No. 2（1974年1月）を参照。

26 ガイドラインの最新版は次からダウンロードできる。

http://www.oecd.org/document/28/0,2340,en_2649_34889_2397532_1_1_1_1,00.html

27 この宣言は、次からダウンロードできる。

<http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/sources/mne.htm#added>

21. 1980年代は、多数の CSR 関連の最前線で引き続き進展があった。環境面では、国連自然憲章が1982年に通過した。特に、この憲章では“国家及び可能な範囲で企業は、情報の交換と協議を含む共通の活動、その他の関連行動によって自然保全業務で協力し、自然に悪影響を与える可能性がある製品及び製造工程並びにこのような影響を評価する合意方法の規格を制定する”と規定されている。ボパールにある Union Carbide 社の化学工場が1984年に爆発し、4000名の人々が死亡し、先進国と発展途上国における異なる企業の対処基準に従って操業する多国籍企業の問題を提起することになった。1987年にはオゾン層を減少させる化学物質の使用を段階的に廃止する国連モントリオール議定書が24カ国によって署名された。民間部門による研究投資により、主要なオゾン層破壊源として特定されていた、至る所に存在する CFC ファミリーの化学物質の代用品を開発することが極めて重大であることが実証された。官民協力体制が形成され、可能とは思われていなかった製品及び工程に対するオゾンにやさしい解決を見出すことになった。²⁸

22. 1981年に UNEP、IUCN 及び WWF が世界自然資源保全戦略を公表した。この戦略は保全及び持続可能な発展の原則とガイドラインを初めて規定したものである。1987年に国連ブルントランド委員会が我々の共通の未来と題する報告書を発表した。この報告書では持続可能な発展（現代の世代のニーズを満たすのに将来の世代がそのニーズを満たす能力を危うくしない発展）という概念を普及させた。³⁰ この報告書は、持続可能な発展の三つの基本構成要素、すなわち、環境保護、経済成長及び社会的公正を強調した。その規定は、政府、その他の組織と同様に企業に関係するものであった。1988年～89年に危険

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

18

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

廃棄物の越境移動に関する UNEP バーゼル条約が採択された。1989 年は Exxon Valdez 号の油流出がアラスカ沖で発生した年でもあった。この事故により、消費者の不買運動が起き、CERES と呼ばれた環境保護主義者と提携して社会的に責任のある投資会社と公的年金基金によって“バルディーズ原則”（環境綱領又は倫理として会社が公に保証する 10 点の企業環境行動規範）が開発されることになった。³¹ この提携は、最終的にはバルディーズ原則を“CERES 原則”と改名させることになる。

²⁸ Richard E. Benedick、モントリオールオゾン議定書における不可欠な要素“(コロンビア大学地球研究所、1999) による。次からダウンロードできる。

<http://www.earthinstitute.columbia.edu/library/earthmatters/sept1999/pages/page4.html>

²⁹ この後、1991 年に世界自然資源保全戦略実行の詳細計画を記した“地球への配慮”が続いた。

³⁰ 詳細について、次のウェブサイトへ進む。

<http://www.brundtlandnet.com/brundtlandreport.htm>

³¹ <http://www.ceres.org/about/history.htm> による。

23. 環境面以外の企業活動も国際的に国民の注目を引いていた。1984 年に Nestlé 社がベビー用調合乳の販売促進に対して消費者の不買運動を受けた。これは、一般人の国際的な運動により、伝統的な企業が初めて社会問題に対して自社の行動を変えることになった 1 例である。³² Nestlé 社は WHO の母乳代用品販売基準を順守することに同意したが、圧力グループは違反が続いているとして不買運動を行った。1980 年代全体を通じて、海外直接投資 (FDI) のような問題とグローバル化との関係が国民の注目を一段と引き始めた。多くの政府が輸出主導型の成長モデルを採用し、積極的に FDI を引きつけることに努めた。これに関連して、世界銀行とその他の国際金融機関が、先進国と発展途上国に民営化、規制緩和、貿易自由化の政策を導入するように奨励した。³³ 海外直接投資、民営化、規制緩和、貿易自由化の政策は、すべて国境を越えた民間部門の活動を容易にし、そうすることにより、企業がその活動を社会的に責任のある方法で実施することを保証するのにどのような役割を演じることができるへの注目を増すことになった。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

24. この期間中、民間部門が労働者と地域社会、環境、“企業倫理”（法令順守、株主関係、企業統治及び顧客志向の良好な手法に関する概念を含む³⁴）に関する問題に与える影響に関する質問とそれに答える企業への一般市民の関心は、個別の“流れ”として注意を引きつけていたものであるが、一緒になり、結合性のある全体として取り扱われ始めた。消費者、地域社会、労働者、投資家、非政府組織、その他の者に、着手している社会的に責任のある活動を報告し実証する協調的な作業を始める企業が増加した。³⁵

25. 1992年に国連地球サミットがブラジルのリオデジャネイロで開催された。持続可能な発展を基に、“リオ・サミット”は、気候変動に関する枠組み条約、国連対砂漠化条約、地球環境ファシリティに対する世界銀行の助成金規定、行動のための21点の課題をもたらした。³⁶ 政府（特に先進国政府）は、貧困を削減し、経済活動の環境影響を最小化する道を先導すべきであったが、この議題では、全当事者が非持続的慣行（地球にやさしくない慣行）に立ち向かう一定の役割を果たせることを強調した。持続可能な発展のための企業協議会を創設することによって、実業界はその責任を認め、環境、経済、社会問題に関する対話に貢献した。“地球憲章”はリオで発進し、“自然、普遍的な人権、経済正義、平和の文化の面から創設される持続可能な国際社会を生み出す”という目標を持って Mikhail Gorbachev と Rudd Lubbers（オランダ首相）によって積極的に推進された。

³² Iain Ferguson、Caspar Henderson の企業スケジュール（12-03-2003）からの情報。次からダウンロードできる。<http://www.opendemocracy.net/themes/article-7-1035.jsp>

³³ これらの領域、その他の領域における改革への強い要求が“ワシントン・コンセンサス”と呼ばれるものの要素として知られるようになった。詳細については、世界銀行リサーチ・オブザーバー、Vol. 15、No. 2（2000年8月）、pp.251～264のJohn Williamsonの“世界銀行はワシントン・コンセンサスについて何を考えるべきか”を参照。

³⁴ 最初の企業倫理部門は、1985年にGeneral Dynamics社によって創設された。同社は、米国政府によって値付け詐欺の調査対象となっていた。国防総省からの圧力を受け、約60社の防衛会社から成るグループがガイドラインと合致プログラムを設けるイニシアティブを開始した。1991年に連邦量刑規則がこのイニシアティブを他の産業にも拡大した。裁判

複写厳禁

官は、倫理行動を推進するための規則を定着させていた会社に係わる事件では罰金を少なく、そうしていなかった会社に対しては罰金を増やす権限が与えられていた。エコノミスト、“良いことをすれば、厚遇される”、2000年4月20日。

³⁵ 1989年に Ben & Jerry's (B&J's) 社は、B&J社の前年度の活動を対象とした報告書に関して B&J社の社員に協力することを“社会監査人”に依頼した。社会監査人は、この報告書を“株主報告書”と呼び、主な利害関係者カテゴリー、すなわち、地域社会（地域社会への支援、慈善的寄贈、環境についての意識、世界についての意識）、従業員、顧客、供給業者及び投資家に分割することを勧めた。Alice & John Tepper Marlin、“社会報告の簡単な歴史”、ビジネス・リスペクトからの記事、No. 51号、2003年3月9日付けによる。次からダウンロードできる。

http://www.mallenbaker.net/csr/CSRfiles/page.php?Story_ID-875

1989年にオランダは、生産者が提供商品から受ける利益の公正な配分を受け取ることを示す“公正取引”（Max Havelaar）ラベルを付ける最初の国となった。

26. 国連は、この期間中に主要な社会問題に関する世界会議も開催した。1995年にコペンハーゲンで開催された国連社会開発世界サミットが経済開発と社会開発の連携を強化し、政府に対し良質の仕事及び関連 ILO 条約の尊重により完全な雇用を目指して作業することを確約させた。2001年にダーバンで開催された人種差別反対世界会議と 1995年に北京で開催された第4回世界女性会議が、企業に特定の社会問題に取り組むことを求める宣言と行動計画を採択した。

27. 1992年に Levi Strauss 社によって世界外注操業ガイドライン (Global Sourcing and Operating Guideline) が採用されたのが最初であるが、国際的な外注によって生産されるブランド名の製造又は販売に係わる会社が、供給業者と下請業者によって適用されることが意図されている労働慣行規準を採用し始めた。このような企業は、非人道的な時間、飢餓賃金、危険かつ不健康な作業条件及び衣料品、履物、玩具、その他の労働集約型製造に係わるその他の分野における児童労働の使用に関する報告書に含まれるマイナスの評判に答えるものであった。1990年代全体とそれ以降は、この規準が急増した。この規準は、かなりの論争を引き起こし、どのように実施できるか、実施又は合致に関

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

21

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

して行われたクレームをどのように検証できるかなど、その規定に関する疑問を提起することになった。外注企業が一方的に採用した多数の規準以外に、この規準は、企業団体と非政府組織、ときには労働組合に係わる“多様なステークホルダー・イニシアティブ”によって普及させられた。³⁷ 供給業者規準の実施と検証という難問により、民間検査サービスと民間の規格設定と認定を含む基準との準拠性と認証を提供する商業サービスの新しい産業が生まれた。これらの展開は、企業の社会的責任に重大な影響を与えた。この件に関連する最も著名ないくつかの組織が 1990 年代に設立されたが、その中には Ethical Trading Initiative³⁸、Fair Trading Association³⁹、Social Accountability International (SAI) ⁴⁰ が含まれている。

³⁶ 持続可能な設計：持続可能な発展スケジュールによる。次からダウンロードできる。

<http://www.a420.com/designSD-timekine.htm>

³⁷ “ステークホルダー”という用語と以下の社会的責任に対するステークホルダーの重要性の意味には議論がある。

³⁸ 英国 Ethical Trading Initiative は 1998 年に設立された。詳細については、次へ進む。

<http://www.ethicaltrade.org/>

³⁹ 1998 年の設立された。 <http://www.fairlabor.org/all/about/index.html> による。

⁴⁰ 1997 年に設立された。詳細については、次へ進む。 <http://www.cepaa.org/>

28. 実施、検証、認証に関する同様の問題には、発展途上国の主として商品生産物（例えば、農業製品）の小規模生産者と先進国の消費者との取引関係に対処するように努めている各種の公正取引組織が、“公正取引ラベル表示制度”の使用を通じて遭遇していた。このようなイニシアティブの統括団体として、公正取引ラベル表示機構（FLO）が 1997 年に設立され、各種の国内ラベル表示組織の公正取引規格を定めている。⁴¹

29. 1993 年に、持続可能な世界森林条約を開発する政府間プロセスの失敗を一部原因として、森林管理協議会（FSC）が環境組織、企業、その他によって設立された。⁴² FSC は、森林収穫の環境、社会、経済面に対処する原則、基準及び規格を作成している。FSC 規格に適合していると認証されている森林は、現在 4,200 万ヘクタールを超えている。⁴³

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

22

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

競合する持続可能な森林イニシアティブが多数のその他の団体によって生み出されている。

44 今では、持続可能な漁業手法を認証する海洋管理協議会もある。社会問題と環境問題に重点を置く国際規格の設定、認証、認定組織の連合である国際社会環境認定ラベル表示連合 (ISEAL) は、2000年に設立され、FSC、MSC、FLO、SAI、その他を含む。⁴⁵

30. 1995年に多国籍エネルギー企業である Shell がナイジェリアの Ken Saro-Wiwa の死亡の共犯疑惑対象となり、北海における Brent Spar 石油掘削用プラットフォームを沈める計画に関してグリーンピースによって非難された。その結果、シェルは、持続可能な発展/企業の社会的責任への世界的な取組み手法を採用し、今日まで展開中である。多数の他の会社や産業組合が CSR 志向の行動規範を開発している。⁴⁶

31. 1996年に ISO は、ISO 14000 環境マネジメント・システム・シリーズの規格を導入した。⁴⁷ ISO 14000 シリーズは、主として GATT 協定のウルグアイ・ラウンドとリオ・サミット 1992年に開催されたリオ環境サミットの結果として浮上した。GATT は貿易の非関税障壁を削減する必要性に重点を置いていたが、リオ・サミットは世界中の環境を保護する約定を生み出した。環境分野では、国内規格と地域規格が着実に増加していた。ISO 9000 急速に受け入れられ、環境規格が世界中で増加した後、ISO は国際環境マネジメント規格の必要性を査定した。ISO は、1991年に環境保全グループ (SAGE) を立ち上げ、このような規格が次の点で役立つかどうかを検討した。

- ・ 品質マネジメントと同じように環境マネジメントへ共通的な取組みを推進すること。
- ・ 環境パフォーマンスの改善を達成し、それを測定する組織の能力を向上させること。
- ・ 貿易を容易にし、貿易障壁を取り除くこと。

41 1997年に生産者の公平な処遇に専念していた組織グループが活動をより良く調整するために“公平取引ラベル表示機構”の統括の下に一緒になった。

<http://fairtrade.org.uk/about.history.htm>による。

42 http://www.fscus.org/about_us/からの情報。

43 FSC ニュース+ノート、2004年3月による。

44 例えば、カナダ規格協会の持続可能な森林マネジメント規格、米国森林製紙協会の持続

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

23

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

可能な森林イニシアティブ。<http://www.codesofconduct.org/company.htm> の解説を参照。

45 ISEAL の詳細については、<http://www.isealalliance.org/> を参照。

46 詳細については、<http://www.codesofconduct.org/industry.htm> を参照。

47 次の情報は、<http://www.quality.co.uk/iso14000.htm#histroy> のものである。

32. 1992 年に SAGE の勧告により、国際環境マネジメント規格を担当する新しい ISO 専門委員会、TC 207 が創設された。この委員会とその分科委員会には多数の国からの業界、規格組織、政府及び環境組織の代表がいる。新しい ISO 14000 規格シリーズは、次に事項を対象とするように設計されている。環境マネジメント・システム、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル表示、ライフ・サイクル評価及び製品規格における環境側面。今日、50,000 社を超える会社が ISO 9000 の認証を取得している以外に、ISO 14001 登録を取得している企業は世界中で 50,000 社に近い。⁴⁸

33. 1990 年代後半に民間の規格設定が出現した別の領域は、社会的又は持続的発展報告に係わるものであった。より大きな説明責任と透明性に対する要求に答え、企業は“社会的報告書”や“持続的発展報告書”を発表し始めた。この種の報告も企業の価値に影響した評判のような企業の各種財務以外のしばしば無形の側面に伴う重要性の高まりに懸念した投資家が原動力となった。投資家は、企業の責任の観点からリスク管理の証拠にも関心を持っていた。このような要求に答え、一部の企業は、財務会計業界とともにこの分野における国際的に合意された報告規格の考えを推進し始めた。この件における最も重大な進展は、地球的規模報告イニシアティブ（GRI）であった。これは、活動、製品又はサービスの経済的、環境的、社会的範囲に関する報告の世界的に適用できる持続的発展報告ガイドラインを開発し、広めるために設立された。GRI は、持続的発展報告ガイドラインが国際的に認められている環境及び社会規格を反映する多様なステークホルダー規格設定組織である。⁴⁹ GRI は、国連環境計画からの支援を受けた国連環境組織 CERES（前述）の一つのプロジェクトとして始まった。2002 年に GRI は独立し、UNEP の正式な協力センターとなっている。GRI は、Kofi Annan 国連事務総長のグローバル・コンパクトと協力して作業を進めている。今日では、40 カ国以上の 4000 社を超える企業が GRI 報告ガイドラインを使用している。持続的発展報告とステークホルダー関与の説明責任の保証に関する

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

24

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

私的規格も開発されている。⁵⁰

34. 1999年にスイスのダヴォスで開催された世界経済フォーラムにおいて Kofi Annan 国連事務総長は、企業が人権、労働基準、環境実践の領域における中核的な価値を容認し、支援し、制定するよう求めた。2000年7月に国連グローバル・コンパクトが企業、労働、市民社会組織および政府を含む自主法人市民(企業市民)イニシアティブとして発足した。グローバルコンパクトは、世界人権宣言、国際労働機関の職場における基本原則及び権利に関する宣言、環境と開発に関するリオ宣言から導き出された九つの普遍原理に基づいている。参加国は、このコンパクトとその原則を自国に適用し、協力を容易にし、問題を解決するために市民と労働者が対話で取り組むことに同意している。グローバル・コンパクトは、国際労働機関、国連環境計画、国連人権高等弁務官、国連開発計画、国連工業開発機構の五つの中核的な機関を含む。グローバル・コンパクトは、企業と国連のインターフェースであり、国連総会から運営許可を受けている。

48 <http://www.iso.ch/iso/en/comcentre/pressreleases/2003/Ref864.html> による。

49 <http://www.globalreporting.org/about/brief.asp> による。

50 AA1000 及び関連イニシアティブの解説を参照。 <http://www.aaccountability.org.uk/> による。

35. 1999年に国連人権推進保護分科委員会が作業グループを設立し、企業と人権に関する新しい国際文書に取り組み始めた。2003年8月にこの分科委員会は人権に関する多国籍企業、その他の企業の責任についての規范文書の本文を承認し、国連人権委員会（CHR）に送り、検討を求めた。この分科委員会は国連人権委員会の下部組織であり、政府によって指名され、人権委員会によって選ばれたが、個人的な立場で行動する 26名の専門家から成っている。分科委員会の機能は、調査研究に着手することである。政府間人権委員会とは異なり、国家は会議のオブザーバーであり、分科委員会の文書及び決議の本文を協議する立場にはない。⁵¹ 2004年4月に人権委員会は、人権高等弁務官事務所に対し、規范文書を含め、人権に関する多国籍企業及び関連企業の責任に関係がある既存イニシアティブ及び規準の適用範囲と法的地位を提示する報告書を作成し、報告書を作成する上での関

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

25

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

係ステークホルダー全員と協議し、報告書を委員会 2005 年の委員会会期に提出することを求めた。

36. 2000 年に OECD は、多国籍企業ガイドラインの改正を完了した。このガイドラインを開発した OECD 委員会議長は、“改正ガイドラインが企業の社会的責任を推進ための有用な基準点とツールになるには、企業社会、労働側代表、非政府組織の支援と関与を継続することが不可欠である”と述べている。

37. 2000 年に ILO は、多国籍企業と社会政策に関する三者原則宣言の改正版を発表した。特に改正 OECD 文書と ILO 文書では、ILO が 1998 年の職場における基本原則と権利に関する宣言とフォローアップで特定したすべての人権原則が盛り込まれた。

51 短いコメントを述べることはできるが、この目的に使用できる時間がほとんどないため、大部分の国は、積極的に討議に参加することを差し控え、単に特定の案件に対する専門家の発言内容だけに注意する傾向にある。

38. 情報へのアクセス、環境問題における一般の意思決定参加及び裁判へのアクセスに関する UNECE 条約——1998 年 6 月に採択されたデンマークの都市にちなみオルフス条約として知られている——は、将来に世代の利益のために環境を保護し、改善する公共団体と環境団体の会員の役割を強化することを求めている。情報、参加及び裁判に対する市民の環境を認識することにより、この条約は、環境問題におけるより大きな説明責任と透明性を推進することを目指している。この条約は、環境を保護する協定文書ではあるが、民主主義を推進する文書とみなすこともできる。特に、この条約は次のことを目指している。

- ・ 一般会員が国家の諸機関によって保有されている情報へアクセスでき、これによって政府の透明性と説明責任を高めること。
- ・ 一般市民が環境問題について自分の意見と関心を表明し、意思決定者がこれらのことを適正に考慮することを保証すること。
- ・ 一般市民が情報と参加の権利を侵害されているとき、手続きを見直し、ときには環境法のより一般的な違反に異議を申し立てるアクセスを提供すること。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

26

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

実際には、例えば、これは、現地住民に対し新しい道路計画や家庭廃棄物用焼却炉の設置に際して言い分を与えなければならないことを意味している。これは、一般市民が有害物に関する情報へアクセスできる汚染放出移転の原則を制定している。一般市民の会員は、自分の環境がどの状態にあるかを知り、場合によっては、環境災害をもみ消そうとする政府や汚染者を告訴する権利も有している。

39. 2002年に持続可能な発展に関する国連世界首脳会議がヨハネスブルグで開催された。民間部門が持続可能な発展に貢献する上で果たす重要な役割が頻繁に強調された。政治宣言では、次のことが述べられた。

我々は、合法的な活動を追求する場合、規模の大小を問わず、民間部門は公平かつ持続可能な地域社会と一般社会の発展に貢献する義務があることに合意する。民間企業が企業の説明責任を実行する必要があることに合意する。これは、透明かつ安定した規制環境で行われるべきである。⁵²

実行計画の中では、ISOと地球規模報告イニシアティブも国家が次のことを行うよう求める中で明示的に引用されている。

・・・企業の環境及び社会的責任と説明責任を向上させる。これには、全レベルで業界に対し、環境マネジメントシステム、行動規範、認証、環境及び社会問題に関する報告、国際標準化機構（ISO）規格及び持続可能な発展報告に関する地球規模報告イニシアティブ・ガイドラインのようなイニシアティブを考慮すること、環境と開発に関するリオ宣言の原則11に留意することなど、自主的なイニシアティブによって社会的、環境パフォーマンスを改善するよう促し、・・・[そして]企業と事業を営む地域社会の対話を促すこと促進する行動が含まれ、また、他のステークホルダー・・・。⁵³

⁵² 次による。

http://www.johannesburgsummit.org/html/documents/summit_docs/1009wssd_pol_declaration.doc

40. CSRに関する今日の論争に影響する最終的な要因は、米国のEnron社、WorldCom

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

27

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

社から欧州の Parmalat 社、日本の雪印まで世界中の企業統治、不正行為とスキャンダルの続発である。企業統治に関連する問題は、1920 年代の初頭から批判的な注意を受けていたが、これらの問題は、英国のカドベリ報告のようなイニシアティブによって 1990 年代に再浮上し、近年の企業スキャンダルの観点から再び目立つようになっている。

41. 企業の社会的責任に関連する民間の自主的なイニシアティブを推進することへの関心以外に、国家がマネジメントに説明責任を負わせることを規定する法律と制度の枠組みに関する政府間協力への関心が高まっている。これには、企業統治、商取引の腐敗、会計と報告の規格に関する取組みが含まれている。現在まで、この作業の多くは OECD で行われているが、2003 年末に腐敗禁止条約を採択した国連機関も含まれている。

42. このような背景により、現在の CSR 概念の分析を論じることができる。明確と思われることは、現在の形式の CSR が 1990 年代に出現し、多くが比較的最近のものである考え方や開発が収束されたことを示していることである。このような考え方や開発の原点は同じではない。以下に企業の社会的責任という現在の概念に関する最も重要な開発と影響は、次のとおりである。

- ・ グローバル化
- ・ 貿易自由化、規制改革
- ・ 環境/持続可能な発展の範囲
- ・ 労働/供給チェーン/行動規範の範囲
- ・ 多数のイニシアティブにもかかわらず、環境劣化の加速
- ・ 発展の副産物としての社会の大きな部門の軽視

1.1.1 グローバル化

43. CSR/SR が目立つようになった理由の一つは、グローバル化と関連のある要因が収束したことである。グローバル化は、商品、情報、サービス、資本の交換が著しく増加したことから生じた相互依存性又は収束の複雑なプロセスとみなすことができる。国連の Kofi Annan 事務総長は、1999 年の世界経済フォーラムで行った有名な演説の中でグローバル化の恩恵の平等性とその脆弱性、グローバル化に人間の顔を与える必要性を強調した。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

28

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

44. 企業が世界的なサプライ・チェーンを持ち、そのチェーンを世界中の多数の地域社会に結びつけることが増大している。このような世界的なサプライ・チェーンは企業が作業と責任を“外注”し、激しい競争市場において柔軟に対応できるようにしてくれる。多数の多国籍企業が世界中における自社の社会的、経済的、環境活動に関する行動規範を採用している。供給業者の労働慣行を対象とする行動規範は、企業がサプライ・チェーン全体の労働者に対するある程度の責任を負う方法とみなすことができる。グローバル化のプロセスに伴って生じたことは、特に西欧諸国の市民の間で企業はその活動が操業する地域社会に著しい影響を与える社会的行為者であり、操業する場所を問わず、高度の注意基準を用いるべきであると強く信じるようになったことである。企業が“家庭で”行儀良く振る舞う一方、ほかでは基本的な消費者、労働者、環境、地域社会の保護に関する規範を破るようなことは、もはや受け入れられるものではないとみなされつつある。⁵⁴

53

http://www.johannesburgsummit.org/html/documents/summit_docs/2309_planfinal.htm

による。WSSD は持続可能な発展を支援する法律の制定も求めた。

45. 消費者、環境、人権、労働者、宗教、その他の非政府組織が企業の社会的責任と持続可能な発展という概念を、特に前述のように規格と認証プログラムを開発する作業を通じて推進する上で果たす重要な役割が増えてきている。電気通信と情報技術が進歩したため、今日では場所を問わず、企業の不行跡をより良く追跡し、監視情報を世界中で事実上瞬時に発信することが可能である。CSR は、世界中に報告されたナイジェリアの Shell、アラスカ沖での Exxon Valdez 号の油流出、日本の雪印スキャンダル、スポーツ・シューズ、衣料品、その他の製品の生産における児童労働の問題のような明らかな企業の不行跡についての広く報道された事件に対する多くの回答の一つとみなすことができる。現代の CSR 現象は、このような事件に対する回答の一部とみなすことができる。

1.1.2 貿易自由化と規制改革

46. 現在の CSR の概念を形成する別の重要な影響は、過去 20 年間における政府の貿易

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

29

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

及び投資の自由化、規制改革、民営化の政策の結果までたどることができる。国連貿易開発会議（UNCTAD）は次の意見を述べている。

民営化、規制緩和、自由化は、企業が自社の企業目標を追求するさらに多くの余地を生み出している。行動、余地、権利のこの拡大には企業の責任の増加が伴うべきなのか。国際的な面では、多国籍企業（TNC）がグローバル化という美德を発展させる主力の一つであるため、この疑問は特別な注意を引く。この美德は、投資貿易制度の自由化の最も重要な利点ともみなされ、世界経済の発展とその構成部分に与える影響が大きくなる。“社会的責任”の概念がこの疑問に対する回答を見つけてくれる。この概念は、国家が個別に必要とし、契約が国際的に規定する事項を超える義務を、企業が負うことを示している。TNCはより大きな社会的責任を負うという前提がグローバル化プロセスに伴う経済的、社会的崩壊の観点から特に重要となろう。このような崩壊は、放置しておく、企業が自社の国際的な生産システムを構築する枠組みに脅威を与えることになる。⁵⁵

⁵⁴ 1999年後半に Environics International 社が 23ヶ国における 25,000人の消費者を対象に世論調査を行ったが、それによると、消費者が企業の社会的責任リーダーシップを重視していることが増加していた。北米とオセアニアにおける消費者の 67%が 1998～1999年に社会的責任がないとみなした企業を“罰”していた（又は同じようなことをおこなっていた）か、社会的に責任のあるやり方をした企業には報いた。調査の目的から、罰は消費者が製品を避けるか、該当企業について遠慮なく意見を述べること定義されていた。これを比較すると、北欧では消費者の 53%、地中海地域では消費者の 40%、アフリカでは消費者の 37%、中南米諸国と東欧では消費者の 31%であった。Environics International 社 ニュースリリース、“世界中の消費者が企業に対し経済的目標と同じように社会的目標を達成することを期待している”（1999年9月30日）による。

47. CSR は、官民の協力関係に関与し、これを推進し、政府機関をサービス提供者として使用するような従来の規制取組みを管理又は補完する費用のかからない手段を求めている政府イニシアティブとよく合致しているとみなすことができる。しかし、このような進展は、非政府組織も企業も政府の役割には取って代えられないという関係者からは、必ず本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 30
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

しも肯定されてはいない。

48. 重要な点は、現代の CSR の現象は、多数の政府が社会的サービスを有効に提供し、法を執行する適応力に明らかに欠けている（特に経済開発が低い国の場合）ために、発生していると考えられている。⁵⁶ 事実、多数の最近の CSR イニシアティブについては、その背後にある重要な原動力となっているのは、政府が世界で増加している社会的及び環境問題に適切に対応する能力に関する市民社会の欲求不満であると論じられている場合もある。また、貿易自由化とグローバル化の経済的利益をより公平に配分することの保証に対する懸念が社会の一部の部門、特に発展途上国で引き続き表明されている。このような難しい状況において、一部の企業は、市民、消費者、労働者、地域社会、サプライチェーンの協力者、政府、その他に対し、法律に適合し、社会規範に合致し、社会的貢献を積極的に行うことによって法律と社会規範との約定を実証するように設計されている CSR イニシアティブに自主的に着している。⁵⁷ CSR には社会及び環境公約を行い、法律によって要求されているものを越えるプログラムを実行する企業が含まれることもよくある。政府は、公共政策課題を促進又は支援する自己規制イニシアティブ及び協力関係を支持することへの関心を高めている。⁵⁸ 企業は、自社の経営が法律と社会規範に規定されている要求事項以上であること公に実証するためにイニシアティブをとるとき、リスク管理への系統的な取組み手法に従っており、自社の評判を守り、新しいビジネス・チャンスに門戸を開いていることを関係者に発信する良い立場にある。企業の社会的責任と持続可能な発展に関する一般への公表と意見広告の側面は、1970 年代以降からの重要な傾向として出現した。

⁵⁵ UNCTAD、*多国籍企業の社会的責任*（ニューヨークとジュネーブ：国連、1999）、P 1。

⁵⁶ 政府が法律を施行できないことは、数多くの発展途上国で特に深刻な問題であるが、多数の政府が予算を削減することによって税の負担を極力少なくしようとしている先進国でも一つの課題となっており、施行への取組みが弱くなる場合もある。

⁵⁷ 法律順守は強制であるが、法律順守を確保するために導入しているシステムに関する企業による一般への報告は、通常、法律によって要求されていないことに注意を要する。

⁵⁸ 例えば、250 を超える“タイプ 2”の国際的な官民協力関係が 2002 年に開催されたヨ本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 31
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

複写厳禁

ハネスブルグの持続可能な発展に関する世界首脳会議までとそれ以降に展開された。

1.1.3 環境/持続可能な発展側面

49. 特に 1960 年代以降、企業の環境パフォーマンスは、かなりの一般の関心領域として出現し、多数の異なるイニシアティブをもたらしている。一つの非常に重要な影響は、特に国連ブルントランド委員会(1986年)、持続可能な発展に関する国連リオ会議(1992年)、持続可能な発展に関するヨハネスブルグ世界首脳会議(2002年) 明示されている持続可能な発展の概念を目立つようにしたことである。⁵⁹ 持続可能な発展は、将来の世代が自分達のニーズに適合できる能力を損なわずに現在のニーズに適合する発展 “と定義されている。これは、経済、社会、環境という発展の3本柱を指していると考えられる。持続可能な発展は、企業と市民団体の行為者に向けられているように政府に多く向けられている。したがって、これは、企業だけに向けられた社会的責任よりも広い概念である。実際に、CSR は “持続可能な発展に対する企業の貢献” と規定されている。⁶⁰

50. 初期には、持続的発展の社会的範囲に対する注目度は、環境範囲よりも低く、社会的側面が持続的発展論争で目立つようになったのは、ごく最近のことである。社会的範囲は、環境側面よりも定量化することが難しく、社会的、環境及び経済的指標を意味のある方法で統合できる持続的発展イニシアティブは、極めて少ない。また、*社会*の持続可能性と利潤指向の企業の持続可能性には、生き残り、利益を上げる能力の面から混同がある。企業は、労働者、消費者、環境などの観点から非常な手法によって狭い短期の意味で利益を上げることができるが、短期に利益を上げることは、企業を長期にわたり持続可能とすることにはならないと強調されてもいる。“企業の持続可能性”を切望する企業は、社会の持続可能性の場合と同じように、長期展望を考慮しなければならないこと認識している。CSR擁護者の多くは、企業を長期にわたり維持し、将来の世代の株主が引き続き利益を上げるためには、企業が社会の利益と合致する政策を実現すべきであると提言している。

51. CSR の基本的な基盤は、企業責任のための “企業論理” (すなわち、ビジネスの正当化) があり、主として環境、その他の社会的利益に良好な対策が企業の財務実績にも良いという考え方を中心に展開している。例えば、コストは、エネルギー効率を良くすること

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

32

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

によって削減できる。“善事は利益の報いを受ける”という概念は、主として環境面から現れたものであり、CSR の概念にも影響を与えている。特に、企業の非財務実績を企業の財務実績に関して行われる管理、測定、報告、監査、証明に類似した方法で客観的に管理、測定、報告、監査、証明することができるという意見が起こった（Domini のような財務の持続可能性指標と非財務実績格付けが開発されている）。この考え方は、企業の財務、環境、社会実績を結合する“トリプル・ボトム・ライン”という用語が急速かつ広く受け入れられている背後にあるように思える。

⁵⁹ ISO 14000 環境マネジメント・シリーズの規格は、1992 年リオ会議に対する企業の回答の一部とみなすことができる。

⁶⁰ 例えば、この影響に関する Anna Diamantopoulou、欧州委員会雇用社会問題担当委員による解説を参照。次から入手できる。

http://europa.eu.int/comm/employment_social/news/2002/oct/173_en.html

52. 環境影響の別の側面は、ステークホルダーの概念で説明されている社会問題への生態学的な取組み手法であった。ステークホルダーの概念については、この報告の後の方で詳細に述べる。ステークホルダーは、最も広い意味では、企業の活動によって影響を受ける人、又はその活動が企業に与える人と考えることができる。“汚染者負担”や“予防原則”のような概念の導入と受入れは、CSR にとって影響があり、NGO によってそれなりに推進されている。強調すべきことは、例えば、環境が有毒廃棄物などの無料集積場として使用されるとき、トリプル・ボトム・ライン自体が善行の保証とはならないことである。一般に、ステークホルダーは、環境保護主義者が企業に自社の活動が環境に与える企業影響（“足跡”）を特定するように期待しているように、企業に自社の活動の“影響”を特定することによって社会問題に取り組むことを期待している。変化を求める追加圧力は、再保険会社から現れており、懸念が京都議定書の差し迫った実行から生じている。炭素予算が大型である会社は、事業経費が一段と高くつくことが分かり、金融負債、温室効果ガスを過度に排出し続けることと結びつく法的異議の申し立てが起こりやすくなる。

1.1.4 労働/サプライ・チェーン/行動規範範囲

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

33

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

53. ここでの説明の重点は、労働指向行動規範に限るが、社会的責任に関するその他の問題を対象とする行動規範の重要性の役割を軽視するつもりはない。供給業者が適用することを意味する労働慣行規準を企業が採用すると、社会的責任の現在の概念と実施を開発することに深刻な影響を与えた。供給者規準は、次の二つの重大かつ長期の開発によって提起される企業の責任に関する疑問を対象としているため、CSR 概念の展開に重要である。

- 主として外注と下請（サプライ・チェーン）によって誘発された新しい形式の事業組織と関係の影響。これは、各種の圧力により、一部の政府がその責任を果たすことが困難になると同時に、企業が着手しなければならない責任を回避するのを容易にする可能性がある。会社は、当局が労働基準の順守を採用していなかった場合又は労働基準の順守を施行しようとしなかった場合でも供給業者が労働基準を順守することを保証しようとして供給業者規準を採用した、

- 企業の価値を決定する上でブランド名、評判のような無形物の重要性が高まっていることの認識。供給業者規準は、ブランドの評判に対する“リスク管理”の一つの手段となっている。賄賂の授受、腐敗スキャンダルなど、他の評判リスクを対象としている規準と管理システムも開発された。リスク管理は、行動規範と同じように社会的責任活動に係わる企業のための“企業論理”、すなわち、正当化の強力な構成要素となった。

61 しかし、専門家は、注意を完全なトリプル・ボトム・ラインの企業正当化の方に向け始め、それが有望と見ている：“会社全体の持続可能な発展の知識とイニシアティブを積極的に改善することからの投資利益により、他の伝統的な投資機会は些細なことのよう思える。” Bob Willard、持続的発展の利点：トリプル・ボトム・ラインの7つのビジネス・ケース利益（ブリティッシュ・コロンビア：New Society Publishers、2002）による。

これらの規準は、その規準を採用している企業がどのように規準を実行し、規準の条件を実際に尊重していることを一般市民に実証するかという疑問を起す。この種の疑問に対する答を探すと、社会領域の民間規格設定イニシアティブと民間労働検査員又は社会監査人の業界、及び CSR 現象に深刻な影響を与えた関連マルチステークホルダー・イニシアティブが浮かび上がってくる。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

34

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

54. 現在の CSR の概念に与える別の影響は、職場の確保又は訓練に関する人材開発 (HRD) の考えから生じる。この領域における既存の考え方と手法は、CSR 概念とよく合致している。会社は、HRD 方針を従業員“ステークホルダー”への社会的責任の側面として規定するようになってきている。労使関係と団体交渉は、主題が従業員と会社の関係であるときでも、述べられることが少ない。従業員の確保は、作業の多くを外注している会社にとってはそれほど問題とならない点に注意を要する。さらに、この種の HRD 方針は、基本的人権が十分に尊重されていない環境では果たす役割が多くない。

1.1.5 CSR 概念の原点と展開に関する結論

55. 結論として、CSR は 1990 年以降そのプロフィールが増大してきたが、完全に新しい現象ではなく、事実、その起源は初期の頃にあった。現在、CSR と呼ばれているものの初期の形態は、宗教、温情主義、慈善的な側面が強かったが、現代の CSR 概念は、より直接的に日常的な商行為と広範なステークホルダーへの影響に重点を置いている。この現代の CSR 概念は、国内の法律文書と国際規範を背景に開発され、世界市場（世界的なサプライ・チェーンの活用）で商取引を行う新しい方法と政府の適応力の変化、規制に対する異なる取組み手法に対処している。多数の“ソフト・ロー”政府間協定文書が ILO 三者宣言、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業ガイドラインのように企業行動を対象としている。現代の形式の CSR は、企業が商取引を行う全管轄区域において社会的に責任のある方法で行動することを保証し、その行動を公表するように求める一般市民の強い要望を反映しているようにも思える。先進国における投資関係者、多国籍企業及び非政府組織は、CSR 概念を推進する上で重要な役割を果たしている。

56. 現在、企業の社会的責任と呼ばれているものの重要な側面は、ここしばらくの間に企業社会によって特定され、管理されている。方針と商取引が労働者、消費者、環境、人権の保護、外注ガイドライン、行動規範、倫理、法令順守、地域社会の関与、企業の慈善活動の領域において開発されている。事実、このような領域における方針と戦略を開発し、実行することは、一般に健全なマネジメントと考えられているものの一部となっている。企業の社会的責任という概念は、このような複合体と展開中の活動を一つの枠組みに統合

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

35

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

し、企業の目標を支援し、主要なステークホルダーとの対話を促進し、社会の公共政策課題を進めることができるようにする。

1.2 社会的責任の傾向と触媒

57. 現在の形式の社会的責任は、最近の多数の傾向を反映したものである。今後の展開は、特定できる力や触媒によって形成されるであろう。ここでは傾向と触媒の両方について述べる。

1.2.1 最近の社会責任の傾向

58. 上記の内容とは別に、いくつかの重要な傾向が社会的責任の概念の開発に影響を与えている。

- 容認できる行動の基本的な社会規範を世界レベルで明確に述べている UN、ILO、OECD のような政府機関間の国際文書の数が増えている。
- 通信技術及びメディアが進歩し、世界中の企業活動を追跡し、その活動に関する情報を迅速に広める能力を向上させている。
- 多国籍企業が商品、サービスの交換と投資に果たす役割が一段と重要になっている。
- 企業が自社の行動の経済、社会、環境側面を公開することが増加している。
- 企業の貸借対照表における無形資産の重要性を認識することが増加し、企業の価値を決定するときに、評判の重要性を認識することが増加している。

1.2.2 社会的責任の触媒

59. 社会的責任の今後の発展は、次の事項を含め、すでに働いている多数の特定可能な力、触媒又はドライバーによって形成されるであろう。

- グローバル化の重要性の高まり、商品とサービスの国境を越える取引の増加、多国籍企業の重要性、世界的なサプライ・チェーンの普及
- 容認できる行動の基本的な社会規範を世界レベルで明確に述べている UN、ILO、OECD のような政府機関間の国際文書の作成
- インターネットのような通信技術が進歩し、世界中の企業活動を追跡し、その活動に

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

36

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

関する情報を迅速に広める能力を向上させている。

- 多数の国々の市民が、企業は、操業する場所を問わず、単に“自国”の管轄区域に限らず、社会的及び環境配慮の規格に適合すべきであるという期待を広く公言している。
- 従業員のモラル改善、効率の向上、適格スタッフを引き付け、確保する能力の向上など、良好な CSR 手法の潜在的な営業利益を企業が認識する。
- 法を施行する政府の適応力が不適切な場合が多い（市民の善行期待感が高くても）ことを認識し、企業自身が社会及び環境配慮の高い規格を満たしていることを実証する役割を担っている。
- 政府が官民協力関係と押し付けがましくない規制取組み手法に依存する規制改革課題に関与するように、企業がより多くの責任担うことへの期待。
- 社会的責任のある投資社会の発展と、それに伴う社会的責任問題に関する株主の提案。
- 規格及び認証イニシアティブを含む広範な活動による非政府組織の行動の増大。
- 良好な CSR 手法により、新しい規則の必要性が少なくなるという一部の地区における認識。
- 政府が人権又は環境を保護できないか、保護に消極的である管轄区域、統治機関が完全には機能していない管轄区域内で商業活動を行いたいとする企業による希望。
- 主要なステークホルダーからの入力によって進展した社会及び環境公約を自主的に果たすことにより、営利的、その他の腐敗リスクが減少し、ブランドの評判が高まるという企業の理解の高まり。
- サービスを会社に提供するコンサルタントと企業の“社会的責任業界”が生まれている。このサービスには、マネジメントシステム、その他の規格との適合性認証に係わり、そのような規格との適合方法に関する助言を行うサービスが含まれる。この業界は、他の二つの確立された業界（会計と投資）と共同して、CSR 活動、資金調達、後援会議、出版、目的が報告書と検証、社会的に責任のある投資資金、CSR 活動に関する会社情報のための市場を生み出すイニシアティブと組織の主要な触媒となっている。
- 年金資金、その他による株主の行動主義を含む社会的に責任のある投資社会。
- より責任なる消費に対する消費者の需要（公正取引プログラム、持続可能な森林・漁業プログラム、環境ラベル表示などからも明らかである）。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

37

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

- 規格の作成と実施及び認証イニシアティブを含む広範な活動を通じての非政府組織からの圧力の増大。
- 環境、社会、経済問題に対処する政府の行動。
- 営利的、その他の腐敗リスクを減少し、市場の認知を獲得し、ブランドの評判を高めるために、一部の企業は、他者の入力により、社会的責任問題を積極的に公約。
- 企業の価値を決定する無形の評判ベース側面と投資家が保証され、会社の評判リスク側面に関する情報の提供を投資家が希望していることの重要性に対する認識の高まり。

60. ミクロ・レベルでは、消費者、サプライ・チェーン協力者、保険業者、銀行、投資家、株主、地域社会、労働者、NGO、政府、政府間団体を含む広範な当事者が会社に CSR 手法を採用するよう促している。

1.3 用語

61. 最も広く使われているのはかなり意味内容に幅があるものの“企業の社会的責任”という語のようであるが、この他にも多くの語が使用される。例えば、“企業責任”、“法人市民（企業市民、corporate citizenship）”、“企業の誠実さ（corporate integrity）”などである。これらはCSRのそれぞれ少しずつ異なる側面に力点を置いている。“社会”という語では環境が抜け落ちる、という考えから“企業責任”という語をよしとする人もいれば、社会的責任は環境面にも及ぶと言う人もいる。“企業市民”は、企業は権利と責任の両方を持つという意味で個人と同様にみなすべきという認識で使用されることが多いし、また、責任は社会および環境問題にとどまらないということを示すために使用されている。しかし、会社を“市民”として扱うことには反対の人もいる。

62. “組織の責任”および“社会的責任”は、特定のタイプの組織だけを取り上げないという理由から、この語を好む人々もいる。前に論じた通り、CSRの概念の起源および変遷を調べると、焦点は企業にあるのであって、それ以外のタイプの組織に向けられてはいない。企業の社会的責任は、企業がその富の創出活動の中で社会に大きな影響を及ぼしてきたし、これからも及ぼしていくという事実を照らして関心の焦点となってきた。

複写厳禁

63. 企業の社会的責任という概念は、ブルントランド委員会 (Brundtland Commission) が使い始め、1992年にリオ地球サミットで承認された“持続可能な発展”という概念と関連していることが多い。社会的責任の(領域の)多くは、持続可能な発展という概念における持続可能性の三つの側面——経済、環境そして社会の持続可能性——を反映してまとめられている。“企業の社会的責任”とは“持続可能性に対する企業の貢献”であるということができ、こうした考え方を示す語として“CSR”および“持続可能性”を使用する人もいる。しかし、持続可能な発展の性格はCSRが通常意味するものよりかなり広い。例えば、持続可能な発展とは自主的な対応と非自主的な対応の両方にまたがるものとするのが普通であり、政府あるいは政府間機関にしかできない活動や政策を含む。

64. また、持続可能性に関する議論でも企業の社会的責任に関する議論でも、その多くにおいて“社会的”という語は二つの意味で使用されていることに留意すべきである。“社会的”はしばしば“環境”や“財政”など他の領域と対比され、この意味において、人権、職場、地域社会および消費者保護などの問題に関する責任を包む。これに対し、“社会的”がもっと広い意味での社会全体を指すために使用されることもあり、この場合は、社会的と考えられる分野と同様、経済、環境の分野での責任も包含されることになる。企業の社会的責任という語およびこの報告書のテーマは、社会に言及すること、とりわけ環境に対する責任を含めることを意図している。

1.4 定義

65. 最近出された欧州委員会グリーンペーパーでは、企業の社会的責任は次のように定義された：

・・・会社がその企業経営の中およびステークホルダーとの自主的關係の中で、社会問題と環境問題を統合する際に使用する概念。⁶²

66. 国連貿易開発会議 (UNCTAD) は企業の社会的責任を次のように定義した：

企業の社会的責任とは、営利企業が社会のニーズおよび目標とどのようにつながりを持つか、である。社会の集団はすべて何らかの役割および機能を果たすこと

が期待されており、これは社会自体が変化するにつれ時とともに変化する。営利本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 39
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

企業、特に多国籍企業に対する期待事項は、グローバル化する社会におけるこれら企業の役割が拡大するにつれて急速に変化しつつある。従って、多国籍企業の社会的責任に関する規格および遂行能力に関する議論は、安定して豊かで公正なグローバル社会を発展させるための重要な要素となる。⁶³

67. “持続可能な発展のための世界経済人会議”（WBCSD）はCSRを“企業が従業員、その家族、地域社会および社会全体とその生活の質を向上させるために協力することにより、持続可能な経済発展に参画すること”と定義している。⁶⁴ WBCSDによるとCSRは、経済成長および生態バランスと並んで、持続可能な発展の第三の柱である。

68. “社会的責任のための企業”（BSR）はこう言っている：“CSRについて・・・広く受け容れられた定義はないが、一般に、倫理的価値、法の順守、そして人間、地域社会および環境の尊重に関わる企業の意思決定を指す”。⁶⁵ より端的に言えば、BSRによるCSRの定義は：

・・・社会が企業に抱く倫理的、法的、商業的および公共的な期待に応える、あるいはこれを超える形で企業を経営することである。指導的立場にある会社はCSRを個々の実務あるいはその時々への対応の集積以上のもの、即ち、市場調査や広報その他、企業利益を動機とする活動以上のものと考え。CSRはむしろ、企業経営全体を通じて統合される方針や実務および計画の総合的セットであり、経営トップにより支持され褒賞される意思決定プロセスであると考えられている。

⁶² http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/greenpaper.htm による。

⁶³ UNCTAD, “多国籍企業の社会的責任”（ニューヨークおよびジュネーブ：国際連合、1999), p. 1。

⁶⁴ www.wbcds.org/projects/pr_csr.htm を参照。

⁶⁵ www.bsr.org/resourcecenter/ を参照。

69. The Conference Board of CanadaはCSRを次のように定義する：

・・・会社とその全ステークホルダーとの関係全体。ステークホルダーとは、顧客、従業員、地域社会、オーナー／投資者、政府、供給業者および競合他社など
本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 40
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

である。社会的責任の内容としては、地域社会アウトリーチへの投資、労使関係、雇用の創出・維持、環境への責務および財務実績などが挙げられる。⁶⁶

70. “The United States Council for International Business” は企業責任について次のように述べている：

・・・会社が社会におけるその——生産者、雇用主、販売者、顧客および市民としての——役割を責任あるかつ持続可能な形で果たすために取り組むことを必要とする。この取り組みには、会社が社会にプラスの影響を及ぼすことを求める自主原則——適用される法律の要求事項以上——も含まれる。物およびサービスの製造・販売に関する戦略、企業倫理、環境関連活動、従業員の待遇、人権への対応および地域社会との関わりはいずれも企業の社会的責任に総合的に取り組む上で不可欠なものである。

71. “国際経営者連盟（International Organization of Employers）” は、CSRを“会社がその企業経営および株主との相互関係において社会と環境の問題を統合した自主的なイニシアティブ、と定義している。⁶⁸

72. “国際商業会議所（The International Chamber of Commerce、ICC）” は企業の視点から企業の責任を次のような定義を提案している：“企業がみずからの活動を責任ある形で実施するための自主的な取り組み”。ICCは次のように付け加える：企業の責任を価値と原則の包括的セットととらえる会社が増えており、これが経営方針および実務ならびに意思決定過程を通して企業経営に組み込まれている。⁶⁹

73. “カナダ慈善活動センター（Canadian Centre for philanthropy）” の職員はこう述べる：CSR “・・・または法人市民とは、会社の業務が社会に及ぼすマイナス影響を最小限にしつつ、プラスの影響を最大にするための経営実務の総体、というのが最も端的な定義であろう。”⁷⁰

74. “企業の社会的責任ニュースワイヤー” はCSRを、“企業経営と価値の統合であり、顧客、従業員、投資者など全利害関係者の利益と環境を会社の経営方針および活動に反映

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

41

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

するためのもの”と定義する。⁷¹

66 “地域社会における企業のためのカナダ・センター”, Conference Board of Canadaによる。

67 USCIB声明, “企業責任の促進”、2002年12月による。

68 国際経営者連盟「International Organization of Employers」, 企業の社会的責任: IOEの取り組み, 2003年3月。

69 ICC ペーパー “社会の中の企業”: 積極的で責任ある貢献、2002年3月。

70 www.ccp.ca/Imagine/Team%20China%20-%202001.htm を参照。

71 www.csrwire.com/page.cgi/about.html を参照。

75. 初期の議論において、“社会的責任に関するISO諮問グループ” (AG) は組織の社会的責任 (OSR) について次の仮定義を採用した:

この諮問グループの目的において、OSRとは、組織が人々、地域社会および社会に恩恵をもたらす形で経済、社会および環境問題に取り組むためのバランスのとれた方法を意味するものと考え

“OSRの特徴および基本原則” : (以下の限りではない、また順不同)

- ・ 法律・法規の順守が基本
- ・ 自主的取り組みを含む
- ・ 利害関係者を含めるおよび参加させることが原則
- ・ 説明責任
- ・ 透明性
- ・ 倫理的行動
- ・ 多様性およびニーズを反映するための柔軟性
- ・ 持続可能性/持続可能な発展の一部

OSRは以下を含む (以下の限りではない、また順不同)

- ・ 人権 (世界人権宣言、ILOコア条約)
- ・ 職場および従業員の問題 (職場保健安全を含む)

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

- ・贈収賄、買収、自由競争に反する行為など、不公正な行為
- ・組織統治
- ・環境面
- ・市場および消費者の問題
- ・地域社会の巻き込み
- ・社会発展

76. この定義は当時のAGメンバー多数の見解を反映したものではあったが、作業用の定義であって、コンセンサスではなかった。その理由は、この定義が、この用語で表したい概念または、この方がより重要だが、現象および活動の客観的記述と一致しない規範的／希望的要素を含むからである。

77. 上に挙げた定義のいくつかに触れているように、持続可能性の概念とCSRの概念には強い関連がある。CSRは広範な利害の融合の産物であり、その内容は主としてステークホルダー参加の範囲および適切性に左右される。

1.4.1 共通要素

78. 企業の社会的責任を記述するために使用される用語および定義はかなりまちまちであるが、キーポイントが幾つか浮上する：⁷²

- － CSRとは社会における企業の役割および社会が会社に抱く期待に関するものである。
- － CSRは自主的概念と考えられており、法を順守するための活動ないし法の順守を含むと共に、法の順守を超えて社会に利益をもたらす活動に関するものである。
- － CSRは、経営および経営イニシアティブの役割、社会的影響の管理、経営システムを扱う。
- － CSRは企業活動による社会への影響およびその結果——プラス面およびマイナス面の両方——に大きな焦点が置かれる。
- － CSRは継続的ないし日常的な企業活動を扱うものであって、慈善活動とは関係ない。但し、慈善活動をCSRと見なしうるかどうかについては幾つか疑問がある。⁷³
- － CSRは社会、環境、経済面での業績を評価、向上させるためのものであり、持続可能

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

な発展という目標を推進することに寄与できる。

- － CSRは企業活動によって影響を受ける人々を把握し、関わり合い、活動を報告するためのものである。

⁷² これらは必ずしも共通要素ではなく、従って、この要約をCSRの定義またはCSR定義の集大成と見なしてはならない。

1.4.2 国、地域および地方による違い

79. CSRが実際にどのように実践されるかは多様であり、法制、既存の制度、社会・文化的背景、環境条件、その他さまざまな要因を反映する。しかし、企業の社会的責任に対する期待の幾つか——例えば、人権の尊重——は普遍的である。社会的責任の実践については国際的な“ソフト・ロー”とも言うべき明確に規定された規範がある。これらはUN、ILO、OECDなどの政府間機関の文書から来ている。企業は、OECDの公式顧問として、また、ILOを構成する三者の二者として、企業の社会的責任に関する最も一般的かつ包括的な二つの文書、即ち多国籍企業と社会政策に関する原則の“ILO三者宣言”および多国籍企業のためのOECDガイドライン、の作成および採択に参加・協力してきた。企業はまた、雇用主として、“ILOの条約および勧告”をまとめる任務も負っている。

80. しかし、会社に期待されるすべての活動について、世界共通の規範となりうるような合意はない。CSR活動または社会的責任は、現地のステークホルダーと共に現地の事情を考慮して定義されなければならない、という考え方があり、この考え方によれば、現地との連携なしに問題点／活動／責任の優先順位を決定することはできない。このことは、現地レベルでの適用という点で違いはあるものの、環境保護に関する状況とさほど変わらない。つまり、環境保護の場合、義務の厳密な性格は会社によって、部門、国、地域によって異なるが、各会社は環境方針を機能させるための枠組みを整備している。

これとは違う考え方もある。現地の慣行、また法的枠組みでさえも、世界的に適用可能な規範と一致しないことがある。特に、政府が国民の政治的権利を抑圧しているような国において人権の意味を“現地の”機関の“解釈”に任せるのは困難であり、問題が多い。

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

44

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

更に、既に確定し良く理解されている社会的責任の定義ないし解釈を変更することで商業的利益を得る“ステークホルダー”も多いであろう。逆に、特定の企業慣行のマイナス面の影響を被るステークホルダーは見落とされ、無視されるおそれもある。更に、“ILOの条約および勧告”を含め、これら規範の多くが、さまざまな状況に合わせた解釈の手続きを付け加えている。

73 例えば、UNCTAD、“多国籍企業の社会的責任”（ニューヨークおよびジュネーブ：国際連合、1999）、p. 3を参照。

81. 環境および社会の両方に共通して重要なのは、単に社内の運営管理システムや一般行動（行動指針）を整備することよりもむしろそれを実効あるものにするることである、と指摘されている。これは現地の地域社会や地元住民にとって最重要であることが多く、問題点や対策および責任を明確にする上で、ステークホルダーの緊密な関与を必要とする。

82. ある会社がどのような態勢でその社会的責任に向き合うかは、その歴史、文化、哲学、消費者や社会からのフィードバック、業種、その会社が展開している国の法律・法規に左右される。このため、これまで会社が採ってきた対応法は多種多様であった。内部的には、企業責任に関するプログラムや事業がさまざまな形で運営されているが、多数の分野について方針をまとめ、さまざまなレベルでの行動計画を通じて実行される、というのが一般的である。

83. 自社の事業計画に社会・環境問題を組み込んでいる会社の多くが、そのことによって司法機関や政治機関との関係が改善され、外部のステークホルダーの懸念に効果的に対処し、戦略的に有利な分野を発見することができる、と感じている。社会・環境面を組み合わせることはまた、企業がそのビジネス展開に関わる人々の生活を向上させることに焦点を当てることにもつながっている。こうした部分での業績向上は社員の姿勢やブランドに対する顧客の信頼など無形の財産を生みだし、これが財政面での改善にもつながる、とよく言われる。また、こうした問題に積極的に取り組んでいる会社は、監督官庁、金融機関、地域社会および一般市民など、この他の主要なステークホルダーとの関係も向上させやすいようである。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

45

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

1.4.3 合意された定義なしの意味

84. 一部のAGメンバーは、どのような規格であっても、その主題について合意された定義が不可欠な前提条件である、と考えている。また、少なくともCSRに共通して含まれる要素のセットについては合意がなくてはならない、と考えるメンバーもいる。こうした意見は、規格の設定には基準点が必要であり、何も制限がなければ何でも可能である代わりに何も意味を持ち得ない、という考えを反映したものである。広く合意された定義がない場合には、関係各者相互のコミュニケーションや情報交換が妨げられるであろう。

85. こうした懸念を持たないAGメンバーもいる。“品質”、“職業的安全・衛生”、“環境”といった曖昧で難しい概念の定義はいずれも国際規格のために考案されてきた。いずれも、定義は非常に基本的である（例えば、品質は“目的に合致すること”、安全は“危険がないこと”）。これらの定義は曖昧さがないわけではないが、洗練された規格をまとめる出発点としては有用であることが証明されている。同時に、定義についての合意は可能かもしれないが、幅広すぎて使い物にならないという可能性もある。

86. この分野でのISOの仕事が受け容れられるためには、最低限として、定義が幾つかの問題を解決するものでなくてはならない、という意見もある。問題の一つは、CSRが法律の順守を前提とした活動に関する自主的な概念なのかどうかである。もし自主的な概念であれば、CSRの定義のほとんどがそう考えているように思われるように、法的義務や慣習などを通して社会が定義する企業の社会的責任というより広い概念からCSRを区別する必要がある。この考え方によると、この点を区別した定義は、ISOが関与するために必要な枠を設定することになる。逆に、CSRの意味が“自主的”に限定されない場合は、政府のしかるべき役割を決定する必要がでてくる。この意見のメンバーによると、これでは、政治的プロセスを通してしか合法的に決着できない問題を解決する必要があるため、ISOの仕事が受け容れられなくなる。この心配は、CSRの定義を限定することに関するものであるが、CSR規格がパフォーマンス規格を含むべきか否か、また、CSR活動または規格は社会または環境規格とどのようにつながる、という問題と同じではない。標準化に利用できるCSRの定義をまとめることはこの報告書の目的ではないが、一部のメンバーは、

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

46

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ISOが社会的責任の標準化作業を続けるとして、今後更に深めることのできる提案をしている。

1.5 社会的責任（SR）に分類される主題

87. 現行のSRの概念は持続可能な発展という概念に大きく影響されている。持続可能な発展は多くの場合、経済、環境、社会の三つの次元（人によっては、“利潤、地球、人間”の三つ）に分類される。この三つの次元にはさまざまな側面があり、SRの適用範囲は極めて広いものになる。SRには、構成要素とも側面とも言える多数の異なる事象や問題が含まれる。社会的責任に関する多様な法律文書や規範、持続可能な発展に関する文献などから、これら構成要素あるいは側面について、示唆的で非排他的リストをまとめることができる。このリストには、法の順守、環境保護、消費者保護、労働慣行および労使関係、人権、安全衛生、倫理および不正防止、地域社会との関係、慈善活動、⁷⁴およびこれらのアウトリーチ（関連事項）が含まれるであろう。SRの範疇に入ると思われる問題の詳細なリストについては、添付資料を参照されたい。

88. 以下を考慮せずにSRの“複雑さ”を十分に論じることはできない、という意見もある：

- どの構成要素がSRに属する（属さない）か
- どの構成要素が標準化できる（できない）か
- 一つの構成要素と他の構成要素はどのような関係にあるのか
 - 各構成要素はどのレベルで適用されるのか（国際、地域、国内、産業部門（紡織あるいは鉄鉱など）、地方（例えば、市）あるいは組織（人を雇用しているものすべて）

⁷⁴ 前述のごとく、CSRは地域社会に対する父親的態度ではなく日々の企業実務により大きな焦点を当てるよう変化してきている。これは、慈善活動はCSRの新しい概念に合致しないという考え方によるものである。

89. このことから、SRの適用範囲という問題は地域や組織レベルでなければ十分に解決
本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 47
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

できない、と考える人もいる。社会的責任とは何かを含め、すべては企業の問題であり、企業だけで、あるいは、企業と企業が選んだステークホルダーだけで決定できる、という考えには賛成しない人もいる。既に世界的に適用可能な行動要件をまとめたCSRイニシアティブ（例えば、Forest Stewardship Council）もあり、これらが、次に、ステークホルダーとの協議プロセスを経て、地域化され解釈される。この考え方に立つ人々にとって、世界中で適用できる原則や基準があれば世界で差し迫った多くの環境・社会問題を軽減するための規格にとっていかに便利であろうとも、規格の地域化や有効性評価はあくまでも地域レベルで行われるべきものである。

1.6 この他、SRの鍵となる概念

90. 社会的責任の概念には他の概念も包含される。例えば、“ステークホルダー”の考え、説明責任と責任の違いの解釈、会社が社会的責任事業に取り組む企業論理あるいは企業根拠などである。これらの概念を考慮するため、まず、これらに伴う幾つかの困難を以下に概説する。

1.6.1 ステークホルダー

91. 会社はその株主（オーナー）に対して責任があるだけでなく、より広いステークホルダーに対して責任を負う、というのは、CSRとの関係で鍵となる考え方の一つである。実際、CSRとは企業活動が他者に及ぼす影響を把握し、これを考慮に入れる企業倫理の一形態である、と行うことができよう。CSRの多くは、経営陣がいかにステークホルダーを特定し、これと“対応する”か、会社の活動がこれらの人々に及ぼす影響を経営者はどのように把握、評価、報告するか、に関するものである。理想的なCSR概念では、企業のCSR活動と経済活動とはリンクする。他者の利益を考慮に入れることにより、会社は利潤を損なうような問題が生じる確率を下げる可以降低し、新しいビジネスチャンスを発見できる可能性もある。

92. ステークホルダーを一人一人特定し、その全員に対応することはもちろん不可能であるため、会社は、実際のステークホルダーの代理となる非政府組織（NGO）を決め、これ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

48

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

を相手にする場合もある。このやり方はある程度理解できるし、受け容れられる。ステークホルダーの一部は組織されておらず、これ以外の方法では意見を聞くことも、対応することもできない（例えば、“自然”や“環境”または“次世代の人々”）。しかしこれでは、CSR活動において、NGOと市民社会の区別が曖昧になることも明らかである。

93. CSRにおいて、NGOは市民社会のスポークスマンと見なされることが多い——しかし、NGO間には大きな違いがあり、すべてのNGOが市民社会の一部というわけではない。実際、市民社会で最も重要な組織の多くはNGOとは見なされないことが多い。例えば、宗教団体や政治団体は、状況や活動次第では、極めて重要な市民社会組織である。

94. 概念としての市民社会は、個人と国家の関係というよりも、社会の個々の成員あるいは個々の部門と他者との関係である。真の市民社会は、規則の尊重を要求すると同時に、多種多様な制度的な取り決めで成り立っており、これらが個人を保護するだけでなく、個人が他者と共同して相互の問題を解決したり、自身の利益を増進させたり、権力の恣意的な行使や乱用から自身を守ることを可能にしている。これら制度の多くは市民権や国政参与権と関係するもので、特に報道の自由や団体交渉権などである。一部の種類のNGOsが成長したのは、市民社会になり得ていない社会の代わりとなる試みの結果であり、真の市民社会が求める制度を発展させるあるいは維持する試みの結果である、とすることができる。この見方によると、NGOの数および重要性が劇的に増したのは市民社会の反映ではなく、NGOは市民社会の代理として作られ、利用されているのである。つまり、NGOの存在が大きくなっているのは、従来の市民社会の制度が機能していない、ないし、弱いところかもしれない。

95. “ステークホルダー”という語は“NGO”からも“市民社会組織”からも区別されなくてはならない。CSRの概念において、ステークホルダーという語は企業の活動によって影響をうけるすべての人を指す。これには、市民社会組織ともNGOともみなされない組織および個人が含まれ得る。これには他の企業（供給業者、企業顧客およびパートナー、競合他社、投資家および金融部門の会社）も含まれるし、また、政府や広い意味でのさまざまな地域社会も含まれるであろう。

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

49

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

96. ステークホルダーという考え方には幾つか概念上の難しさがある。その一つは、企業から受ける影響あるいは企業にとっての重要性という点において、すべてのステークホルダーが等しいわけではない、ということである。もう一つは、すべてのステークホルダーが会社の行動に対して、社会の利益に由来する合法的な要求資格を持っているわけではない、ということである。把握できる“ステークホルダー”の数と会社の責任量の間には何も関係はないと思われる。実際、存在するからといって会社の責任が増えるわけではない。ステークホルダーもいれば、むしろ責任が減るかもしれないステークホルダーもいる。ある会社が別の会社に仕事を外注する場合を考えてみよう。この場合、“ステークホルダー”の数は増すが、会社の責任は変化しない、あるいは減っているかもしれない。

97. “ステークホルダー”という語は関係性以外の意味で使用されることが多くなっており、そうすると、明確になる部分より曖昧になる部分の方が多い。組織あるいは個人のみを“ステークホルダー”と呼ぶべきであり、これは、その組織または個人と別の組織、例えば、ある会社または産業、間の関係を強調するためである。この関係が重要ではない、または、その関係を明確にできない場合、組織または個人は不適切な関係用語を用いることなく、そのまま記述すべきである。意味をなすためには何らかの関係を必要とする語（例えば、父親や母親）を使う場合の問題を考え、次に、これら関係語をそうした関係がないところや、関係に意味がないところ、関係が明確ではないところで使用することを原因として生じる問題を考えてもらいたい。ステークホルダーという語の不適切な多用は、この他の点でもいくつか不幸な結果を招いてきた。この語はもともと“株主”という語と対比するために考案されたものであり、特に、“株主”の方が実体をより正確に表すと思われる民主的政府の構成員にステークホルダーを使用するのは不適切である。

98. CSRという概念は会社に対し、ステークホルダーを特定し、これと関わることを要求する。しかしステークホルダーとの関わりが不適切な場合——協議過程が本物ではない場合——には問題が生じる。不適切なステークホルダー——即ち、本当の関係者ではない組織——の関与によっても問題が生じる。不適切なステークホルダーは、企業に作られたあるいは企業に支援され本当には自立していない組織という場合もある。ステークホルダーではなく、実際にはサービス提供会社という組織もある。この他、会社の対話相手とし

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

50

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

て十分な代表構造を持たない組織もある。

1.6.2 説明責任

99. CSRが自主的な概念でなくてはならないとすると、企業と社会の関係に関する他の概念からCSRを区別する必要がある。政府が企業に課す法的義務、また、経営を株主および——国によっては——他者に説明可能なものとするための企業統治システムを指す言葉として現在では“企業の説明責任”という語が使用されることが多い。“説明責任”という語は何かについて報告するあるいは答えることができる道徳的義務をも指す、という考え方もある。いずれにせよ、自主的な概念を規制的概念から区別する必要がある。CSR活動はどの企業活動を法的および制度上の枠組みの対象とすべきかという疑問に答えない、と考える人もいる。これは政治プロセスおよび政府を通してはじめて合法的に解決する問題だからである。規制および企業統治の枠組みはCSRの原則や実践よりも企業の行動を形作る、ということは広く認められている。実際、CSRの触発剤の一つは、この規制的意味において企業により大きな説明責任を要求することである。但し、自主的なイニシアティブと規制アプローチは場合によって相互に補完しあい、相互に強化しあうもの、という認識もある。自主的なイニシアティブと規制アプローチは異なるアプローチを持つ。規制アプローチでは、最小限の基準の順守を確保することに焦点が当てられる。一方、グローバル・コンパクト（Global Compact）のような自主的なイニシアティブは革新的で実際的な解決の推進に努力する。

100. 説明責任に関する別の問題は、自主規格が守られているか否かをステークホルダーや消費者が独自に検証する必要性である。これは自主的なプロセスおよび基準に対する市民の信頼を得る上で決定的なことで多くの人々が考えている。

明らかに、自主的なイニシアティブが規制枠組みを徐々に蝕んでいくようなことがあってはならないが、規制要件を超える自主的な枠組みの余地はある。

1.6.3 社会的責任活動のための“企業論理”あるいは根拠

101. 企業が社会的責任活動に取り組むための“企業論理”あるいは根拠が存在するか否

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

51

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

かの問題については、相反するさまざまな意見がある。なぜ会社が社会的責任活動に取り組むのか財政面から正当化する必要があるということは、SRは不必要か非倫理的かのどちらかである、という証拠である、と一方は主張する。この意見によると、会社が社会的責任活動を行う財政的正当性があれば、SRは不要である。市場が適切に機能し、情報が充分に行き渡れば、企業はそのうち進んでその活動を実施すると考えられるからである。しかし、もし会社にとって社会的責任活動に取り組むことが財政的に正当化されなければ、そうした活動は株主のお金を不適切に使用することになる場合もある。

102. もう一方は、最も重要な社会問題のほとんどについて、社会的責任活動に取り組むことが財政的に正当化されることはない、と考える。この考え方によると、正しいことをすると他社との競争で、少なくとも短期的には、不利になるおそれがある。こうした主張をする人々は、SR活動に関する企業論理を確立する研究が少ないこと、また、法的または制度上の枠組みが不十分なことによって悪化した社会問題に、SR活動に取り組んでも効果は極めて小さい、と指摘する。この見解によると、社会には企業間の競争やその他さまざまな利害が競合しているので、社会問題に効果的に対処するには、自主的な行動に頼るのではなく、規制や制度というメカニズムを通すしかない、ということになる。こうした企業論理の受容は暗黙のうちに、多くの人が規制に反対する理由ともなっている。これと密接に関係している懸念は、企業論理を通すために、社会で既に確立されている規範の解釈や定義が修正されているのではないかと、いうものである。この意見によると、SRと関連して私的基準を定める動きの幾つかはこれを目的としている。更に別の意見では、会社がSR活動に取り組むことには正当性があり、これは長期的展望に立つ人々には実感されている。明らかに、まだこれといった統一見解はないが、時間がたてば、例えば、購買および投資方針の中で公的・私的に規格が参照されることを通じて、こうした見解が出てくるものと思われる。⁷⁵

⁷⁵ 自主的CSRイニシアティブに関する総合的研究の一つが現在“グローバル・コンパクト”で実施されている。その結果は2004年1月に発表されるが、その一つは、グローバル・コンパクトが多くの国において変化を促進および容易化にすることに成功している、ということである。

1.7 企業および／または他の組織への適用可能性

103. AGは最初の会合の時から、SRが企業にだけ適用されるのか、それとも他の組織にも適用されるのか、という問題と取り組んできた。一部のAGメンバーは、“企業”という語を含めるとISOデリベラブル（成果物）の適用対象となる組織タイプを限定することになる、と考えた。ISOデリベラブルは、一度まとめられれば、どのような組織でもそうした規格または他のデリベラブルを利用できるようにしなくてはならないので、“組織の社会的責任”というより広い語の方が適切、という考え方である。他のAGメンバーは、“企業の社会的責任”は営利企業の行動に関する語と理解されており、適用範囲や用語を変更することにより、ISOデリベラブルの主題および性質を効果的に変更することができる、という考えであった。この考え方では、“企業の社会的責任”という語は企業を念頭に置いて考案されたが、労働者、地域社会、環境その他に社会的影響を及ぼす組織は何も企業に限らない、ということが自明のこのようである。

1.7.1 暗黙の含意

104. 規格は、目的・活動内容にかかわらず、どのような種類の組織にも有用でなくてはならない、という考え方は、これまでISOがまとめてきた他の規格と同じである。組織は“調整過程”を経て、デリベラブルのうち自身に当てはまる構成要素および側面を選択できるであろう。もし最初から焦点を営利企業に狭めておくと、将来、そのデリベラブルを他のタイプの組織に適用することは困難であろう。これまでのISO規格は普通そのタイトルに適用対象となる組織タイプを示していないが、このことで、利益指向の企業企業による規格の採用率、あるいは、利益指向型企業が規格の最大の利用者という理解に悪影響が及んでいる形跡はない。

105. 別の考え方は、もしデリベラブルがあらゆるタイプの組織をカバーしなければならないとなると、充分専門性のある手引きとはならず、利用しにくい、というものである。最初に“標的市場”を明確にすることによってこそ、より有用なデリベラブルを設定することが可能になるはずである。

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

53

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

106. デリベラブルはすべての組織をカバーすべきか否かという疑問に答えるには、その前に、適用対象となるさまざまな種類の組織を区別しなければならない。そのために、二つのタイプの組織を区別することができる：(1) 利益のための物およびサービスを作る組織；(2) そうではない組織。前者はその形がcorporation (株式会社、法人)、partnership (合名会社)、individual proprietorships (個人経営)、その他のいずれであれ、“営利企業”とすることができる。Business (企業) という語は経済活動・部門の全領域にまたがり、あらゆる労働、取引、職業を包含する。企業には国有企業というものもあり、必ずしも私有とは限らない。第二のタイプにも多数の異なる形態がある。例えば、政府機関および地方自治体 (“公共の” 物およびサービスを作る)、政治組織および政党、NGO、宗教団体、その他、さまざまな目的、但し基本的に非経済的ないし非営利的目的、で結成された民間の組織、クラブまたは団体。

107. “公共”の物およびサービスは政府によって定義が異なり、場合によっては、自治体サービス、公益事業、金融その他のサービスなどで営利目的のものも含まれる。また、たとえ政府機関によって提供されるものであっても、物の提供が利益指向である場合もあり、また、少なくともコストの回収を見込んでいる場合もある。しかし別の考え方では、政府が国の役割として実施する事業 (司法制度や国防、というような公共物を作る) と、一般的に国の役割とは考えられていない事業との違いに注目する。前者にはほとんどの国有企業が含まれるであろう。政府と他の組織では責任の質が違う、という点を考慮すると、この区別が更に重要になる。例えば、いずれの組織も個人も人権を尊重しなくてはならないが、人権の保護を可能にする法的枠組みや正規の制度を作る義務および資格を有しているのは国だけである。

108. デリベラブルは全タイプの組織をカバーすべきとする論拠の一つは、これが、事業・活動を実施する組織のタイプよりもむしろ実施される事業の性質に焦点を当てる、ということである。営利企業は明らかに社会に影響を及ぼすが、他の組織も社会に影響を及ぼす。従って、焦点はその影響がプラスかマイナスかに当てるべきである。これと反対の主張は、社会への影響が最も大きい経済活動は利益優先型の営利企業によるものであり、その影響は、その富と力ゆえに、質的にも量的にも他とは異なる、というものである。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。

54

無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

109. この分野において技術的問題から反れ、政治的プロセスに影響を及ぼすようなISOデリベラブルを作っても、支持されるとは思えない。法制や法規の性質および内容を決定できるのは政治だけである。社会の利益を規定、推進または保護する上での国の守備範囲すなわち役割もまた純粋に政治的プロセスであり、これが合法的なISOプロセスを超えることには誰も合意するであろう。この問題は、多くの市民団体と同様に営利企業の多くも、企業は国の責任を引き受けるべきではないと主張する中で、ますます微妙なものになりつつある。しかしだからと言って、最小限の法的要件以上の行動を要求するステークホルダーが参加すると規格を定めることはできなくなる、という意味ではない。実際、これがまさにCSRの役割だという考え方もあり、直接政治プロセスに触れないからといって、政治的意味合いはないと考えるのは不誠実であろう。

110. 最近ではNGO、特に公共政策について発言するもの、の透明性および組織統治に対する関心が高まってきている。NGOと言えば、もっと社会的責任を果たせと企業に要求する姿を連想させ、従って、その資金源、代表性、ガバナンス構造については懸念がある。

111. ここでの問題は企業統治または会計および報告業務に関するものと同じであり、ほとんどのCSR/SRイニシアティブが扱う経済、環境および社会的影響はあまり問題にされない。例えば、NGOが公益指向の機能を強めるにつれ、まさに企業に求められるのと同様の行動規約をNGOにも適用し、その透明性および説明責任を高めるよう求める声が出てきている。⁷⁶ NGOが、企業体と同様、その従事者およびそれが活動する地域社会に営利企業と同様の影響（但し、通常影響はより小さいが）を与えることは明らかである。

112. 全タイプの組織をカバーすることに対するもう一つの反対意見は、CSR/SRの対象は企業活動であると広く理解されており、CSRへの関心は企業活動への関心から生じている、というものである。CSRに関する文献、実践または概念の変遷のいずれにも、これが営利企業以外の活動を扱う、とするものは、ほとんどあるいはまったくない。“企業の社会的責任”という語が飛び抜けて多く使用されている。これに代わる“法人市民”という語でも、企業に焦点が当たっていることは明白である。

複写厳禁

113. 社会的に責任ある行動の起源およびその推進剤はこの概念が営利組織のコンテキストで展開されてきたことを示すが、概念はもちろん変化し得る。しかし、今日、社会的責任に関心が高まっているのは、政府や他の機関との相対において企業のパワーが増していることによる部分が多い。社会的責任への関心はまた、富、善およびサービスの創出および分配から生じる正義という問題とも結びついている。企業活動は、環境、労使関係、一般経済および社会内部の力関係に対し、他のいかなる組織よりも強い影響を及ぼす可能性を秘めている、と考えられる。従って、タイプが異なる組織の責任や各々の役割は比較できるものではなく、同じ扱いは不可能である、と論じることができる。また、企業の社会的責任はたとえ量的および質的な差があろうとも社会の他の要素の責任となんら異なるものではない、という考え方を喧伝することにより、企業が企業の社会的責任の定義を修正しようとするのではないか、と心配する人もいる。

76 例えば、A. Adair, “NGOsのための行動規範：必要な改革（ロンドン：経済問題研究所、2000）を参照。

114. また、もし企業だけを ISO デリベラブルの対象にすると、他の組織の社会への影響はさほど心配するに及ばないという印象を与えるのではないか、という意見もある。企業は、その社会的責任はたとえ量的および質的な差があろうとも社会の他の要素の責任となんら異なるものではない、という考え方を喧伝することにより自身の社会的責任の定義を修正しようとするのでは・・・、という懸念が表明されている。企業の社会的責任という領域での ISO の役割は、組織が企業利益によって支配されているか否かをどう捉えるかによって違って来るであろう。名称や範囲の変更が、もし企業の社会的責任の定義を修正する方法と受け取られた場合には、ISO の信用を損なうことにもなりかねない。

115. 同時に、“corporations”を短くした“corporate”という語は実のところ営利企業に限定されるのではなく、営利目的ではない政府機関や他の組織にも当てはまる、ということも特筆に値する。CSR は第一義的には富を生み出す組織が焦点である。ISO が全組織に向けられない規格を作るといったことはどういう意味になるのか、考える必要がある。

1.7.2 企業か全組織か、という SR デリベラブルの性質に関する問題を解決することの効
本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 56
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

果

116. AG メンバーの一部は、この問題が解決されようがされまいが、CSR/SR の適用範囲は変わらない、と考える。すべての組織が、何らかの形で、CSR/SR の構成要素として共通に特定される問題を扱わなくてはならない。CSR/SR は普遍的な原則を扱い、その適用には、組織のタイプに関係なく、同じ種類の問題が伴う。例えば、地域による文化の違いの存在、関係者または被影響者の特定、マイナス影響を低減しプラス影響を増進する方法の開発および適用などである。

117. 他の AG メンバーは、CSR/SR 関連ツール、イニシアティブおよびプログラムの、すべてではないとしても、ほとんどが明示的であれ暗黙的であれ企業活動に関係している、と強調する。例えば、その大きなものが社会責任投資（SRI）産業であろう。これには、SRI ファンドを提供するファンドマネージャーや、その他、企業の“社会的業績”に関する情報および評価指数を投資家に提供することを目的として設立された多数の会社が含まれる。しかし、同様の情報サービスや指標は、NGO その他の非企業活動に関するデータについても開発できるであろう。これには、例えば、非営利組織が作った基金のうち内部運営（総額）と SR 活動に使った費用のパーセンテージ、人権向上に関する活動の実際の影響 vs. 公表された影響、非営利組織の従業員ないし労働者の待遇方針および活動、他の“社会的業績”指標の数値などが含まれる。

118. また、CSR の概念には企業活動から切り離せない観念が含まれる、という意見もある。これには、“トリプル・ボトムライン”や“企業論理”あるいは企業が社会的責任事業に取り組む財政的正当性などが含まれるであろう。他方、同様の概念は非営利組織にも適用できると考えられる。この例としては、非営利組織がその資金源で活動を続けるための経済的生存能力（“利潤率”に関係なく）と関係したトリプル・ボトムラインが挙げられようが、これはまさに営利組織においてトリプル・ボトムラインの経済的側面が、営利組織が利益を上げることにより経営を続けていくための経済的生存可能性を示すのと同じである。また、“社会的責任の企業論理”に似た考え方を非営利組織に適用する方法も考えられる。例えば、どのような組織でも、何らかの形のサービスあるいは利益をステークホルダーに提供しなければならず、実施する社会的責任事業については、それを実施する本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 57
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

根拠を示すことによりその正当性を証明しなければならない。これはまさしく、企業が株主に対して行っていることであり、この正当性の証明が団体によっては“企業論理”と呼ばれる。他のタイプの組織もそのステークホルダーに対し同様の義務を負っている。

119. CSR/SR とされるイニシアティブ、プログラムおよび実践はほとんどが営利企業に関係するものではあるが、NGO、宗教および慈善団体もほとんどが社会的責任活動に従事している。実際、これが彼らの主要目的である場合もある。“マルチ・ステークホルダー・イニシアティブ”の多くは、営利企業と他のタイプの組織の両方の参加を必要とする。しかし、“公共－民間パートナーシップ”はすべて必然的に企業を含むのに対し、CSR/SR ツール、イニシアティブおよびプログラムが企業以外の組織にのみ適用されるのでは、ほとんど意味をなさない、と主張する AG メンバーもいる。つまり、これらのツール、イニシアティブおよびプログラムを“より広い”概念の一部とみなすことはできない。この考え方によると、CSR/SR の定義を修正することはできず、また、あらゆるタイプの組織にまたがる“より広い概念”に変化することはできない。全タイプの組織を包含するために概念を広げると、そのデリベラブルを重要度の低いものに変質させ、その優先順位を完全に変えてしまうおそれがある。

120. 逆の考え方もある。社会的責任の概念を広げて非営利組織も含まれるようにすれば、より多くの人々の人権および生活の質を向上させることについて、はるかに多くの支持が得られるようになる；また、社会的責任という指針が、たった一つの組織タイプに限定される場合よりも、はるかに重要度を増し、はるかに広く適用されるようになる、というものである。例えば、この意見のメンバーは、どのようなタイプであれ組織はすべて、今や社会の共通枠組みの一部となっている基本的環境原則を尊重しなければならないのと同様、基本的人権および他の SR 原則を尊重する責任を有する、と論ずる。これらの概念を実行するためのツールおよびプログラムは参加するすべての組織を包含するよう急速に変化していくであろう。

1.8 社会の関心および期待

1.8.1 組織の SR 活動を保証することは社会の利益に合致する

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

121. 社会的責任という問題に取り組む上で大きな障碍となるのは、自身の利益を守るために統一したあるいは一様な形で行動する単一の“社会”というものが存在しない、ということである。地球上には数千とは言わないまでも数百の社会が存在し、その各々が固有の歴史、言語、宗教、文化から導かれた固有の価値セットを持っている。多くの社会はその歴史を数千年前にさかのぼることができるのに対し、やっと数百年前に生まれた社会もある。地球的なコミュニケーション・ネットワークや近代的な移動手段が異なる社会間の交流を飛躍的に広げたとは言え、多くの基本的な差異が今も残っている。そして、これらの差異が異なる社会観および異なる優先事項の発生につながっている。

122. 更に、社会がどのように組織されているかも大きく異なる。多くの国が伝統的な制度から導かれた独特な政治構造を有している。国家権力と個人の権利、法体系（民法と慣習法）、議会と行政府、中央集権と地方分権体制、連邦制と共和制の国家構造、自由市場と国家管理経済の関係も国によって異なる。社会が民主的なプロセスによって政府や政治を変えることができるか否かは、社会的責任の利益が理解され保護されるかどうかの重要な要素である。

123. このように社会および組織が異なるということは、組織が社会の利益と一致する形で運営されることを“社会”が確保するためのシステムは一つではない、ということである。しかし一般的には、社会——そのものが多様な利害を有する多様な集団で構成される——は法を定めることによって集团的利益を保護している。社会は、多様な法的枠組みや政治プロセスを利用し、社会の規範を反映した法律を制定し、最低限の行動基準を定める。

124. 各国の法制は、多くの重要な側面においてそれぞれ異なるが、ほとんどが社会の主要要素の自由あるいは制限に触れており、国際的に合意された基準を満たすため、あるいは、国際条約を批准するために制定されたものも多い：公民権、参政権、市民権、犯罪行為、信仰の自由、商業、教育、労働権、環境基準、など。また、ほとんどの国が、これらの基準を擁護し、違反を追求するための裁判制度を確立している。

125. しかし、法律も、そして法制さえも、社会的価値および行動基準の進歩あるいは変

複写厳禁

化を反映して時と共に変化してきた。即ち、ある時代には受け容れられなかったことが後には広く受け容れられるようになることもあるし、現在ある社会で受け容れられていることが別の社会ではまだ受け容れられていない、ということもある。実際、社会的価値の変化——そしてこれに呼応する法的枠組みの変化——は常に明確なものでもなければ、一貫したものでもない。問題によっては、新しい社会的コンセンサスを国内法に盛り込むまでに、長い時間をかけて広範な社会的議論がなされる場合もある。このため、一般に受け容れられた社会的価値の漸進的变化および熟成とそれが適当な場合、その法律としての成文化との間には通常時間のずれがある。

126. 社会は歴史および文化を通して培われた価値を持っており、これが、法律の中には書かれていない社会的に責任ある行動とはどのようなものかについての共通した期待となる。こうした社会的価値は教育や文学といったさまざまな手段で定着し、伝えられる。

127. 従って、社会的期待は法令・法規の世界にきちんと収まるわけではない。社会的に責任ある行動を構成するものはさまざまな要素および行為者に左右されるし、国の内部でも国と国の間でも大きく異なる。基本的な社会的機関——政府、宗教団体、民間団体、市民団体指導者——はいずれも、何が受け容れられる行動かの理解に影響を及ぼす。加えて、これら社会的機関の影響は持続的かつ流動的である。“社会”の期待は一樣ではないので、社会のある部分は社会的コンセンサスが得られる前に性急に変化を求め、さまざまな共同戦線および対抗手段でこうした変化を強行しようとする。

128. 組織は自身の行動が社会の期待に合致しているか否かを評価し、自身の知識や経験の中で社会的責任を定義することができる。多くの組織が法律では要求されていない基準を自主的に定めている。こうした行動の自主基準が法律で定められた要件以上のものである限りにおいて、組織が自身の SR 方針および実践事項を規定するのは構わないと考える人もいる。しかし、社会的責任は必然的に他者の責任を伴うので、これら他者の意見に言及することなく、社会的責任を正確に規定することは不可能と考える人もいる。“どうやって”他者の意見を評価するのかという問題には、さまざまな形で答えることができる。期待および利害は集団によって異なり、また、対立もしているので、おそらく、すべての組織に当てはまる単一の答えはなく、また単一のプロセスもない。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

60

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

129. 更に、社会のサブセットが自分たちの個別の期待を表明するためにさまざまなメカニズムを考案してきた。政府をはじめ、社会の構成要素は、一般的に受け容れられる行動に関する自身の見解を表明するために、法律や規則以外のメカニズム——行動規範、規格、指導原則、調達方針、等——を利用することが増えている。こうした期待は他の社会要素と広く共有されるようになる場合もあり、またあるいは、法律に盛り込まれることもある。

1.8.2 組織が自身の社会的責任を定義できる範囲

130. 社会の各構成要素は何が社会的に受け容れられる行動で、何が受け容れられないか、ということについて、それぞれ異なる見解を持っている。これら期待の多くが競合している限り、“社会的期待”の単一のセットを規定することはできない。規定することができるのは、多くの利害関係者、即ち、組織自身、その組織に関わる人々および集団、規制および政府機関、組織が活動する地域社会など、の特定の見解である。また、社会的責任は多数の手段、即ち法律、国際協定および宣言、慣習および伝統、倫理、道徳、地域社会の価値観、財政的インセンティブ、税金など、で表現される。

131. 全体としての社会は個々の構成要素すべてを責任という点で同等に扱うわけではない。ある行動が許容されるか否かについて社会の異なる構成要素が異なる意見である場合、それらは次に、ある組織が社会的責任を有するか否かについても異なる考えになるであろう。ある組織が別の組織の期待を決定できないのと同様、組織は他の行為者の社会的責任行動を規定することもできない。

132. しかしながら、組織が自身の社会的責任行動を規定できるかどうかについては見解が分かれる。一つの考え方は、(少なくとも非法定義務に関して)、組織は組織自身が“規定した”期待を自己の責任において満たしさえすればよい、というものである。これは、その組織がステークホルダーを巻き込むことを選ぶかどうかによって、影響を被るステークホルダーとの合意に基づく場合もあれば、基づかない場合もある。この見解によれば、組織は自身の行為に責任を持っており、その組織以外のものがその組織の責任を規定することは不必要、ないし、不適切でさえある。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

61

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

133. その限りにおいて、組織は、自身の優先事項ひいては社会的責任を規定するために他者と協議するというプロセスを経るかどうかを決める自由と同様、自身の社会的責任を自身で規定する責任を与えられなければならない。これは、組織はどのような自主的社会的活動を行うかを他者の利害や優先事項よりもむしろ自身の利害および優先事項に基づいて選択する自由がある、という多くの人が感じていることを反映したものである。

134. 別の考え方によると、個々の組織は自身の責任を規定する政治的合法性を持たない。組織は社会が関係する問題（即ち“社会的責任”）の大枠を決めることはできるが、自身の社会的責任を自身で規定することはできない。これを規定するには他者の利害／関心事に基づいて優先順位を決定する必要があるからである。

135. しかし、一つの組織の知識は限られている。期待ひいては責任を把握するためにステークホルダーの関与が考慮すべき要因となるのはこのためである。

1.8.3 政府が組織の社会的責任を規定できる範囲

136. 政府は、自国内の社会的期待を法律に盛り込むという形で、社会的責任の規定に重要な役割を果たす。ほとんどの社会が対立する多数の利害で成り立っていることを考えると、代表者の立場にある政府がこれら多様な利害のバランスをとり、少数派の権利を擁護しつつ多数派を満足させた、広く受け容れられるコンセンサスをまとめることは極めて重要である。加えて、政府は、奨励プログラム、財政政策などの刺激策を通じて、社会的責任に影響を及ぼすことができる。但し、政府がどの程度社会の期待を固定できるかは、政府がどの程度正確に国民の意思を代表しているかによる。これを代表していない政府は社会の価値観と衝突する責任を規定するおそれがある。更に、社会背景は国によって異なるので、一つの政府の規定は地方ないし国内にしか当てはまらず、多くは内容が異なる。政府はまた、他の政府との国際協調により、社会的期待の規定を助ける。

137. しかし、政府が社会的責任の重要なパラメータを定める一方、他の行為者も社会的責任を具体化するうえで重要な役割を果たす。ある問題について社会的コンセンサスがない、従って法律や政府のガイドラインも示されていない状況では、社会の一部の構成要素

が自身の期待セットの中にこの問題を含め続けるであろう。

1.8.4 国以外の行為者が組織の社会的責任を規定できる範囲

138. 地域社会、市場およびより広い社会の期待を把握するうえで国以外の行為者が非常に大きな役割を果たすことがある。上で述べた通り、社会のさまざまな構成要素が、社会的に受け容れられる行動および受け容れられない行動についてそれぞれ異なる考えを持っている。従って、国以外の行為者はそれら多様な優先事項および利害に基づき社会的責任を規定しなくてはならないし、常にそうしている。実際、社会的責任を規定しているのは常に国以外の関係者であり、政府は、幅広いコンセンサスが得られた後に、社会的期待を成文化するだけだ、と言う人もいる。

139. しかし、国以外の行為者に対し各地の SR 推進活動に積極的に参加するよう奨励すべき、ということにはほとんどの人が同意するが、国以外の全行為者——利益団体、企業、消費者、労働組合、投資家など——が社会的責任の規定について同等の立場にあるかどうかという点に関しては、議論が続いている。

1.8.5 地方、国、地域で社会的責任が規定される範囲

140. これは現在まだコンセンサスが得られていない大きな問題である。生命の尊重（例えば、死刑廃止）というような基本的な期待でさえ、普遍的なものではない。また、国連の文書に含まれているような国際的に合意された原則でさえも、世界中で適用されているわけではない。更に、各レベルにおいて多様かつ異なる責任が規定されている。

141. 社会的責任の全体を定義できるのは、地方に限定した場合のみである、という意見がある。この意見では、労働者の待遇、環境への対応、地域社会への対応、消費者への対応というような問題に関する責任は文化および宗教的背景などの要因によって違ってくるが、これと同様に、経済・社会の発展レベルによっても異なる、とされる。これらの責任は、国連および国連／国際労働機関の文書など、世界の国々が合意した文書に定められた規範に照らして評価することができる。従って、ある所での行為は別の場所での行為と違うものになる場合もあり、これは、“地球的に考え、その地に合わせて行動する”という

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

63

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

表現に盛り込まれている。

142. この問題は、社会的責任を特定し、その優先順位を決定し、どう対処するかを決定するという難題によって、複雑なものとなる。更に、社会的責任は幾つかの範疇に分けられる：国／地方の実情に関係なく常に取り組まなければならない普遍的期待（例えば、拷問）；国／地方の実情に合わせて、多様な方法で取り組むことができる普遍的な期待（例えば、児童労働）；国／地方レベルで状況に合わせて規定される非普遍的期待。

1.8.6 普遍的に当てはまる期待または規範が組織の社会的責任を規定する範囲

143. これまで多数の国際協定が多数の多国間機関によって採択され、これらが世界で受け入れられる規範や原則を決定してきた。こうした協定の例としては世界人権宣言、ILO条約および他の協定、その他同様の国際条約が挙げられる。しかし、これら万国共通の規範および原則でさえ、その実施状況は、政府の形態や社会的優先事項次第で、国によって異なっている。

144. 国際的な議論を通して定着した普遍的な期待は SR を国際的に考察する基盤であり、各地での実践について水準点を定めるものでなくてはならない、という意見がある。この意見では、組織がこれら期待以下の行動基準を採用する場合、それがしかるべきステークホルダーの希望であることを証明できなくてはならない、とされる。

145. また、国際宣言は地方や国内の条件および文化的伝統に合わせてのみ適用できる、という人もいる。この意見によると、国際的合意文書は、全ステークホルダーの期待と並んで、もう一つの期待セットとみなすべきである、但し、政府によっては、国際的に合意された規範および原則を口にしながら、それを国内で実施する意志があるとは思われない場合もあるという事実も考慮する必要がある。

1.8.7 多様な期待／規範と社会的責任の関係

146. SR に何が期待されるかは地方での優先事項によって多種多様であり、この多様性ゆえにその共通理解が抽象的なレベルにとどまっている。社会的責任の実践は多様性や地

複写厳禁

方の事情を考慮しなければならず、これは“フリーサイズ”方式が通用しないこと、実践・実行不可能であることを意味している。しかし、一部の AG メンバーの指摘によると、ステークホルダーを十分に巻き込めば、原則やガイドラインおよび基準を国際レベルで合意することは可能であることが国際的経験から証明されている。そして、こうした合意の後に、これら原則、ガイドラインおよび基準を地方レベルで現地のステークホルダーと共に解釈、実行することができる。

147. ほとんどの部分について、組織は自分たちの信じるのがパートナーの期待／規範に答えるものになるよう努力している。この信条から逸れると、マイナスの反応が返ってくる危険がある。多様な規範があるが、すべてが適用可能なわけでも、常に適用可能なわけでもない。

1.9 自主的活動 vs.法的に義務づけられた活動

1.9.1 社会的責任は組織の自主的活動／参加だけに関するものか？

148. 社会的責任が自主的活動だけに関係するのかそれとも法的義務にも関係するのか、ということは、この問題の発展および複雑さを理解する上で決定的な要因である。この報告書の目的において、自主的な SR 活動ないし関与とは、法的には要求されていないものである。社会的責任はしばしば二つの領域に分けられる：一方は危害を防止するないし最小限に抑えること、他方は恩恵を最大限にすることである。当然、法的枠組みは前者を扱う傾向がある。法令や法規は個人および組織（公共的および私的の両方）の行動に関して最低限の基準、即ち、それより以下に落ちることは許されない“床”を定めている。法令や法規は他者に対して有害と見なされる行為（詐欺、汚職、窃盗など）を規定し、それらを禁止する。最低限として、社会の全行為者、つまり個人、組織および政府は、自分が活動する国および司法管区の法律・法規を守るよう要求される。守らなければ、民事および／または刑事罰を受けるおそれがある。

149. これに対し、社会的責任には組織のプラスの活動および影響を最大にするという志望目標も含まれる。このような活動としては組織が社会のために行う多くの自主的行為が

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

65

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

あり、さまざまな形をとる：慈善活動、地域おこし、有権者登録推進、採用（adoption）、講座開講など。一部の地方自治体および国でこうした分野に関する法律が作られている。それらは通常、個人あるいは組織がこうした活動を行うことを奨励しはするが、こうした活動をしない者を罰しはしない。こちらの社会的責任は、床を設定するのではなく、可能なことの天井を高くし、こうした活動に携わる人または組織の数を増やすものである。

150. このように、社会的責任には法的義務と自主活動の両方の要素が含まれる。

1.9.2 社会的責任活動／参加と法定義務の関係

151. 上述のごとく、個人、組織および政府はいずれも、活動を行っている国および司法管区の法律・法規を順守するよう要求される。市民の最も基本的な社会的責任は法律に従うことである。従って、社会的責任は法的義務の不順守と相反する。

152. しかし、社会的責任は法的義務と自主活動の両方に適用されるのか否か、という問題では、重要な側面について意見の相違がある。一方の考え方によると、選択肢は二つだけである：法的に義務づけられていることは即ち自主的ではない、あるいは、法的に義務づけられていないことは即ち自主的である。ある行為ないし活動が法律で禁止されているあるいは義務づけられていれば、それは自主的ではなく、法律の適用範囲に含まれるすべての個人および組織がこれに従わなければならない。これに対して、ある行為ないし活動が法律で禁止されていなければ、個人および組織は自身の判断および意思でその活動をするを自主的に選んでもよい。もう一方の考え方では、三つの選択肢がある、とされる。自主的活動と法的に義務づけられた活動に加え、拘束力のない協定や慣習法によって社会が定めた行動に関する義務や期待事項があり、これらは常に適用され、従って、実際には選択の余地がない。ここでの“適用される”は、特定の個人または組織に対し拘束力のない期待事項に沿って行動するよう要求さもなくば主張することは、たとえその個人または組織がそうする義務を受け容れていないまたは認めていない場合でさえも、正しいまたは適法ないし適切である、ということの意味する。例えば、OECD のガイドラインは、その条項が個々の会社に適用されること、また、その条項がガイドラインの適用範囲に入る全会社の行動に対する市民の合法的な期待事項と見なされること、を個々の会社が受け

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

66

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

容れているかどうかには依拠しない。

153. 国際法が国家以外の行為者に対して拘束力を持つか否か、また、どのような状況下で拘束力を持つのかは、国内での効力を決定する国内法および政治体制に依存するが、それと同様、その国際法のコンテキスト（背景）に依存する。一方の意見は三つの選択肢があるとする：法定義務と自主的行為の間に一連の“非法定義務”規範が存在し、これらは、法律として成文化されてはいないが、その成立経緯から、主に国際レベルにおいて、一定の地位と合法性を獲得している。こうした法的に拘束力のない協定には、特定の主題または問題についてグローバルなコンセンサスを導くことを目的とする多数の国際合意文書が含まれる。

154. 選択肢は二つだけと言う側は、国際合意はすべて、たとえ法的に拘束力を持つものであっても、国内法を通して履行・実施された場合に民間の行為者に対して影響力を持つだけである、と指摘する。各国が全く異なる国内法や制度を用いて同じ国際合意を履行することもある。従って、何が法的に拘束力を持つかは、特定の国についてのみ規定できるのであって、その基盤にある国際協定によって決まるわけではない。国際文書が法的な拘束力を持たない場合は特にそうであるが、これは、国際文書が国レベルでの解釈および柔軟適用の余地を多くどころか無限に残しているからである。

1.9.3 社会的責任と制度上／法的枠組みの関係

155. 社会的責任は法的枠組みおよび制度と明白な関係を持つ。更に、今日社会的責任と考えられているものの幾つか重要な側面は、自国の法律および法規を実行し守らせる力あるいは意志が政府にないことと直接関係している。

156. 世界の大多数の国は人権、市民権、環境保護、労働権、腐敗防止など、公民権の主要な要素のほとんどをカバーする憲法および法律を有している。しかし、多くの国はこれらの法律を有効に一貫して履行・執行する能力を欠いている。このように政府が動かないし動く能力がないことが社会的責任の展開に大きく影響し、非政府イニシアティブが発達して企業パートナーに法律の順守を求めるあるいは奨励するという形をとってきた。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

157. このような動きの最も顕著な例が紡織／アパレルおよび玩具業界におけるサプライ・チェーン・マネジメント・イニシアティブである。業界は、供給業者の多くが本拠地としている国は既存の国内法を効果的に履行・執行する財源に乏しいという現状に直面し、各国の労働法および環境法に照らして供給業者を民間で査察する大規模な計画に着手している。また別の例としては、贈賄誘致を特定および防止するための腐敗防止プログラムなどが挙げられる。

158. 公的な制度に適切なキャパシティーがある場合、政府による強制執行や法的責任が一定レベルの国内法順守を保証しており、個人および民間組織は他の組織が当然法律を守っていると想定することができる。そして、それらの組織が法律に違反している場合、法を順守させる直接の責任を負うのは国の機関であって、民間の行為者ではない。

159. このように、ある国の法的枠組みの実効性およびキャパシティーは、その国で何が社会的責任となり、何がそうならないかを定める第一の要素である。制度が脆弱であったり、法律を強制するキャパシティーが限られていたり、または、役人の汚職がある国では、国内法への適合を保証するための非政府プログラムが特に有用であると思われる。

1.9.4 純粋に民間 SR イニシアティブ／活動と法的／制度上の枠組みに従って行われる SR イニシアティブ／活動との関係

160. 国の役割と民間の行為者の役割とは厳密に区別すべきである。政府の重要な任務は国の法律を制定し、実行および執行することである。政府はこうした責任を、この役割に必要な権限も民主的プロセスも持たない民間の行為者に転ずることはできない。

161. 民間組織の役割は該当する法的要件のすべてを守り、その上に、適切と思われる自主的活動に取り組むことである。しかし、当初は自主的活動であったものが法規となる例もある——ヨーロッパ諸国における安全衛生規格はその一例である。

1.9.5 SR デリベラブルの適用範囲に関する法定／非法定 SR 論議の解決の影響

162. たとえ社会的責任が自主的活動のみに関するものであるとしても、そのカテゴリー

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

68

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

全体は依然として同じであると思われる（例えば、人権、職場の問題、環境関連行動、取引慣行など）。ただし、これらのカテゴリーは関係する司法管轄区での法定義務を超えた責任にのみ適用されることになるだろう。もちろん、法定義務は司法管轄区によってそれぞれ異なり、従って、各カテゴリーの自主的活動もまた異なってくる。このように、組織の責任の範囲全体は、SR原則に法定義務が含まれようが含まれまいが、同じことである。

1.9.6 社会はどのようにして企業または組織のSR活動が社会の利益と一致することを確保するのか？

163. 社会はさまざまな利害を有する多様なグループで構成されており、法律を通してその集団的利益を守っている。国民国家として組織された社会は、社会の規範を反映した法律を制定し最低限の行動基準を定めるための多様な憲法上の枠組みおよび政治的プロセスを発達させてきた。法律および法的枠組みは、変化する社会的価値や行動基準を反映して時と共に変化する。国の法的枠組みは多くの重要な側面においてそれぞれ異なっているが、ほとんどの国内法が社会の主要要素、つまり公民権、参政権、市民権、犯罪行為、宗教の自由、商業、教育、労働権、環境基準など、のすべてを扱っている。また、ほとんどが裁判制度を確立しており、社会はそこでこれらの基準を保護し、違反者を追求することができる。

164. しかしながら、社会的価値の変化——またこれに呼応した法的枠組みの変化——は常に明確でもなければ一貫したものでもない。問題によっては、新しい社会のコンセンサスが国内法に成文化される前に、一定時間、広範な社会的討議の対象となることもある。このため、一般に受け容れられた社会的価値の変化および熟成と、それが適当な場合、その法律としての成文化との間には通常時間のずれがある。

165. 従って、社会的期待という問題は法令および法的基準の世界に完全に収まるわけではない。何が社会的に責任ある行動かは多種多様な要因および行為者に左右されるし、国の内部でも国と国の間でも大きく異なる。基本的な社会の機関——政府、宗教団体、民間団体、市民運動の指導者——はいずれも、何が受け容れられる行動かの理解に影響を及ぼす。加えて、法律は社会の各部（即ち、消費者、従業員、供給業者）に代わってそれぞれ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

69

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

異なる要件を効果的に適用できるわけではない。“社会”の期待は一樣ではないので、社会のある構成要素は広範な社会的コンセンサスが得られる前に性急に変化を求め、さまざまな協同手段および対抗手段でこうした変化を強行しようとすることもある。このため組織は、きちんと法律を守っていても、社会の全構成要素の期待事項を満たしたことにはならない、という場合もある。

166. 組織はその行動が社会の期待に合致しているか否かを評価し、自身の知識や経験の範囲内で社会的責任を定義することができる。多くの組織が法律には要求されていない基準を自主的に設定している。こうした行動の自主基準が法的要件以上のものである限りにおいて、組織は自身の CSR 方針および実務を定めることができる。しかし、社会的責任は必然的に他者の責任を要求する。従って、これら他者の意見に言及することなく社会的責任を正確に規定することは不可能である。“どうやって”他者の意見を評価するのかという質問には、さまざまな形で答えることができる。期待事項および利害は集団によって異なり、また、対立もしているので、おそらく、すべての組織に当てはまる唯一の答えはなく、また唯一のプロセスもない。

167. 更に、社会のサブセットがそれぞれの期待事項を表明するためにさまざまなメカニズムを考案してきた。政府を含む社会の構成要素は、一般的に受け容れられる行動に関する自身の見解を表明するために、法律や規則以外のメカニズム——行動規範、規格、指導原則、調達方針など——を利用することが増えている。こうした期待事項が他の社会要素と広く共有されるようになり、法律に盛り込まれることもある。

1.10 社会的責任と発展の関係

168. 企業の社会的責任というコンテキストにおいて、“発展”という概念は主に発展途上国および過渡期の国に関係するものであるが、実際には、“先進国”と呼ばれる国でさえ不利な条件に置かれている地方があり、その“発展”を促進するために多大な努力をしている。従ってまず、“発展”とは、コンテキストに応じておそらく変化する、弾力的で可変的な用語であること、そして、CSR および“発展”を考慮する上で現地のステークホルダーの視点が決定的に重要であることを認識すべきである。企業はどこで営業しているよ
本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 70
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

うと、地方の習慣、考え方および関心に敏感であるべきである。地方のニーズや視点を考慮することなく CSR に取り組むと、地域社会にマイナス影響を及ぼすこともあり得る。

169. 政府は公共の利益を守るための方法を模索しながらさまざまな困難に直面するが、多くの国に広がる貧困はこれを更に深刻なものにしている。政府によっては、貧困に伴う問題点に加えて、歴史の負の遺産、一つの産業への経済的依存、財源不足など積年の問題を抱えており、このいずれもが、健康保護や教育サービスの提供と同様に、環境、労働、人権および消費者対策などの分野において政府が実効を上げる上で特に不利な条件となっている。

170. 企業に対し、公共の利益を守り、健康・教育・市民の安全を保障する法的枠組みを整備するといった政府の役割を引き受けるよう期待してはならない。しかし、企業——特に多くの司法管区で営業している、従って、その広範な経験に基づいてリーダーシップをとれる企業——は、その実務および活動を通して、それらが営業している地域社会の社会、経済および環境面での前進／改善に貢献することができる。この点は経済人コー円卓会議の原則に盛り込まれている：⁷⁷

外国で展開する企業はまた・・・生産のために雇用を創出することにより、また、その国民の購買力を高めることを助けることにより、その国々の社会的進歩に貢献すべきである。また企業はそうした国々における人権、教育、福祉および活性化にも貢献すべきである。企業は、資源の効率的かつ慎重な利用、自由で公正な競争、技術革新・生産方法・市場・交流の重視を通して、自身が営業している国だけでなく、世界中の地域社会全体の経済的・社会的発展に貢献すべきである。

⁷⁷ “The Caux Round Table（経済人コー円卓会議）”は先進国および発展途上国の指導的企業のネットワークであり、世界の企業およびリーダーによる対話と行動の基礎となる企業原則をまとめた。www.cauxroundtable.orgを参照。

171. CSR 活動は、発展の目標および目的という文脈において、特殊な基準の作成および適用に影響を及ぼし、会社・産業・国の間での費用および便益の配分に影響を及ぼす。会本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 71
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

社は、それを望まない地域社会に対し、特定の過大な要件を課さないよう注意を要する。前にも述べた通り、CSR/SR 活動では現地の法律、文化および関心に敏感である必要があり、これらを尊重する必要がある。そして、この点では、現地のステークホルダーとの対話ないし関わりが重要な役割を果たすであろう。社会・環境および経済的責任を統合するための枠組みが国際的に合意されていれば、会社が満たすべき具体的な義務を前もって規定するのではなく、会社に手引きを示すことができるであろう。この点で、現地ステークホルダーの参加に関する手引きは特に重要と思われる。ILO の多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言 (The ILO's Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy) はこの点で既に十分な手引きを提供し、多国籍企業に対し、国内企業、現地政府および労働者の組織と緊密に共同して、雇用、技術開発、労働条件 (特に職業安全衛生) および労使関係の分野における状況改善に尽くすよう奨励している。

第 2 節 社会的責任の標準化に関連する諸問題

172. 第 1 節は、SR の概念および進化に関する諸問題を概観した。本節は、SR の標準化に関する諸問題、特に、国際的 SR の標準化に関する諸問題に焦点を当てる。これは、法典、ガイドライン、規格および規範としてさまざまに呼ばれている諸種のイニシアティブを検討することから始まる (第 2.1 節)。その後、国際的 SR の規格が必要かどうかを評価する枠組みを提供し、国際的 SR の規格が必要かどうかに関する一連の問題を提示する (第 2.2 節)。その後、下記の一連のテーマを検討する。すなわち、作成される SR 規格種類の概要、SR 標準化および国際的標準化が実施可能かどうか、または望ましいものであるかどうかの検討、国際的 SR の規格が解決することができる問題、あるいは国際的 SR の規格が作り出す問題の種類、ならびに国際的 SR の規格の想定される内容。第 3 節は、ISO が SR デリベラブル (成果物) に関する作業を引き受ける能力を有するかどうかに焦点を当てる。

2.1 SR および標準化の分野

173. ISO の作業分野は従来から、製品の技術的規格および試験方法に限定されている。本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 72
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ISO は、特定の技術的“デリベラブル”を述べるための用語として「規格」を用いている。しかし、SR の分野において、「標準化」および「規格」という用語は、規範、ガイドライン、行動規範および提携などを含み、広い範囲の異なる種類の SR の文書やイニシアティブを述べるために、ほかの多数の組織により使用されている。これらの文書やイニシアティブの大多数は、その性質や範囲において ISO の規格から全く異なるものである。その結果、ISO 社会の外にいる人びとは、ISO が SR の問題の全範囲に取り組む能力も合法性も有していないと考えるので、これらの人びとは、ISO が SR の標準化領域に関与する可能性につき懸念を表明している。したがって、ISO はこの相違を認識し、ISO が従事することができない領域または従事すべきでない領域に、従事しないことが重要である。同様に、ISO の外にある当事者も、ISO が SR の領域におけるその役割の可能性を検討する場合、ISO 社会の大部分が、その能力を超えた領域に従事することを意図しているのではないということを、理解しなければならない。

174. 第2節における誤解をさけるため、これまで作成されてきた、諸種の SR 規格およびイニシアティブを概略する。本報告の目的のために、2 主要種類を区別する。すなわち、社会的責任とは何を意味するのかの定義および特定な問題への取組みである。SR の文書およびイニシアティブを分類するために多数の異なる規準および方法がある。しかし、どれもが完全ではなく、また、完全に明確というわけではない。これらの2分類にはある程度の重複があるので、相違を評価することができる重要な観点の一つは、その作成過程を調べることである。

2.1.1 社会的責任を定義する規格類

175. SR 規格に関する最初のおおまかな分類は、社会的責任が何を意味するかを定義し、2つの基本的な部分集合を含む。

176. a) 政府規格および政府間規格。これらの規格は、典型的過程を通して作成されたものである。これらの規格はまた、普遍的に適用可能な実質的遂行期待項目、指針、または要求事項を設定することにより、社会的責任が何を意味するかを定義する。政府間レベルでは、これは、ILO 協定などの文書、およびほかの文書として国連の世界人権宣言や国連

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

73

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

の生物多様性条約を含む。ほかの政府間文書は、OECD の多国籍企業ガイドラインを含む。国家レベルでは、これは、国家および準国家法規を含む。

177. これらの文書の一部のものは、国内法律の枠組みおよび国家機関の設立を通して国家的レベルで実施されるように作成される。このことは、経済、環境および社会問題に関する ILO および国連協定の大部分に当てはまる。OECD の多国籍企業ガイドラインなどそのほかは、既存の国家法規に基づくものであるが、国家の相違を越えた一連の共通期待項目の概要を示す。SR の目的のためにこの種の中で最も重要な文書は、ILO の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」である。政府、経営者および労働者が平等に選出されている ILO 理事会による意見の一致に基づいて採決されたので、この宣言は、事業に直接適用できる普遍的な社会的期待項目を示すものである。ここで、ILO が、国際労働基準を作成するために特殊に設立された唯一の政府間機関であることを想起することは、有益である。

178. b) 民間規格。これらの規格は非政府機関により作成され、社会的責任の期待項目を示すものであり、既存の政府規格および政府間規格に基づくものであってもよく、基づかなくともよい。大部分の場合、これらの民間規格は、特定の活動部門または活動範囲に適用できる、選ばれたセットの既存の政府規格または政府間規格を優先させている。そのほかでは、これら民間規格は、既存の政府規格および政府間規格を超える指針または要求項目を優先的に定め、あるいは、既存の要求項目、例えば、国際商工会議所 (ICC) の「持続的発展のための産業憲章」を補足する。場合によっては、これらの民間規格は、その合致の負担をより少なくするか、その合致をより容易にすることをも含む種々な理由で、規格を定義し直したり、解釈し直したりする。これら種類の規格の一部は、規格を作成する機関に適用され、また、その機関により採用されるように意図された一般的声明書、例えば、コー円卓会議原則 (Caux Roundtable Principles) である。ほかの規格は、ほかの組織のための社会的責任の期待事項を設定するように意図されている。このことは、FSC、SA800 および FLA などの多数の異なるサプライ・チェーン・コードに当てはまる。後者はしばしば、認証や認定プロセスを含み、また、そのうちの一部のものは、性質において、既存 ISO 9000 および 14000 規格に類似した管理システム要求事項を集約している。ほか

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

74

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

の場合では、規格は、ダウ・ジョーンズ持続性指数（Dow Jones Sustainability Index）または FTSE4 優良指数（Good Index）のために評価を行う規準など、ほかの種類の商業的決定をするための指針として用いられる。

179. この種の SR の規格を作成する民間機関の多くは、多様な関心から広範囲に参加しているため、これらの民間機関は、政府間機関により設定された規格と同じ正当性を有しない。国連のグローバル・コンパクト（Global Compact）は、政府間機関により採択された既存の政府間文書に由来する、人権、労働および環境に関する一組の普遍的原則から成るといえる点で、特殊な事例である。しかし、通常、実質的な社会的期待事項を定義する機関の能力および正当性は、規格を作成する過程と複雑に連結している。多数の民間機関がその機関の要求事項を既存の政府規格または政府間規格に基づかせているため、これらの民間機関は、新規の実質的規格を合法的に作り出すことはできない。さらに、これら民間機関は、その全範囲を狭めるか不明瞭にするような方法で、政府規格または政府間規格を「より好みする」か、解釈する危険がある。

180. ISO は、広範な国家機関をメンバーにしているため、政府間組織ではない。それ故に、ISO 自体は、社会的責任の領域で実質的期待事項を定義することはできない。同時に、ISO は、長年あるいは何十年にもわたり SR の規格を設定してきた既存機関、特に ILO およびほかの国連機関の正当性および能力を認識し、尊重しなければならない。既存の普遍的に適用可能な SR の規格に関しては、その意図、範囲および適用性を狭め、あるいは不明瞭にすることなく、これら SR の規格の認識およびその促進の間に維持しなければならない微妙な均衡が存在する。この領域における均衡に到達するための取組みの中心として、規格の作成過程が主題事項の性質を確実に反映することが必要である。ISO の過程は、本報告の第 3 節で取り扱われる。

2.1.2 特定問題に取り組む規格

181. SR の規格の第 2 の広い分類は、特定問題に取り組むために作成される規格を含む。この分類および上記の民間規格やイニシアティブの間に、大きな程度の重複がある。SR の規格が取り組んでいる問題の一部のものは、極めて特殊である。例えば、フェアトレー

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

75

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ド・ラベル機関は、グローバルなサプライ・チェーンにおける不均衡に取り組む、発展途上国の農民がその生産物の公正な価格を確実に受け取ることを追求している。幾つかの事例では、SRの規格に取り組んでいる特殊問題は、ある組織のSRに関連する請求（クレーム）の信頼性である。例えば、消費者およびステークホルダーが信頼できると見なすことができる方法で、組織がそのSRおよびその供給業者のSRを実証することに資するための認証および認定過程と共に、SA8000規格が開発された。AA1000およびSRの規格も、説明責任および信頼性の問題と取り組むために作成された。

182. 特定問題に取り組む規格の多くは、政府間機関または政府機関により作成された実質的SRの規格を越えているが、前者の多くは、後者に依存して異なる。ほかの規格は、なんらの特定の要求事項も統合していない。例えば、持続可能性報告のガイドライン(GRI)は、一般的に受け入れられるSRの報告の枠組みを概説するものである。これは、SRに関する情報、SRの主張の信頼性、および投資家社会の特殊なニーズの多様な問い合わせによって作り出される問題の取組みに役立つものである。GRIは特定の兆候に対する報告を奨励するが、GRIは、実質的遂行期待事項を設定していず、これらの期待事項の決定を組織体自体に任せている。

183. ほかの種類SRの規格は、より一般的な管理問題に取り組むか、ある組織がほかの規格プロセスにより定義された社会的期待事項を運用するのに資することを意図している。これらの規格は、よりプロセス志向になりがちであり、組織がSRの問題を理解し、管理する能力の構築に資することに焦点を当てている。例えば、ISO 14000シリーズの規格は、すべてプロセス規格であり、組織が、環境管理システム、環境遂行期待事項、エコラベルの作成、あるいは製品またはサービスの全ライフ・サイクルを超えてその活動の影響の評価を改善するために用いることができる。

184. これらの規格は、広範囲の多様な問題に取り組んでいるが、これらの規格のいずれもが、組織がSRを有する場合またはSRを有しない場合を定義する、新規な実質的期待事項の作成を追求していない。一般的な管理問題に取り組んでいる規格およびイニシアティブの多くは、いかなる実質的SRのパフォーマンス要求事項をも組み入れていない。すなわち、これらは通常、政府規格または政府間規格に既に存在する実質的期待事項を組み
本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 76
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

入っていない。ISO は政府間機関ではなく、したがって、実際の観点から、組織の SR を定義する権限および能力を欠いているので、ISO が従事することがあるとすれば、この SR の後者のカテゴリーにおいてである。

2.2 国際的 SR 規格は必要か？

185. それが比較的少ない法規または比較的総合性の少ない法規になるならば、SR の国際的標準化は避けたほうがよいと、たびたび主張されているが、国際的 SR の標準化のコストおよび利益をいかに評価するかに関して、広範囲の意見もある。ある意見は、ほかの種類の種類国際的標準化と同じ方法で評価すべきとしている。また、ほかの意見は、SR は公共政策問題であるので、国際的 SR の標準化によりもたらされる機会および脅威は、一般的な公共政策の目的を考慮すべきであるとしている。本節では、これら 2 つの異なる観点の背景を検討し、国際的 SR の標準化に賛成や反対の異なる立場の幾つかを提示する。

2.2.1 標準化政策の展望

186. ISO が 1947 年に設立されたとき、その目的は本質的に、国内規格との整合を目指し、その加盟者に勧告をすることであった。その設立の最初の 25 年間に、ISO の技術作業の結果が、ISO 勧告として発表された。ISO がそれ自体の国際的規格を発表し始めたのは、1970 年代の初頭であった。この時機は、国際貿易の拡大^{7 8}の初期段階と一致していた。

187. ISO の初期の歴史は主として、国内規格の整合と関係していた。したがって、標準化政策の観点から、高価で不必要な規格の増大はなお、多数の人びとにより国際規格の作成のためとして最も強く正当化されている。AG のあるメンバーは、SR の規格の不必要な増大は国際的 SR の標準化の必要性を評価する最も重要な規準であると、信じている。また、ほかのメンバーは、ISO が、国際規格の作成を正当化するためにほかの規準があることを認識していること、および国際的標準化が時には新しい標準化活動^{7 9}の最初の根源になると、強調している。これらのメンバーは、国内、地域およびそのほかの規格の増大が今なお重要な規準であるが、それだけが唯一の規準ではないことに注目している。これら

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

77

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

のメンバーは、国際的 SR の規格を正当化する可能性のあるほかの規準をも検討するように勧告している。

2.2.2 公共政策展望

188. 一部の AG メンバーが信じていることは、国際的 SR の規格の必要性に取り組む場合に最も重要な関心事として、これらの規格がより多くのより良い SR を促進するに資するかかどうかということである。これらのメンバーの注目していることは、一般的に言って、SR の適切な定義や不適切な定義があるかもしれない、また、合理的期待事項および非合理的期待事項があるかもしれないので、SR の促進は、重要な公共政策目的であるということである。持続可能な発展に関する世界首脳会議（WSSD）の実施計画で強調されたように⁸⁰、規格およびそのほかの自主的なイニシアティブは、公共政策目的を促進する役割を果たすことができることが、ますます認識されつつある。

⁷⁸ Smith, Mike 1998; “You know ISO... but what are PAS, TS and ITA?”;

ISO Bulletin, November 1998, p. 12.

⁷⁹ 例えば、ISO のデリベラブルの範囲を概説した記事の中で、ISO の専門運営委員会（TMB）の会長である Mike Smith は、「1980 年代の初期までに、市場において ISO 規格はそれ自体の有効性を有することが受け入れられ始めていた。その年代の後半までに、我々は市場のグローバリゼーションとして知られるようになった状況の最初の兆候を見た。ISO 規格は、市場においてそれ自体の有効性を確立し始めたばかりでなく、多くの事例において、ISO は、特殊な項目に関して最初の規格を作成するように求められつつあり、したがって、国内規格を整合するという最初の使命から離れつつあった」と、記述している。

Smith, Mike 1998; “You know ISO... but what are PAS, TS and ITA?,” ISO Bulletin, November 1998, p. 12.

⁸⁰ パラグラフ 17 (?) へ、ISO に言及する参考文献を挿入すること。

189. WSSD の実施計画は、持続可能な発展を促進させるために SR の役割に関する国際社会による最新のステートメントを表している。キーとなるパラグラフは次の事項を含む⁸¹。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

78

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

190. 18 企業の環境および社会的責任ならびに説明責任を増大させる[ように政府に要求すること]。このことは、下記を実施するため、すべてのレベルでの行動を含む。すなわち、

a. 産業界が、自主的イニシアティブにより社会的、環境的パフォーマンスを向上することができるように奨励すること。これには、国際標準化機構（ISO）規格や持続性報告に関する持続可能性報告のガイドライン（GRI）のようなイニシアティブを考慮に入れ、また、環境および開発に関するリオ宣言の原則 11 を心に留めて、環境管理システム、行動規範、環境的、社会的問題に関する認証および公衆への報告を含めること。

b. 企業およびその企業が活動する地域社会ならびにそのほかのステークホルダーとの対話を奨励すること。

c. 金融機関が持続可能な発展をその意思決定プロセスに組み入れるように、奨励すること。

d. 研修プログラムを含む、職場ベースの提携およびプログラムを作成すること。

191. 49 リオ原則に基づく、企業の責任および説明責任を活発に促進する[ように政府に要求すること]。これには、政府間条約および政策の全面的作成および有効実施、すべての国における国際的イニシアティブおよび公共－民間機関の提携、適切な国内法規、および企業実務の絶え間ない改善が含まれる。（パラグラフ 45ter）

192. 140 (f) 持続可能な発展の状況下で、企業責任および企業説明責任、ならびに最善の実務経験の交換を促進する。これには、適切と考えられる場合には、持続可能な発展委員会を通すなど多様なステークホルダーの対話、およびそのほかのイニシアティブによることが含まれる。

193. 持続可能な発展に関するヨハネスブルク宣言も、下記のパラグラフを含む。

194. 27 我々は、大小の企業を含む民間部門が、その正当な活動の追及において、平等で持続可能な地域共同体および社会の進歩に貢献する義務を有するということに、同意する。

195. 29 我々は、民間部門の企業が、企業説明責任を果たす必要性があること、およびこのような企業説明責任が、透明で安定した法的環境内で果たされなければならないことに、

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

79

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

同意する。

⁸¹ 次の機関より採用した：Royal Institute for International Affairs (RIIA) 2004; 企業の社会的責任に関する持続可能な発展公約に関する世界首脳会議に引き続いて」RIIA 持続可能な発展計画による中間報告。www.riia.org。

196. ISO の戦略ビジョンは、自主的な SR の標準化に関する WSSD ビジョンと一致するものである。最近発表された文書「ISO Horizon 2010 – 持続可能な世界のための規格；2005–2010 の ISO 戦略更新の協議」において、ISO が対応しなければならない、幾つかの新しい課題の概要を示している。それには、下記が含まれる。

150. 「経済的、社会的、環境的側面を含む、持続可能な発展への責任ある取組み手法の緊急性。そこでは、2002 年ヨハネスブルクで開催された持続可能な発展に関する世界首脳会議が強調しているように、社会のすべての行為者が、果たすべき役割を持っている。また、すべての企業および組織が、果たすべき新規公約を有する。」

197. 一部の AG メンバーは、組織により多くの、より良い SR を引き受けさせるために 2 つの基本的な方法があることに注目している。最初の方法は、組織が SR を理解し、それを比較的容易に実施することを手助けすることであり、第 2 の方法は、SR と経済的インセンティブを結びつける方法を見出すことである。これらのメンバーは、各取組み手法の下での規格の可能な役割を指摘しているが、同時に、SR の一部の要素を標準化することは、逆効果になるであろうと述べている。ほかの AG メンバーは、標準化は SR の促進に資するかもしれないが、なぜ国際的標準化が必要とされているかが明らかでないことを、指摘している。これらのメンバーは、既存の国家規格、地域規格、部門規格および問題特定規格、ならびに自主的なイニシアティブが機能していないという証拠がほとんどないことを、示唆している。

2.2.3 サマリー：国際的 SR 規格の必要性を評価する仕組み

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

80

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

198. 国際的 SR の標準化の必要性を検討する場合、少なくとも2つの異なる観点があり、その各々が異なる方法で同一問題に取り組むことに注意しなければならない。規格政策の観点から、国際的社会的責任の規格の利点は、国内規格、地域規格およびそのほかの規格の増大があり、この増大が利益以上のコストを伴う状況の下で、最も明白になるであろう。公共政策の観点から、国際的 SR の規格の利点は、より多くの、より良い自主的な SR のある行動を促進させるその価値に、より多く関係している。この国際的 SR の規格の利点には、組織が SR のある行動をより容易に引き受けることに資すること、および SR ある行動と経済的インセンティブ間の連結を創設することが含まれる。

2.2.4 SR 規格の不必要な増大はあるか？

199. 第 2.1 節で概説したように、企業の社会的責任（CSR）のイニシアティブは、広範な目的および特徴を伴い、極めて多様である。これには、少数の例を挙げれば、管理システム、報告の仕組み、労働および人権に関する国際的規範、ならびに部門および企業特定の行動の規範が含まれる。これらの CSR のイニシアティブはまた、諸 NGO、産業団体、国内規格機関、政府、政府間組織体、および複数のステークホルダー連合を含む、広範な機関により作成されている。

200. これらの問題のすべてに関して存在する、異なる種類の SR の文書は、SR の規格の増大があるかどうかを考えている人にとって、問題を提示する。すなわち、その論点に含めるものは何か？一部の AG メンバーは、次のように信じている。すなわち、ISO およびその加盟機関により承認された SR 関連のイニシアティブのみを検討するように分析を制限することは、SR のイニシアティブの大部分を無視し、その増大を過小評価することになるように思われると。ほかのメンバーは、次のように信じている。すなわち、「規格」の指定は、イニシアティブが有する影響ほど重要ではない。したがって、これらのメンバーは、異なる SR のイニシアティブの重複または増大があると思われるところに焦点を当て、これを基にして増大のコストおよび利益を評価することは当を得たことになるであろうと示唆している。ほかのメンバーは、増大が唯一のリスクではないこと、また、特に、規格への公衆の信頼が維持されるならば、（規格の）不一致、矛盾および非比較性も低減されるであろうことを指摘している。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

81

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

201. この段階で2つのただし書きを追加しなければならない。第1に、一部のAGメンバーが述べているように、国際的標準化は、(規格の)増大のコストを削減する唯一の方法ではない。技術的同等性協定も、協議されることはまれであるが、整合を促進させ、(規格の)増大のコストを削減する一つのメカニズムである。ほかのAGメンバーは、今日まで技術的同等性協定ができなかったことにかんがみ、この解決法は成功しそうもないことを、示唆している。

202. 第2に、一部のAGメンバーは、すべてのSRが同じ取組み手法または目的を有しているわけではないと述べている。これらのメンバーは、より微妙な差異のある取組み手法を採用するように、また、(規格の)増大があるかどうかを検討する場合に、異なる種類のイニシアティブを識別することを提唱している。これらのメンバーの主張によれば、100の個別的SRのイニシアティブは、(規格の)増大の問題があることを本来示していないが、林業部門に特定に焦点を当てた100の個別的SRのイニシアティブは恐らく、問題があることを示唆するであろう。次の節は、SRのイニシアティブ種類間の相違に関するAGの討議の概略を記述する。異なる種類のイニシアティブを分類する総合的な方法論を扱うことは本報告の権限ではないが、それにもかかわらず、若干のキーとなる特徴を記述することは価値あることである。通常、SRのイニシアティブは、a) その指針および/または要求事項の性質; b) その焦点; c) その目的に基づいて識別することができる。これらのSRのイニシアティブは排他的な分類ではなくて、大部分のSRのイニシアティブは、これら分類の各々に由来する特徴の組合せを示す。

2.3.1 指針または要求事項の性質

203. AGの討議により強調された最初の区別は、イニシアティブに含まれる指針および/または要求事項の性質に基づいている。大部分のSRのイニシアティブは、二極間の連続体に沿って存在する。1極端では、「実質的要求事項」の定義を求めるイニシアティブである。これらのイニシアティブは、(しばしば「原則」の形態での)一般的指針および特定の要求事項の組合せを含み、また、用いられ、従わなければならない規準および指示を含むことができる。これらのイニシアティブは、プロセス・ベースの要求事項を含むことが

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

82

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

できるが、通常、パフォーマンスの結果に、より多くの焦点を当てる傾向がある。

204. ほかの極端は、組織体が実質的指針または要求事項を実施するに資する「ツール」を開発するイニシアティブである。これらのツールは、報告、ステークホルダー協議または管理システムなど、SR の仕組みに役立つものであり、同時に、「倫理規格」に関係する、どんな指針または要求事項も含まない。ISO 14001 は、この後者種類のイニシアティブの良い例である。

205. 実際には、大部分の SR のイニシアティブは、これらの2極間のいずれかにあり、「実質的要求事項」および「ツール」の両方を含むものである。一部の SR のイニシアティブは、「ツール」に限定されているにすぎないが、既存の SR に関するイニシアティブのほとんどすべては、実質的要求事項を含む。第1部で示唆したように、ISO 加盟機関により開発された SR のイニシアティブは、純粋な「ツール」取組み手法以上のものを追求する傾向があり、非 ISO イニシアティブよりも実質的要求事項が的少ない。

2.3.2 イニシアティブの焦点

206. AG の討議において確認された第2の区別は、イニシアティブの焦点に基づいている。SR のイニシアティブには、下記を含む少なくとも4種の焦点がある。

- (i) 国家または非国家の SR のイニシアティブ、
- (ii) 地理的な SR のイニシアティブ、
- (iii) 部門の SR のイニシアティブ、および
- (iv) 問題をベースとした SR のイニシアティブ。

207. 国家行為者レベルで取り組まれている SR に関する、極めて多数の国際的文書がある。一部の AG メンバーは、国連人権宣言などの幾つかの国際的規範が、民間行為者および非国家行為者を含む、社会のすべての部分に直接に向けられたものであることを認識しているが、これらの国際的文書は、国内政策または国内法の枠組みを作成する際の指針となるように意図されたものである。ほかの AG メンバーが述べているところでは、国際協定それ自体が義務を課すものではないが、国内法のプロセスを経てのみ義務を課すもので

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

83

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

あり、また、このような国内法のプロセスは、独特な国内経済的、環境的、あるいは社会的特徴に適合するような一定の柔軟性を規定することが多い。

208. 一部の AG メンバーは、国連を通して作成された SR のイニシアティブと産業団体あるいは市民社会により作成されたほかの SR のイニシアティブとを比較することは、国連機関の基本的正当性および権能を否定するものであると、述べている。ほかの AG メンバーは、多数の組織が国連条約について、ほとんど認識していないことに注目している。また、一部の国は、国連の要求事項を批准していないか、実行していない。ほかの国は、このことを討議することは、まったく重要でないと主張している。なぜならば、小輸出国は、サプライ・チェーンの要求事項の出所が国連条約、国内法または NGO ベースのイニシアティブであるかどうかに関心をもつようには思われなからである。最も重要なことは、規格に合致することが経済的至上命令になっていることである。これらのメンバーは、ビジネスに留まるために規格に合致しなければならない。

209. 一部の AG メンバーが述べているところでは、多くの問題特定の SR のイニシアティブまたは部門特定の SR のイニシアティブの適用は、そのようなイニシアティブが特定の国または地域内で作成されたとしても、地理的に限定されるべきでない。むしろ、適用の限度は、SR のイニシアティブを統合する商業関係により限定されている。この一例は、サプライチェーンの要求事項である。一部の AG メンバーの強調するところでは、規格は、その状況に適切に適用されていることを保証する必要がある。そして、これらのメンバーは、OECD 諸国で作成された SR の要求事項は、非 OECD 諸国における適用にとって必ずしも適切なものでないことを、示唆している。多数の種類 SR に関するイニシアティブが国境を越えているので、「出所」諸国に増大はないが、それらは、「仕向け」諸国の増大になるかもしれない。

2.3.3 イニシアティブの目的

210. AG メンバーにより検討された第 3 の明確な特徴は、すべての SR のイニシアティブの何よりも重要な目標が社会的および環境的パフォーマンスを向上させることであることを認識する、SR のイニシアティブの目的である。この作業報告の目的のために、これ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

84

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

らは、2つの一般的カテゴリーに分類される。

- a) 商業関係の用語の定義、および
- b) SR を管理する内部能力の確立。

211. AG メンバーの述べているところでは、一部の SR のイニシアティブが主として、商業活動（例えば、商品の売買、資金調達、契約交渉）に従事する当事者に資することを意図しているように思われる。このことは、規格および特に国際的規格のために広く認められた役割である。例えば、用紙サイズの ISO 規格は、バイヤーが、写真式複写機、プリンターおよび fax 機のメーカーに重要な互換性の規格を伝えることを容易にする。SR の観点から、また、第 1 部で説明したように、ますます多くの商業関係が、SR の問題によって定義されつつある。この種の商業関係の例には、公共調達政策、サプライ・チェーン要求事項、機関および個人投資家により要求される規準、公共輸出信用および投資保証機関、そのほかが含まれる。

212. AG メンバーは、確固とした結論の基礎に利用できる十分なデータがないと述べているが、現在、パフォーマンス要求事項を含む SR のイニシアティブの大部分が、商業関係実施のための用語の定義に用いられつつあり、したがって、経済的成果を得るための用語の定義にも用いられつつある。これらのイニシアティブの多くのものの中心的目的は、市場における消費者のインフォームド・チョイスを促進することである。これらにうちで、恐らく最も普及しているものは、市場細分化ツール（すなわち、最終消費者）としての行動規範の使用であり、または、サプライ・チェーンの要求事項（すなわち、公共及び民間調達政策）における行動規範の使用である。それならば、中心的質問は次のようなものである：SR の行動規範および規格の増大は、技術的規格と同じように、市場アクセスに障壁を作り出すか？

213. これに関する根拠は複雑である。一部の企業は、SR のサプライ・チェーンの要求事項およびコストの増大ならびに市場アクセスへの障壁の脅威について警戒しているが、今日まで、その根拠の大部分は、あまり知られていないものであり、定量化の難しいものである。しかしながら、最近の ILO および世界銀行による 2 つの研究は、次のように結論付けている。すなわち、サプライ・チェーンの要求事項の増大に関連した問題があるが、本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 85
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

その根源的原因は実質的要求事項間の不一致ではなく、むしろ、異なる規範が、異なる専有の適合評価手順を有していることである。多様な適合評価のコストを削減するため多数の方法があるが、一部の AG メンバーが述べていることは、一つの可能な解決法は、合致を評価するため、異なる適合評価を設計するための規格を整合化させなければならないであろうことである。これらメンバーは、これらの異なる規範または規格間に不一致がほとんどないとするならば、整合化させることへの理論的根拠はむしろ強くなるであろうことに注目している。ほかの AG メンバーは、要求事項の増加に関連するコストが、多様な適合評価に係るコストを超えているように思われると、述べている。

214. 現在、それほど十分に理解されていない商業関係の用語を定義するために、SR のイニシアティブの使用に関連する広範な問題が存在する。その結果、必要としない増大があるかどうかに関して、AG の間で意見の一致はない。一部の AG メンバーは、異なる部門や異なる国における SR の優先事項と実施との間の相違の故に、異なる SR のイニシアティブへの必要性が常に存在するかもしれないと、述べている。ほかの AG メンバーは、柔軟に対応して、より多くの整合化を促進することは可能であり、これには国際的なひな型規格が役立つと、主張している。既存のイニシアティブ、その要求事項、その適合性評価の手順の比較は、どんな確固たる結論が下される前に必要とされるであろう。

215. AG において討議された目的の第 2 のカテゴリーは、SR を管理するため内部的能力の確立を目指したイニシアティブである。このカテゴリーには 2 つのサブセットがあるように思われる。すなわち、a) 管理ツール、および b) 認識向上ツール。管理ツールは、報告の仕組み、管理システム、パフォーマンス評価および監査ツールを含む。管理ツールは、組織がそれ自体の SR のコンセプトを実施することに資するが、これらのツールは通常、実質的な SR の要求事項や指針を提供することはない。他方、認識向上ツールは、優先化を含む SR の実質的要素に関して、機関に情報を与え、啓発することを目指す。純粋に認識を向上させる SR のイニシアティブはほとんどないが、多くのイニシアティブは、この特徴を示している。例えば、(国連の) グローバル・コンパクトは、その 9 原則を通して企業の認識を高めるものであり、認識向上のイニシアティブと見なすことができるであろう。しかしながら、一部の AG メンバーは、これらのメンバーが特定な SR パフォーマンスを

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

86

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

必要としないとしても、これらの能力の増強に関する SR のイニシアティブの一部が、SR 問題に対する適正なパフォーマンスを意味するものとして誤って伝えられていることに、懸念を表している。

2.3.4 まとめ：諸種 SR イニシアティブ

21.6 本節の目的は、諸種 SR のイニシアティブに関する AG の討議の概要を提示することであり、若干の主要特徴を識別するための基本的な仕組みを提示する。これらの問題は、SR のイニシアティブの増大が存在することを測定することができるかどうかの状況のもとで提示された。全体的にみて、不必要な増大があるかどうかに関して AG には意見の一致はない。ただし、増大に関するどんな評価も、より入念に取り組まなければならない、また、特に、既存 SR のイニシアティブに含まれる要求事項の性質やその焦点から、既存 SR のイニシアティブの目的を識別しなければならない。

217. この分析の仕組みから引き出すことができる、多数の広範な傾向がある。ただし、これらの傾向を結論として取り扱わないように注意しなければならない。どんな堅固な結論をも下す前に、より詳細な情報が必要とされる。

218. まず初めに、それが初期の意図であるかどうかにかかわらず、既存の SR のイニシアティブの大多数は、商業的関係の用語を定義するために用いられつつあるように思われる。この傾向は恐らく、サプライ・チェーンの要求事項の場合に最も明白である。これらの要求事情は、持続可能性と SR の規準とをますます統合しつつある。一部の AG メンバーが信じているところでは、このことは、どんな SR のイニシアティブも、商業関係に対するイニシアティブの潜在的影響を注意深く考慮に入れて作成しなければならないことを示唆している。

219. 第2に、最も普及率の少ない種類の SR のイニシアティブは、実質的要求事項のまったくない管理ツールの作成である。ただし、これは、ISO の加盟機関により作成される SR の規格の大部分にとっても焦点となるものである。このことは、この領域において、より多くの作業が必要であることを示すものと見なされるかどうか、あるいはそれに代わ

複写厳禁

って、この種の SR に関するイニシアティブの必要性が比較的少ないということは、本報告のみに基づいて決定することができない。また、AG の中でも意見が分かれている。しかしながら、一部の AG メンバーが考えているところでは、特定パフォーマンスの必要事項の範囲や細部および作成プロセスにおける多様なステークホルダーの関与の度合いとの間に相関関係があると思われることは、注目に値するということである。ほかの AG メンバーは、強力な産業を含まない多数の多様なステークホルダーのイニシアティブは、市場の関連性および支持を欠く傾向にあると、信じている。

220. 第3に、SR のイニシアティブにおける要求事項または指針の性質は、その SR のイニシアティブをいかに利用することができるかを定義する際に重要な役割を果たすように思われることである。例えば、イニシアティブと SR のパフォーマンス間の結合が強ければ強いほど、そのイニシアティブは商業関係を定義するために用いられる可能性がそれだけ大きい。金融界における地球的規模報告 (GRI) を含めて SR に関する報告の重要性の高まりが実証しているように、このことは、イニシアティブが特定のパフォーマンス要求事項を実際に定義しなければならないということではなく、それは、利害関係のある当事者が使用することができる、パフォーマンスベースの情報を提供しなければならないということの意味する。

221. 第4に、市場アクセスにとって最大の問題を作り出す SR のイニシアティブは、最も特定のパフォーマンス要求事項を含むイニシアティブであり、かつまた、専用の適合評価手順を含むイニシアティブであるように思われる。当然、このことは、SR のイニシアティブの大きなジレンマの一つである。すなわち、(イニシアティブの) パフォーマンスへの連結が大きければ大きいだけ、また、(イニシアティブの) 適合の評価の独自性が多ければ多いほど、経済的報酬の可能性がそれだけ大きく、また、市場アクセスまたは資金への障壁の可能性はそれだけ大きい。しかしながら、ほかの AG メンバーが示唆していることは、ISO 14001 および OHS 18000 の例が実証しているように、プロセス・ベースの SR のイニシアティブはまた、商業取引関係の重要な構成要素になることができ、したがって、市場アクセスまたは資金への障壁になり得る。

2.4 国際的 SR 標準化の利益

222. 第 2.2 節で概説したように、国際的 SR 標準化のコストおよび利益は、標準化政策の観点または公共政策の観点から評価することができる。標準化の観点から、国際的 SR 標準化は、特に重複する国内、地域、そのほかの SR に関するイニシアティブの不必要な増大を整合することにより貿易を促進するならば、それは、望ましいものである。公共政策の観点から、国際的 SR 標準化は、(i) より良い SR の法規の作成に導くことにより、(ii) 機関が SR をより容易に実施するように手助けすることにより、(iii) SR の行動をするために経済的インセンティブの創設に資することにより、SR の行動の増大に資することができるならば、それは、望ましいものである。

223. ISO は、国際的標準化の役割が既存規格の整合化に限定されるものと考えていないと、明確に述べている。ISO はまた、それ自体の役割が持続可能な発展を追求し、それを促進する課題に取り組むことにあることを、明確に述べている。第 2.3 節における評価は、多種の自主的 SR のイニシアティブが、持続可能な発展の促進および貿易等の商取引の簡易化において、ますます重要な役割を果たしつつあることを、示唆している。SR に関する、増大する数の規格が示すところによれば、多数の組織は、ある種の SR の標準化が必要であると結論付けているが、一部の AG メンバーは、SR の標準化が必要であることを実証するだけでは十分でないと、主張している。すなわち、実証されなければならないことは、国内規格、地域規格、部門規格、問題特定規格、およびほかの種類の規格だけでは十分でないこと、国際的 SR の標準化が必要とされているということである。これらの AG メンバーは、「非国際的」標準化に何らかの欠点の証拠はほとんどないか、全くないことを示唆している。次節では、より詳細にこの問題に関する AG の討議を再検討する。その次の節では、克服されなければならない幾つかの特定な課題を強調しながら、国際的標準化の実施可能性に関する討議を再検討する。

224. 第 1 節で示したように、国際的に承認された SR の標準化の必要性をグローバリゼーションの現実から分離することは難しい。この現実のグローバリゼーションには、貿易および投資の自由化および世界的な生産設備と供給の分散が含まれる。一部の AG メンバーにとって、ある組織の従業員、消費者、供給業者、投資者、および規制者が世界中に分

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

散していること、およびこれらの人びとが個々におよび集团的に SR に関心を抱いていることは、国際的に承認された SR のイニシアティブの必要性を示唆するものである。これらの AG メンバーは、国際的に承認された SR のイニシアティブを作成する一つの方法は、国際的な標準化によると、述べている。ほかの AG のメンバーは、検討すべきほかの取組み手法があること、および市場が最終的にどれが承認され、どれが承認されないかを決定するであろうことを、信じている。

225. AG で通常同意されているところでは、ある人が、国際的 SR 標準化が望ましいと考える場合、国際的標準化のコストおよび利益と、通常の標準化のコストおよび利益とを混同しないことが重要であるということである。事実、討議中にたびたび確認される利益の多くは、国際的 SR 標準化に特定に連結していない。例えば、AG により確認されている利益の一部には、下記が含まれる。

- 社会にとってどの問題が重要であるかに関する共通の理解を提供すること（ただし、ほかの人々は、このことは、政治的プロセスを通してのみ実施することができると、信じている）
- SR のプログラムを作成し、実施するための共通のプロセスに関して確立した指針を提供すること。
- 組織およびその組織のステークホルダーが、SR のプログラムの有効性を判断することができるように、パフォーマンスの指標の共通した理解を提供すること（ただし、ほかの人々は、SR の問題の多くは、指標をもって定量化することができないと、信じている）
- SR の側面、影響、および活動を報告するために受け入れられる方法に関する指針を提供すること

226. これらの利益は、ある種の標準化の結果から生じ、例えば、国内または地域レベルで実現される可能性がある。これらの利益は、国際的 SR の標準化が必要であることの主張を、必ずしも支持していない。

227. 国際的 SR 標準化の潜在的利益には、下記が含まれる。

1. 国際的 SR の標準化は、地球的規模で社会的責任の問題に関する「共通の理解」を提本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 90
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

供し、それにより、全世界の国々において適切なものであり、理解され、確立され、普及する共通した参考点をつくりだす。

2. 国際的 SR 標準化は、少数派の声に、これらの声に影響を及ぼす要求事項の作成に参画するための場を提供する。このことは特に、経済的発展の進んでいない諸国に関係することであり、これらの経済的発展の遅れた諸国は、既存の SR に関するイニシアティブの作成にほとんど関与していず、したがって、これらの諸国の優先事項や関心事が満足に行くように取り組まれていることが、保証されていない。
3. 国際的 SR 標準化は、事業組織のみならず、発展途上国および先進国にとっても、また、すべての種類のステークホルダーにとっても、グローバル・レベルでその活動の場を平坦なものにするであろう。
4. 国際的 SR 標準化は、現在の状態以上に広範な SR に関わる経験および専門的知識をもたらし、それほど効率的でない規格の代替となるデリベラブルを生じることができるとであろう。このことは、適性実施規準および技術移転の促進に資することができる。
5. 国際的 SR 標準化が広範に承認されるならば、それは、取引コストを低減し、コミュニケーションを改善し、国際的レベルでの貿易を容易にすることができるであろう。国内標準化および地域標準化の利益は、国内および地域内のコミュニケーションならびに貿易に限定されている。
6. 国際的 SR 標準化が信頼できる方法で作成され、実施されるならば、それは、この領域で信頼を増すものとなり、満足のいくものとなるであろう。

228. これらの利益の大部分は比較的わかりやすいものであり、さらなる検討を要しない。しかし、これらのうちの3利益について簡単に説明することは価値あることであろう。国際的 SR 標準化のコストを次に検討する。

2.4.1 SR 要求事項を作成する役割をすべての国に与えること

229. 第 2.3 節で検討した傾向の一つは、多種の SR のイニシアティブが、国境を越えた商取引関係により推進されているように思われる。ある国が、ISO 14001、OHS 18000 または SA8000 の作成に関与したがどうかにかかわらず、その国の一部の企業がこれらの規格

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

91

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

の要求事項に合致しなければならない好機がある。一部の AG メンバーは、これらの要求事項が普遍的に容認された規範に基づいているところでは、このことは恐らく、大きな問題ではないことを、示唆している。ほかのメンバーは、SR のイニシアティブがほかの問題に取り組む場合、または既存の国際的規範を越える場合、このことは問題を生じうると、述べている。特にこれらのメンバーは、要求事項が、国内状況、優先事項および課題を知らずに作成された場合、その要求事項は不適當なものとなるか、逆効果になるかもしれないことに、懸念を表明している。

230. この場合、一部の AG メンバーは、リオ宣言の原則 11 を強調している。これは、次のように述べている。

「環境規格、管理目標および優先事項は、これらを適用する環境および開発の状況を反映させなければならない。一部の国により適用される規格は、ほかの諸国、特に発展途上国にとって不適切なものであり、不当な経済的、社会的コストになるかもしれない」

231. これらのメンバーは、この原則の背後にある根拠も、社会的、経済的規格に適用できること主張している。また、これらのメンバーの主張によれば、この原則は、平等に焦点を置くことの必要性を意味し、また、それは、諸国がその国境内で適用される規格の作成に役割を持たなければならないことへの期待を意味する。このことは直接、持続可能な発展の目的に連結していて、SR の標準化が国境を越えた効果を考慮に入れるための責任をも付け加えている。また、このことは、ステークホルダーも含めて、国際的協調の必要性をも付け加えている。ほかの AG のメンバーは、より直接的に、このことを主権と呼んでいて、発展途上国がいかに SR のイニシアティブの適用をその国境内に制限することができるかを、問うている。一部の AG メンバーは、発展途上国は、イニシアティブの作成に参加することを探求すべきであり、それによりその国の要求事項に影響を与えることを探求すべきであることを、示唆している。ほかのメンバーが述べているところでは、大量のイニシアティブが作成されつつあること、疎遠なプロセスに影響を与えることが元々難しいこと、および SR のイニシアティブ作成の役割を外部当事者に与える正式な手順がないことが多いことにかんがみて、このことは成功を収めそうにない、ということである。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

92

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

232. 一部の AG メンバーはまた、ある発展途上国が、外部から課せられた不適切な SR の要求事項に係わる場合、その発展途上国は、その国内状況にとってより適切な国内規格を作成することができる、述べている。ほかの AG メンバーの示唆するところによれば、このことは、大多数の発展途上国が規格の受取人であるという現実を無視している。なぜならば、これら発展途上国は、自国の規格の承認を得るための市場力を欠いていて、また、これら諸国の制度的、技術的、人的資源は、限られたものであるからである。ステークホルダーの確認に関する問題は、この討議において極めて重要である。さらに、国内規格機関は、ステークホルダーとの既存関係をほとんど持たず、あるいは、SR の標準化に必要とされる協議プロセスとの既存関係をほとんどないことが、注目されている。

233. それならば、少なくとも理論的には、ISO における国際的 SR 標準化は、2つの面で役立つことができるであろう。最初に、発展途上国は、ISO に正式な役割を有しているため、一部の AG メンバーが信じる場所では、国内規格機関のネットワークに支えられながら、ISO における SR の標準化は、民間の規格設定機関の場合よりも比較的容易に、発展途上国を関与させるであろうということである。第2に、一部の AG メンバーが信じる場所では、国際的 SR 標準化は、発展途上国が実施することができる国際的参考文献の文書を作り出すことができ、あるいは、このような国際的 SR 標準化は、より適切な国内状況に適応することができるであろうということである。これらのメンバーは、このことは、「技術的同等性」のコンセプトと一致するものであると、述べている。

2.4.2 すべての組織にとって同じ水準の活動の場を創設すること

234. AG のメンバーは、同じ水準の活動の場を創設することにより、単一の国際的 SR の規格が役立つことができる、多様な方法を確認している。最初に、国際的 SR 規格は、一貫した SR の政策を実施する多数の諸国において活動および供給業者を有する組織に助力することができるであろう。第2に、国際的 SR 規格は、従業員、消費者、投資家、および組織の SR に関心を有するほかの当事者が、諸国における諸企業を比較、対比し、また、活動している諸国における同一企業を比較、対比することに資するであろう。第3に、SR のイニシアティブの実施に関連した経済的報酬がある場合、国際的規格は、すべての

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

93

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

組織が平等な活動の場で競い合っていること、すなわち、競合者が報酬を得る前に SR の一貫した水準が達成されていることを、確認することができるであろう。

2.4.3 取引コストを低減し、コミュニケーションおよび／または貿易の容易にする

235. 元来、単一国際規格は、その存在自体により、取引コストを低減し、コミュニケーションおよび貿易を容易にする。しかし、実際には、これは2問題に依存するであろう。最初に、国際的規格は、必要な情報を有効に伝達することができるであろうか？この場合、「有効性」は、一貫性、信頼性、明確性、および総合性の観点から評価される。第2に、国際的 SR の規格は、既存の SR の規格に取って代わり得るであろうか？国際的 SR の規格は、受け入れられ、あるいは承認されるであろうか？国際的規格が、既存規格の代替なり得ない、さまざまな理由がある。これには、国際規格が別な目的を満たすことを求めている、あるいは、それが、ほかの規格機関の支持を得ていないということも含まれる。この問題は、基本的に重要なものである。すなわち、ある種の国際的 SR の規格が、新規 SR のイニシアティブの必要性を低減させない場合、あるいは既存規格の代替とならない場合、それは、多くの利益をもたらすことはできない。他方、既存規格が、国際的規格よりも高いレベルの責任を要求するか、別な目的に対応する場合、国際的標準化は、比較的弱い形態の SR になるかもしれない。もちろん、ある種の国際的規格が既存規格の整合化をもたらすならば、それは、取引コストを低減させ、コミュニケーションおよび貿易を容易にすることができることに注目することは重要である。このことは、「技術的同等性」のコンセプトと一致する。

2.5 国際的 SR 標準化のコスト

236. 国際的 SR の標準化の利益の場合におけるように、一部の AG メンバーは、討議で確認されたコストの一部は、国際的標準化に特有のものではなく、国内、地域、または部門標準化にも等しく関連するものであると、述べている。

237. 既存イニシアティブから明らかなことは、なんらかの種類 SR の標準化が、幾つかの否定的な二次的影響を生じるとする懸念を生み出している。AG は、懸念の6主要領

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

94

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

域を確認している。

238. 最初に、SR は比較的新しい概念であるので、標準化は、革新的取組みの減少を生じ、また、何が働き、何が働かないかに関する不完全な理解になるという、一般的な懸念がある。この懸念の背後にある主要な論争は、SR の標準化が不可能であるということではなくて、それが時期尚早であり、現在の経験からの教訓がまれであり、誤解されているということである。

239. 第2に、SR の標準化は、SR の政策および計画が特定な状況にとって適切であることを保証するため、組織が必要としている柔軟性を減少させるという懸念がある。この懸念の背後にある基本的な信念は、SR が微妙な地方的、組織的相違に依存しているということである。この地方的、組織的相違は、一般的規格、特に国際的レベルの規格において対応しきれないものであろう。

240. 第3に、SR の標準化は、特に、公共および民間調達政策のなかに組み入れられた場合、市場アクセスおよび資本への障壁を作り出すという懸念がある。この懸念を生じているものは、SR の標準化が商業的契約へ SR の問題の統合を増大させるが、同時に、組織、特に発展途上国の中小企業（SMEs）や組織に不適切あるいは不当な要求事項を課するという考えからである。

241. 第4に、SR の標準化は、標準化プロセスに積極的に関与していない諸国に不適当な開発のモデルを課すという懸念がある。この懸念は、発展途上国（特に発展の程度の最も低い諸国）が、全種類の標準化政策に比較的小さい役割を果たしているという、よく認識された事実に基づいている。

242. 第5に、SR のデリベラブルが、実際には取り組まれていない何かに取り組んでいることを公衆に確信させるために（すなわち、問題を「隠蔽」するため）用いられるならば、SR の標準化は、公衆の利益にとって有害であるとする懸念がある。

243. 最後に、実際には存在しない専門知識の供給源があるという印象を作り出すことにより、SR の標準化は SR に関する議論をゆがめるとする懸念がある。このことは、既に確

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

95

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

立されている期待事項を再定義したり再解釈したりするため、あるいは、政治問題への技術的解決があることを他者に確信させるために、偽りの権威機関を作り出す結果になることが示唆されている。

244. AG はまた、国際的 SR 標準化に特有な若干の代償を確認した。それには下記が含まれる。

- 特定の国、問題または部門にとって、より適切な既存の SR のイニシアティブを追い出す。
- SR の実施領域における技術革新を制限する。
- 国内法と重複および国内法を弱める。
- 国際的に合意された最低要求事項への合致で十分であることを意味することにより、組織および利害関係者を誤った方向へ導く。
- 国際的 SR 標準化は、政府、特に発展途上国の政府が適切な国内法規の枠組みを確立しようとする意欲を、損なうものであるかもしれない。
- 国際的 SR 標準化は、企業および組織機関にとって、国内法的義務と対立する要求事項を作り出す可能性がある。
- 国際的 SR 標準化が純粋にプロセスに焦点を当てるならば、それは、規格規準と管理システムの取組みとを統合させようとする、ほかの取組み手法を追い出す可能性を有する。
- 国際的 SR 標準化が、偽りの権威を作り出す可能性があり、また、問題の不適切な調停者として利用される可能性がある。

2.6 国際的 SR 標準化のコストおよび利益に関する検討

245. 一部の AG メンバーは、SR に関する一般的指針の国際的標準化は、SR の優先順位設定および実施に不可欠な、国内および地方経済、社会的、環境的特徴を反映することができないであろうと、主張している。これらのメンバーは、国内または部門別の SR の規格が、一般的な国際的 SR の規格以上に有効であると結論付けている。それにもかかわらず、ほかのメンバーは、国際的 SR のデリベラブルが、別なものであるが、類似する国内または部門別 SR の規格を作成する場合のひな型としての役目を果たすことに、注目して本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 96
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

いる。国際的 SR のデリベラブルは、既存の国際的に承認され、世界的に受け入れられている規範に基づることができることも、注目されている。ただし、このことは、政府の交渉によってのみ取り組むことのできる問題に取り組むために規格を用いることは、適切でないとする警告により、正当化される。

246. それならば、理論的に、国際的 SR のデリベラブルは、SR を理解し、実施するために、既存の国内、部門別、または問題特定の SR に関するイニシアティブ以上に有効な取り組み手法を提供することができるであろう。しかし、国内、部門別、または問題特定の SR の標準化が、組織に詳細かつ有用な指針を比較的容易に提供できることにかんがみ、国際的 SR 標準化の最大価値が、より有効な指針を提供するその能力にあるとすることは、ありそうもない。

247. 一般的に同意されていることは、組織が SR の諸側面または要素を理解し、実施するため、ガイドラインなどの形態で利用できる、広範な種類のツールがすでに存在するということである。一部の AG のメンバーが信じているところでは、これらのツールの一部が、国際規格の仕向地が提供する信頼性および正当性の高まりから利益を得ているということである。しかし、ほかのメンバーが信じているところでは、国際的 SR 標準化に関連するコストが、この利益だけでは正当化はされないということである。

248. 議論の主領域の一つは、SR が、国際的標準化を可能にするほど十分に成熟しているかどうか、および技術革新の抑制を避けるために十分に成熟しているかどうかである。一方、一部の AG メンバーの主張は、時間の経過と共に理解が進展し続けるものと予想される範囲の明確な限定を有しない領域にとって、国際的標準化は適切でないこと、および適切なパフォーマンスが地方ベースに限定されている問題にとっては、国際的標準化は適切でない、ということである。これらのメンバーは、環境管理など SR の個々の要素に関する国際的協定が、数年間を要していることに注目し、また、SR に関する国際的理解および協定に至るまでには更に長い期間を要するであろうことを示唆している。更に、SR に関連する問題の多くは、政治的プロセスまたは法規を通して取り組まなければならない可能性があることにかんがみ、時期尚早の標準化が、ほかのプロセスによるこれら問題の処理の先取りをするかもしれない、とする懸念がある。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

249. 他方、問題は、SR の概念が変化しているのではなくて、むしろ、SR に関する組織の理解、公約および管理が進展していることにあることが、示唆されている。これらの AG メンバーが主張するところでは、国際的 SR のデリベラブルが、企業による進展する SR の理解、公約、管理を適合させることに関しては十分な柔軟性を有しているので、時間がたてば規格の適用に企業を順応させるので、問題があるようには思えないということである。これらの AG メンバーが示唆していることは、どんな部門や国家にも適合する十分な柔軟性を有する一般的国際的規格も、SR の「概念」に適合する十分な柔軟性を有するということである。さらに、これらの AG メンバーが注目していることは、すべてのデリベラブルが最低 5 年ごとに見直しされなければならないので、ISO のプロセスは、進展する問題を処理するように設計されていること、その見直しの時点で、デリベラブルが時代遅れと見なされる場合は、改正されるか、無効にされるということである。

250. 一部の AG メンバーが信じていることは、最終的に、「国際的 SR 標準化は望ましいことであるか」との質問に対しては、特定の種類の SR の規格との関連でのみ答えることができるということである。これらの AG メンバーは、国際的 SR 標準化の実施可能性も、検討されているデリベラブルの特定な範囲および種類によって変動すると、信じている。次節は、国際的 SR 標準化の実施可能性に関連する、幾つかの一般的問題を検討する。

2.7 国際的 SR 標準化は実施可能か

251. SR は、国際共同社会からの注目されている重要な関心事の論題であることが、一般的に同意されている。正式な規格を含めて、自主的な SR のイニシアティブが、SR の促進において果たすべき役割を有してことも、一般的に同意されているところである。国際的 SR 標準化の必要性に関する同意は、比較的少ない。すなわち、このことの一部は、国際的 SR の主要目的、あるいは、少なくとも出発点に関して同意に至ることができなかったことによるものであるので、幾つかの更に基本的な課題もある。これらの課題は、諸種国際的 SR 標準化の実施可能性を反映するものであり、6 つのかぎとなる問題にまとめることができる。

1. 国際的 SR 標準化は、SR の一般的に認められた定義がない場合に、着手することが

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

98

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

できるか？

2. その目的は、どの程度特定なものでなければならないか？
3. 国際的 SR の遂行に関する要求事項を国際的 SR 標準化へ統合することができるか？
4. いかに柔軟性と一貫性との間にバランスをとることができるか？
5. 確認が必要とされているか、および第三者認証の代わりとなるものがあるか？
6. 国際的 SR 標準化は、SR への経済的インセンティブや圧力により、どの程度左右されるか？

252. 政治的、技術的、および業務遂行上の実施可能性を含む、実施可能性に関する多数の試験があることに注目することが重要である。これは、簡単な問題ではなく、これらの要素間に妥協のための取引があるかもしれない。しかし、ある程度、多数の SR の規格が既に存在するという事は、SR の標準化が実施可能であることを示唆していると思われる。すでに発表された、多数の問題または部門別特定の SR の規格のみならず、少なくとも 10 の進行中または完成された国内 SR の標準化イニシアティブがある。AG のメンバーは、上記の証拠を次の 2 点に限定する。

253. 最初に、一部の AG メンバーは、既存国内 SR の規格のすべてが、「倫理的規格」に関する指針や要求事項をほとんど伴わずに、「ツール」の開発に焦点を当てていることに、注目している。その結果、これらのメンバーは、これらの規格の存在が、全種類の SR のデリベラブルを開発することができる証拠とみなすべきではないと、主張している。

254. 第 2 に、一部の AG メンバーの述べているところによれば、SR の規格の存在は、SR の規格がその目的を達成するために有効であるという付随する証拠がある場合に、SR の標準化の実施可能性の証拠と見なすべきである。これらのメンバーは、現在、SR の規格の有効性を評価するための一般的に認められた指標がないと、主張している。更に、これらのメンバーは、SR の規格の特定の目的は何かということが、幾つかの事例において不明であると、断言している。これら 2 点の結果として、一部の AG メンバーは、SR の規格が存在するという単純な事実により、SR の標準化が可能であるという証拠とみなすべきでない、と結論付けている。SR の標準化の実施可能性を評価するために考慮しなければならぬ、そのほかの多数の問題がある。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

99

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

2.7.1 SRの一般的定義

255. 一般的に言って、大多数の種類**SR**の標準化の実施可能性は、基本的レベルで、**SR**がもたらすものが何であるかに関する、共通して認められたビジョンがあるかどうかにかかっている。既存の**SR**のイニシアティブを検討したところ、**SR**に関する一般的に支持された定義はなく、また、**SR**の要素の共通した理解もないことが、示唆されている。このことは、適正な**SR**の実施を構成してものが何であるかに関する、単一で、一般的に受け入れられる原則に到達することが困難であるかもしれないことを、示唆している。その代わりに、それは、標準化が、特定の定義に依存しない方法で着手されなければならないであろうことを、示唆している。しかしながら、**SR**が一般的定義に基づかなければ、**SR**の一般的に受け入れたビジョンの定義における標準化が、いかに成功を収めることができるかは、不明である。

256. 一部の**AG**メンバーが強調しているところでは、**SR**に関する既存の国際的に同意された定義がないということは、それに到達することができないということを意味していない、ということである。これらのメンバーの注目していることは、**AG**が**SR**に関する主要問題のリストの作成にある程度の時間を割いたとしても、**SR**の一般的定義に達するための**AG**の今日までの取組みが、比較的少ないということである。幾つかの面倒な点は、自主的要求事情と法規の要求事項との間のバランス、**SR**の特定構成要素、および、より基本的には、特定の構成要素および下位構成要素を記述する際に必要とされる細目の量である。

257. 標準化の実施可能性も、**CSR**の共通ビジョンを確立するために要求される規定が、有効に伝達され得るかどうかにかかっている。有効性は、明晰性、理解の容易性、一貫性、および信頼性の観点から判断される。ある程度、特に**SR**と同等に複雑な問題の場合、伝達されようとしている情報の明晰性および一貫性は、目標とする聴衆の多様性により異なる。すなわち、聴衆が多様であればそれだけ、各利害関係者は、**SR**が何を意味するのか、また、**SR**の規格における規定が何を意味するのかを理解し、解釈する可能性はそれだけ大きい。

本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

100

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

2.7.2 特定目的

258. SR の単一定義がないように、SR のイニシアティブの単一目的もない。大多数の SR に関するイニシアティブの共通目標は、社会的および環境的責任を促進することにあるので、これらの SR のイニシアティブは、異なる方法でこの目標を完遂しようと努める。前述のように、一部の SR のイニシアティブは、経済的報酬と SR 行動とを連結しようと努める。ほかの SR のイニシアティブは、組織が SR を管理し、あるいは SR に関する報告をすることに資するためのツールを提供しようと努める。そのほかの SR のイニシアティブは、通常、特定問題または部門の状況の中で、SR と見なすことができるものの基準線を定義しようと努める。

259. どちらの方法においても、すべての目的を達成するために単一のデリベラブルを開発することはできないこと、および異なる目的には異なる特徴が要求されることが、注目された。幾つかの重要な特徴の相違は、次を含む。すなわち、(プロセスまたはパフォーマンスベースの) 要求事項または指針の性質、(地理的特性、部門的特性、および問題特定の) 焦点事項、およびその焦点の背後にあるインセンティブ構造である。国際的 SR 標準化の目的に関して共通の同意があるまで、特定の国際的 SR のデリベラブルの種類や内容に関する同意が存在することは、ありそうもない。しかしながら、現在、何が国際的 SR 標準化の主要目的でなければならないかに関する同意はない。事実、一部の AG メンバーも、この領域における ISO のいかなる役割をも理解できないでいる。

260. 可能な役割を理解しないメンバーの中でも、一部のメンバーの信じるところでは、SR の実施を向上させる組織に資するように、内部管理に焦点を置くべきであるということである。この状況において、一部のメンバーは、SR の定義は全面的に、組織に任せるべきであると、考えている。一方、ほかのメンバーの示唆するところでは、SR の定義は、既存の国際的規範、および地域社会、労働者、諸 NGO、政府、などの利害関係および優先事項を反映させなければならないということである。他方、一部の AG メンバーの意見によれば、主要目的は、SR が何を意味するかに関する一般的に受け入れられる基準線、すなわち、SR への公約を実証しようとする組織のための一種の「安全避難所」を確立す

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

101

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ることにより、SR の条件を統合する営業体制の確立を容易にすることである。このことは、例えば、貿易を容易にする規格を作成する ISO の委託とも一致するであろう。別な見解によれば、国際的 SR の標準化は、もしそれが、政府の法規も含めて、より有用な措置の実施を単に遅らせるものであるならば、避けるべきである。

2.7.3 パフォーマンス要求事項の統合

261. AG のメンバーは、ある組織の SR の最も重要な要素が、いかにその組織が SR を管理するかではなくて、そのその組織が実際に何を達成するかにあることに、およそ同意しているので、パフォーマンス要求事項を国際的 SR の規格に統合することの実施可能性に関して、多様な見解がある。

262. 一方、一部の AG メンバーの考えでは、国際的 SR 標準化は、このように多様な異なる利害関係集団に対応しなければならないので、それは結果的に、国際的に認知され、世界的に適用可能な原則の概念的蒸留物になるにすぎないかもしれないということである。この見解の示唆するところによれば、SR の標準化は望ましいものであるが、それが、いかなる組織にも十分に挑戦しない、最も低い一般的標準を作り出すので、役に立たないであろう。事実そのとおりであれば、国際的 SR のデリベラブルは、既に存在する多数の文書に更に別な文書を加えるにすぎないであろう。

263. ほかの AG メンバーは、異なる結論に達している。これらのメンバーは、国際的 SR 標準化は、必ずしも特定のパフォーマンス要求事項を規格に直接統合せずに、パフォーマンスに関連するものであることを、提案している。これらのメンバーは、FSC のモデルの例を引き合いに出しているが、このモデルは、持続可能な森林管理の原則に立って確立され、規準および指針により完成された、国際的規格を含むものである。この国際的規格は、国内、地域、または適切な場合には、生態系のレベルで、ほかの、更に精巧な、特定規格を作成する場合のひな型として扱われている。この取組み手法の提案者は、厳密に言って、国際的規格は、国内検討および協議プロセスを経て採択されると、述べている。このプロセスは、国内状況によりよく適合させ、また、国内の優先事項をよりよく反映させるために、国際的ひな型の SR の規格を精密にし、適合させるために、用いることができるであろう。この方法において、国際的 SR 標準化は、パフォーマンス要求事項を作り出すこと本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 102
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

はないであろう。しかし、この国際的 SR 標準化は、国家、部門、地域などが、異なっているが技術的に等しい SR の規格を作成するための、ひな型を作り出すであろう。

2.7.4 柔軟性および一貫性間のバランス

264. 前記のように、「規格」の定義は、「共通および反復使用」のために作成された文書に関係する。それならば、国際的標準化の試金石の一つは、要求事項が明確で一貫した方法で通知され、したがって、世界のどの場所にいるどの組織も国際規格を読むことができ、同じメッセージを理解することができることを、保証することである。一貫性がなければ、国際規格の価値は、減少するであろう。なぜならば、組織はそれ自身が、その要求事項に合致しているかどうか分からず、また、利害関係者は、ある組織に合致するように期待している、同じ要求事項に、その組織が合致しているかどうか分からないであろう。ある特定の観点から、一貫性に真の価値がある。

265. 他方、SR のイニシアティブに柔軟性が必要であることも、認識されている。これは、SR の構成要素の優先順位および SR のイニシアティブの要求事項を達成するための取組み手法の観点を含む。特に、国際的 SR 標準化は、地方レベルでの相違点に対応するため、十分に柔軟であることを保証する必要がある。融通の利かない SR のイニシアティブに関心をもっている AG メンバーは、関連規定の明確性、一貫性、包括性、および信頼性を損なうことなく、この柔軟性を達成することができる多数の方法があることを、示唆している。

266. 取組み手法の一つは、SR の問題を理解し、管理するために必要とされている管理システム要素に焦点を当てることであろう。これに関して、10 の異なる国内規格団体が、管理システムの形態をとる SR の規格を作成中であるか、既に作成したことは、注目される。しかしながら、恐らく既存の国際的 SR の規範を参照することも含めて、パフォーマンスへより強力な焦点を置くのでなければ、Plan (計画)・Do (実施)・Check (監視)・Act (改善) (PDCA) モデルは、SR に比較的少ないものを付け加えるにすぎないという、一般的な同意がある。別な取組み手法は、すべての SR のイニシアティブ (ステークホルダー) にとって唯一の真に共通した道筋であると思われるものに頼ることであり、また、組織が地方的関心、国内的関心および国際的関心を確認し、それらに取組み、対応することに資本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 103
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

するプロセスを標準化することであろう。繰り返すが、恐らく、既存の国際的規範を参照し、あるいは、抽出することにより、この取組み手法もパフォーマンスに焦点を置かなければならないことが、認識されている。しかしながら、ステークホルダーに焦点を当てる場合、不適切な協議プロセスは避けなければならず、また、不適切なステークホルダー（即ち、社会の利害関係から生じる真正な要求を実際に持たない組織）との協議も避けなければならないことが、示唆されている。ただし、ステークホルダー・ベースのプロセスは、プロセスよりも結果に焦点を置く傾向があり、したがって、パフォーマンスインパクトの何らかの測定および通知を必要としていることが、注目されている。

2.7.5 第三者認証の検証および代替

266. 第三者認証の問題に関して多数の異なる見解が表明されている。一部の人の考えによれば、第三者認証は、社会的および環境的パフォーマンスの改善を触発するものであり、また、消費者のインフォームド・チョイスを容易にする、有用なソフト政策ツールである。ほかの人々の考えによれば、第三者認証の役割を再検討する必要がある。この問題は当初、管理システム規格の状況の中で提起されたものであるが、一般的な合意は、SRのイニシアティブの実施に関する何らかの種類の保証を得る機会が多分必要であったが、第三者認証の代わりとなるもの、およびその改善が恐らく十分に検討されていないということである。この点に関して3要素がある。第1に、集団または段階的認証への新しい取組み手法がなお進行中であるが、中小企業組織にとって、多くの場合、認証のコストが極めて高いことが挙げられる。第2に、認証者により提供される管理の質が必ずしも一貫していないということが挙げられる。第3に、ほかに保証を提供する、より建設的な方法があるかもしれないということが挙げられる。即ち、注目されていることは、利用できる認証サービスの供給が今後もあるだろうことは、疑いないということであり、また、このことは、明らかに一部の組織が認証の価値を認め続けるという、好ましい可能性があることを示している。

267. AGは2003年2月、SR管理システム・ガイドライン規格から第三者認証を除外するという意見の一致に到達した。AGは、第三者認証の代替案に踏み込まなかったが、代替案を見つけることの実施可能性、ならびに関連メリットおよび可能な相互関係の役割を本文書はISO中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。 104
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

評価することの実施可能性は、国際的 SR 標準化の全体的実施可能性を評価する際の重要な要素であると、一般的に見なされている。システムの自主的検証への対抗のように、データの自主的検証への関心は比較的少ないように思われる。なぜならば、データの検証は、組織にとって比較的多くの価値があると見なされたからである。一部のメンバーの考えは、SR および関連規格のユニークな性質は、信用および公衆の信頼を確保するために、より大きな検証およびより高い透明性を要求し、また、実際の組織のパフォーマンスおよび進歩に関する報告は、公衆および消費者の信頼の重要な決定要素に成り得るということである。

2.7.6 社会的責任のある行動への経済的圧力およびインセンティブ

268. AG の多くの討議の表面下に残されている別な問題は、国際的 SR 標準化が、SR のある活動への経済的インセンティブおよび圧力により導かれる程度であった。このことは、多数の方法に現れた。その中には、SR のある投資資金のような、SR に利害関係を有するが、専門知識を有しない当事者が、国際的 SR 標準化のプロセスで有する役割の観点からのもが含まれる。極めて基本的なレベルで、この問題は、国際的 SR 標準化が貿易や投資の障壁を低減させなければならない程度と大きく関係し、また、国際的 SR 標準化が新しい経済的インセンティブおよび圧力を作り出すことを探求しなければならない程度と大きく関係している。例えば、国際的 SR の規格に基づく SR の要求事項が、国際的貿易規則と衝突するリスクの少ない政府調達政策に統合されるとするならば、これは、国際的 SR 標準化に賛成する議論であるか、あるいは、国際的 SR 標準化に反対する議論であるか？

2.8 既存の SR イニシアティブからの証拠

269. SR（社会的責任）の国際標準化が既存のイニシアティブを利用することが期待されている事実があるならば、その作成や活用から得られた学習を考慮することは有益であろう。情報には2つのカテゴリがある。第1に、既存の SR イニシアティブの範囲と目的に関する情報、そして第2に、その有効性に関する情報である。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

105

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

2.8.1 範囲と目的

270. ISO の加盟国団体を通じて作成されたほとんどの SR 規格が、その組織がそれ自体の条件において SR を定義できるようなシステム手法を採用していることに、注目する価値がある。この手法が SR という様相において適切であるか、あるいは信頼できるものかについては若干の不確かさがある。諮問グループのメンバーの何人かはこのことに疑問を表明した。

271. 他の非政府組織（NGO）によって作成されたほとんどの SR イニシアティブは、特定の利益グループが関心のある点を問題としているか、あるいはそれらは SR をどのように運用するかについての特定グループの考え方を反映している。このことから、SR が何を意味するか、またそれをどのように検討すべきかの概念が、利益当事者の特定の見方に非常に偏っているため、共通の基盤を見出すことが困難であろうという意見の人がいる。別の人は、異なった利害が必ず SR の概念において不一致を意味すると想定するのは、間違っていると述べている。例えば、だれかが織物工場の労働条件に興味があり、他のひとが野生生物の保護に興味があるからといって、彼らが SR について異なった定義をしているとは必ずしも意味しない。ただ彼らは優先順位が違うだけである。個人の目的は他の人の優先の配慮なしには長期には保証されることがしばしばある。これは、何らかの種類の共通基盤が見つかることができるとしても、他の問題点や他の利益のグループとは別に、自分自身の方法で特定の問題を引き続き追い求めることを欲する当事者もいる、という見方を支えているように思われる。

272. 既存のイニシアティブは SR の異なった概念を持っているのみならず、それらが内包するガイダンスあるいは要件のために異なった情報源もまた利用している。あるイニシアティブは、ILO の基本協定（Fundamental Conventions）や世界人権宣言のような、既に確立して、広く受容された規格、規範、ガイドラインおよび規則に依存している。他の場合では、このような国際的な規範を予測しなかった状況において適用する目的で、あるいは関連した義務を変えたり、または減らすために、再定義したり、再解釈することが行

複写厳禁

なわれている。しかしながら、多くの SR イニシアティブがそのガイダンスや要件の情報源について具体的に言及してないので、どの程度既存の国際的な規範が利用されているのかを確かめることは容易ではない。

273. 多くの既存のイニシアティブの間の相違は、ある程度それを創り出すのに関与した利益グループの性格によって説明できるという、一般的な了解があるようである。場合によっては、無いものを満たしたり、伝統的な規格設定団体に関与しなかったか、あるいはそれに不満であったステークホルダーのニーズの問題を解決するために、個人的な規格設定（しばしば ISO のプロセスを真似て）の変革に導くことがあった。おそらくこれの最良の例は、SAI (Social Accountability International)、IFOAM (International Federation of Organic Agriculture Movements)、FSC (Forest Stewardship Council)、MSC (Marine Stewardship Council)、FLO (Fair Trade Labelling Organizations) ほかを含む、いくつかの主な NGO 主導の SR イニシアティブの制度的団体である ISEAL (International Social and Environmental Accreditation and Labelling) の変革である。しばしば政府からの委任の下であるけれども、非政府団体によって運営されている国のエコラベル・プログラムがいくつかある。

274. こうした非伝統的な規格機関の変革はある分野では歓迎されているが、他の分野では NGO が開発した SR イニシアティブの多くが、民間部門の利益を十分に関与させることなく作られており、また実業界の非関与はこうしたイニシアティブがあまり市場との関係を持たないという事実につながると主張されている。また、こうしたイニシアティブには、関係した NGO の関与が時々不足していることも指摘されている。社会的分野における民間での規格設定が適法性を欠いた、問題のあるプロセスに基づいており、従ってより適法な規格を実際損なっているかもしれないという可能性に関して、いくぶん深刻な懸念もある。こうした反対意見は、社会的期待の設定が参加的構造ではなく、本当は代表を必要とすることを反映したものであり、このような規格設定プロセスに含まれる協議プロセスが必ずしも純粋なものでなく、実際の意思決定プロセスにおいて必要な透明性が欠けているのであろうということも指摘されている。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

107

The report appears with the kind permission of ISO (International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

275. 既存のイニシアティブを検討したときに、それらは行動の指針、商業的関係の条件定義、行動変更のためのインセンティブ提供、SR の求めに対する信頼性の付与など、多くの異なった目的を持っていることが分かる。また、このようなイニシアティブには、コンサルタント、監査人、証明機関などの SR 業界が、それ自体の商業的目的のサービス提供の形で、さらに磨きをかけたものがいくつかあることも指摘された。

2.8.2 有効性

276. 既存の SR イニシアティブが多くあるので、これらが成功しているか否かを考え、異なったタイプの SR 標準化のためにそこから学習を引き出すことは有益であろう。残念ながら、SR イニシアティブの有効性について有形の独立したデータが非常に不足している。SR イニシアティブの有効性を監視し、判定するための、共通に受容された評価規範が何もない。その結果、その有効性を映し出す最も普通の方法は、署名や証明の数の観点からであり、あるいは SR 管理の下にあるマーケットや現場にある商品の数である。会社が SR を理解し、実践するのに役立つような SR イニシアティブの有効性を実際示し、あるいはより良い SR パフォーマンスを促進するのに役立つような有効性を示すような指標は少ない。その結果、既存の SR イニシアティブについての意見は、ほとんどが個人的な経験に基づいている。

277. そのことを基に何人かの AG メンバーは、SR イニシアティブの有効性が若干影響あるものと、比較的影響の少ないものとの間で変化していると考えている。最も有益なイニシアティブは不正行為の特定な場合や形態に対応して作成されたものであるとも、彼らは主張している。また、影響の度合いはイニシアティブの作成の過程において影響を受ける、すべてのステークホルダーの参加の度合いに、明らかに関係していると考えられている。任意の SR イニシアティブが規則を含み、より意味のある行動や対応のための代行としての役割を果たし、そこからある問題について実態的な進展を遅らせるという可能性に対して懸念が示されている。一方、法的手段を展開することに対する抵抗、あるいは既存

複写厳禁

の法律の不履行というような、具体的な理由から発展した SR 規格もいくつかあることが指摘された。SR 標準化の利点は、伝達される情報の要素（すなわち、ガイダンス）というよりも、それらが可能とさせるインセンティブメカニズム（すなわち、社会的に責任のある購買や投資の政策）にあり、何人かの AG メンバーは結論付けた。

2.9 どのようなタイプの国際規格が必要か？

278. 究極的には、国際的な SR 標準化を進める決定は、何を必要とするかについて明確な印象に基づかねばならない。第 2 節の最後の処でこの問題点についての AG の熟考を検討する。この節の意図はどのような型の規格が必要かについて結論を導くのではなく、むしろ単一型の国際的な SR デリベラブルに焦点を当てた努力を特徴づけるような、問題点や討論の種類を強調することにある。

279. 一般的に、国際的な SR 標準化の新しいプロセスのための必要性についての意見は、一般的な支援から一般的な反対と非常に混じりあっている。すべての立場に共通であるのは、その必要性とは作成される規格の目的によるもの認識である。現在討論されているもの（すなわち、汎用的な、国際的な）と比較できるような既存の国際的な SR 規格が何もないという意見も出た。そこで問題は、「新しい国際的な SR 規格が必要か？」ではなく、むしろ「どのような種類の国際的 SR 規格がどのような種類の目的を達成するために必要か？」であるかもしれない。

280. 新しい国際的 SR 標準化に対する支援は、どの管轄区域（国）からの組織も利用できるような、共通言語あるいは枠組みを創造する価値、そして国や地域や部門やその他の規格の多様性が原因である問題を乗り越えもするような、そうした価値に注目する傾向がある。こうした支持者たちは、多くの既存の規格がこの分野で規格の生存性を示しているかもしれないし、また国際レベルでいろいろな種類のやり方を提供するかもしれないと述べている。しかしながら、この方法は、(1) 文化、国民性、情報の優先度、定義、およびその他の問題点における相当の違いが特定され、それを調整するための手段が合意される

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

109

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ことか、あるいは(2)国や部門、および組織の大きさや型の間にある違いを十分に許容できるような柔軟性を持った規格を作成すること、のいずれかを想定している。

281. もう一つの PDCA マネージメントツールがそれ自身に加えるものが多くあるのか、あるいはそれが環境マネージメントに対するものから SR に対して著しく異なるのかについて多くの疑問がある。このことを考慮するとき、PDCA マネージメントがどの目的を提供しないのかを考えることは重要である。今までの経験では、ISO 14001 が外部の目的のために稀にしか利用されておらず、そこで SR のための ISO 14001 型モデルがそれ自身では「外部の」問題を解決しないだろうということを物語っている。特に、ISO 14001 モデルは SR を含む事項で定義される関係の確立を容易にはしないであろう。この考えは、会社が内部的な目的のために内部的なツールが必要であるならば、ISO 14001 スタイルのツールに対して価値があるだろうと述べるが、社会的に責任のある行為に対する経済的なインセンティブや圧力はその性格から全く、あるいは殆ど、内部的であるように見えると、さらに指摘する。しかし、ほかの人たちの指摘に依れば、ISO の SR マネージメントシステム規格はコストが高く、社会に対してなんら価値を付加することなく、新しい証明システムを創ることになる可能性があり、また ISO の SR マネージメントシステム規格は最少の一連の内部的、プロセス型の要件に対する合致を強制することによって、SR を促進することを損なうであろう。

282. このことは、PDCA モデルに利点がないと言っているのではなく、ただ過去に作成されたように、パフォーマンスにもっと注目しなければ、それ自身としては有効にならないであろうということである。この見方は、多くの組織が特に品質、安全性、および健康と環境の分野で既に確立したものと両立しないもう一つの規格を設定することに、心配しているという意見と一致している。ISO の規格はこうしたすべてのものと両立するように構成することができるであろう。

283. 新しい国際的な SR 標準化の必要性に対する懐疑論者は、組織に依るマーケット需要が見えないという意見である。この見方によれば、複数の SR イニシアティブは正にそ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

110

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

の性格からより特定のであるので、地域や国の SR 問題により有効に検討できるであろう。同様に、内部的組織的イニシアティブは組織やステークホルダーのために具体的な懸念項目を検討することにおいて、より有効なものになるであろう。より広い見方からは、標準化が改革を抑圧するかもしれない一方、異なった手法は有益になることができ、実業界に直面している挑戦に対してより多くの、より良い解決を生み出すかもしれない。国際的規格は非常に基本的なものなので、社会的な問題を解決するには役立たないであろう。普遍的に拘束力のある規則が存在せず、あるいは侵害されるのはどこなのか（たとえば、具体的な国）を特定するようなプロセスがより適切であろう。

284. 複数の SR イニシアティブが存在していることが、解決を必要とする問題を創り出すかについては、異なった意見がある。最も普通に言及される問題は、いろいろな異なった要件、時には対照的な要件を満足しなければならないような、発展途上国や SME のためのマーケットアクセスにおける潜在的な否定的影響である。

2.9.1 SR 国際規格では何を標準化すべきか？

285. SR の共通定義について、また SR の関連した問題点と次元について、合意するよう多くの努力が為された。多くの人たちは、これは SR 標準化が行なわれる前に、まず合意されるべきであるという意見である。SR の概念と定義は非難されるものでないけれども、多くの組織は彼ら特有な様相の中で関係のある SR の面（問題点）を既に検討している。

286. 何人かの AG メンバーは国際的な SR 標準化についての一般声明として、SR の要素に関しては、国際的な規格が SR の世界的に適用可能で認知された構成要素を提出できるだけであり、SR のプロセスに関連した面については、先端側での SR の要件（あるいは一連の要件）から末端側での評価・自己評価・報告へどのように出るかについて、枠組みを標準化できるであろう、と述べた。

複写厳禁

287. さらに、世界的な問題点は良くて方向づけをすることができ、特定の状況においては、「大きな映像」の視覚を失うことなく、分析に基づき、ステークホルダーとの協議の中で、こうした問題点がより具体的なものになるとも述べられた。従って国際的な SR 枠組みは、組織がどのようにその SR 面（問題点）を取り扱うかについて、構造的手法と最善の実践を提供できるであろうし、組織が既に使用している他の規格やガイドラインを補完しながら、世界的に考え、地域的に行動するように促す。

288. これは既にマネジメントシステム枠組みを持っている組織にはあまり価値がないと指摘する人もいるけれども、組織が既存のツールを使って、SR の実行を調整するのに役立つような共通の国際的枠組みを持つ必要があると指摘する人たちもいる。有益に作成することができる一つのツールは、地域や国の文化の多様性を十分に許容できる柔軟性がなければならないが、ステークホルダーの関与についてのガイダンスである。SR パフォーマンスを示す指標や報告については、ガイダンスが既に存在するけれども、何人かの AG メンバーはそれらが非常に複雑であり、殆どの組織に実用的でないと考えている。その結果、国際的標準化はおそらく SR の結果をどのように報告するかについて、より簡単なガイダンスを提供することができるであろう。

2.9.2 社会的、環境的および経済的問題の単一規格への統合

289. 望ましいとするものから望ましくないとするものまで、いろいろな考えが AG で出された。一つの考えでは、そのような環境と社会と経済の面の統合は理論的には可能であろうが、結果的には、実際的には参考価値の低い、非常に一般的な規格になるであろう。もう一つの考えでは、統合された、あるいは少なくとも調整された国際的規格が環境や社会的および経済的な問題を検討できないだろうと考える理由は何もない。ISO が既に経済的（品質）および環境の（14000）面に関係する規格を作成したという事実は、その望ましさと可能性を示しているように思われる。しかしながら、14000 には、他の SR 規格を特徴づけている普遍的に適用可能なパフォーマンス要件なるものが含まれておらず、また ISO 14001 の監査には、生態系の健康あるいは天然資源、種などの豊富さの点についての、

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

112

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

企業の実際的な環境上の影響が考慮されていないとも指摘されている。さらに声明では、経済的、環境的および社会的な問題点の間には相当な質的な違いがあり、また一般的に「社会的な」ものはより多くの無形物を含み、数量化や比較をすることができにくく、これがマネジメントプロセスにとって重要な意味合いを持っていることを重視する必要があると述べている。

290. もう一つ言及されている見方では、国際的な規格あるいはガイダンスは、「生活の質に対する影響」というような共通基盤を持っている限り、いくつかの懸案となっている領域に適用することが可能である。しかしこの共通基盤は定義づけが行なわれねばならない。一般的な副分類は共通基盤に統合できるであろう。例えばそれは、次のような、社会的責任の定義についての AG の予備的作業における 8 つの分野である。

- － 人権
- － 労働慣行と産業関係
- － 不正な商習慣
- － 組織統治
- － 環境面
- － 市場と消費者の問題
- － 地域社会の関与
- － 社会の発展

291. しかし、国際的な標準化を支えるような、すべてこれらの副分類ための共通基盤が事実あるのかについて明らかではない。環境面は広範な規格で既に網羅されており（質の劣化がなお多くの領域において増加していることが指摘されるが）、経済的な問題点は社会的な問題点と別である（2つの領域がどのように定義されるかにも依るが）ように見える。国際的に標準化するという試みは最初に、関与された要素のための共通基盤があるのか否かについて注目する必要がある。それからそのような統合のための段階ごとのプロセスができるであろう。

複写厳禁

292. さらに、規格をいくつかの問題の領域に適用することは非常に難しいと言われている。問題の領域はそれ自体非常に複雑になり得るし、いくつかの領域に適用される規格はあまりにも一般的なレベルに留められてしまうであろう。

293. もう一つの表明された見方では、実際多くの組織はその行動の経済的、環境、品質、職業・安全・健康（OH&S）および社会的な面を検討しており、ある場合には、これらの異なった領域の間での兼ね合いを処理することが必要である。SR はかえってより広い範囲の問題である意味合いがあり、組織がそれ自体の価値、法的なまたはその他の規範的な枠組み、およびその社会への（直接、間接の）実質的な影響に基づいて、最も重要な問題を検討するために、ステークホルダーとの対話に優先度を置くかはその組織次第であると言われている。もっと緊急な懸念は、もし CSR（企業の社会的責任）が法的な要件を超えた任意的な行動として定義されるならば、組織は彼らが協力しようとするステークホルダーと、彼らが CSR 活動において問題にしようとする期待事項ないし価値の両方を決定するであろう。

294. AG のすべてのメンバーに依って認められた基本的な懸念は、すべての SR の問題点が同じ枠組みの中において等しく取り扱うことができると仮想する危険があることである。特に、「社会的な」面はより無形物の性格が強く、環境や品質のような他の面と較べて、定量化することが難しい場合があることが指摘される。その結果、（例えば指標があり、それがすべての型の SR の問題点に均しく関係すると仮定することによって、）いろいろな面の間にある違いを認めない枠組みは、すべての SR 問題に対してバランスのとれた、全体的な手法を促進するのがうまく行くとは思えない。

2.9.3 法的あるいは他の要件の SR 国際規格への統合

295. 再び、いろいろな考え方（いくつかは補完関係にある）が表明された。一つは、SR に関係した法的なまたは他の規範的な枠組みの性格、起源および状態において広い多様性があるので、困難が生じるとする。それは少なくとも2つの異なった次元を伴う。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

114

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

252. 内部的規範 ほとんどの国際協定が会社や組織のためでなく、政府のために文書化されている一方、多くの適法な文書は組織にとって明瞭で直接的な意味合いを持つように創られている。例えば、これには ILO の多国籍企業と社会政策に関する原理の 3 部構成宣言 (Tripartite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy) と OECD の多国籍企業のためのガイドライン (Guidelines for Multinational Enterprises) が含まれる。他の文書は、普遍的に適用可能な原理を含むものとして認められている。例えば、国連の人権宣言はその条項のわずか 30% しか会社を対象としていないけれども、「社会のすべての個人と組織体」に対して適用できるものとして認められている。従って、会社の責任を他の行為者の責任から注意深く分離させることが必要である。ある場合には、政府に向けられた文書でさえも、国の規範のプロセスと関係なく、社会の他の機関にとって意味合いを帯びているものとして、普通受容されている原理を含んでいるかもしれない。また別の場合は、国際的な規範は、国の政府に依って国内の規則に組み込まれない限り、係わり合いを持たない。また、国際的な交渉によってできた規範が、国の発展段階の違いを調整するために、その規定の中にある程度の柔軟性を持っていることを指摘することは重要である。

253. 国内法規。 会社は常に国の法規に従わなければならない。しかしこれも次の場合には問題である。

- * 国内法規または国内法規への適応、あるいは強制能力が不足している。
- * 地域の社会習慣または倫理価値観が人権のような基本原理に矛盾している。
- * 地域の法規が人権のような基本原理に反している。

296. もう一つの考え方が述べるところでは、現在いくつかの国の政府は（暗にあるいは明瞭に）政府の支援の中で ISO 9000 と ISO 14000 の規格を参考にし、活用しており、ISO 14000 は国際的な規格が異なった政府と両立できる方法で作用する潜在能力を示しており、特にプロセス志向の規格であれば、ISO の SR 規格が異なった政府と両立した支援的な方法で運用されるのに明らかな障壁がない。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

115

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

297. 法的な要件は、その源がなんであれ、規格に内包されると言っても、これは他の考え方によって違いが示される。これはすべての文化に既に存在しているもの以上のものではない。すなわち、法的要件に合致するという期待である。(法律が有効に強制されるかは別の問題である)。この考え方は、国際的規格が国際的に適用可能で認められた要件を検討し、上の(例えば、UNDHR または ILO) 法的要件が異なった社会的ニーズおよび地域発展の異なった程度に従って、当然に国から国に変わるということを述べることに依って補強される。

298. (1) 規格が他の(法的な)規範を参考にすることを避けることは難しく、規格が他のものよりもより合法的で正統的なものとしてある規範を区別する重要性を示すことをどのように防ぐかを見ることも難しい。(2) 社会的領域でのパフォーマンス指標の利用の経験は乏しい。社会的報告は社会のより広い利益についてよりも、もっとリスクや無形なものについて関心がある投資家の利益により関係している。(3) 労働慣行の領域や仕事場における適法性検証に関して疑問がある。以上がもう一つの考え方が強調したところである。

2.9.4 プロセスまたはパフォーマンスの国際標準化

299. 一つの見方は次のとおりである。SR によって正確には何が網羅されるのか、また環境保護、健康的な作業条件、公平な賃金などのような SR の問題点に関しての受容できるパフォーマンスのレベルとは何かについて、いろいろな異なった意見があるならば、システムの取組み手法は社会的利益を最大限にし、社会的、財政的、生態学的な悪影響を最小限にする健全な方法で、組織がその活動を管理するための一つの選択肢になり得る。そのようなシステムの取組み手法に関係し、その一部でもあるプロセスは、ステークホルダーの特定、協議と関与、結果の監視と評価、報告、SR の問題点の特定と評価のような(良好・最良の実行をもたらす)規格・指針に従う必要がある。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

116

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

300. マネージメントシステムに規格を定めるのは可能であり、単に組織にとって重要である特定の SR の問題点を検討するのを各組織に任せるということを、別の考え方が述べている。しかし、現実の問題はこれが望ましいことなのかということである。これに対する答えは、そのような規格が望ましい結果、すなわち社会的責任の活動の向上を達成できるかどうか次第である。この点について意見は分かれる。ある者は、マネージメントシステムの規格は組織がその問題点に力を注ぐことを助けることによって、間接的に SR を強化するであろうと主張する。別の者は、特に他の取組み手法によってデータと意思伝達の透明性と品質が向上するのであれば、他の取組み手法の方がより有効であろうと主張する。こうした他の取組み手法には、ステークホルダーの関与、パフォーマンス指標の明示または SR 結果の公的報告についてのガイドラインが含まれるであろう。

301. プロセス志向のマネージメントシステム手法に従っていると見られる 10 くらいのいろいろな国の SR 規格が存在することは、SR プロセス規格を創り出すことが可能であり、望ましいことを示しているように思われるという考え方もある。しかしながら、何人かの AG メンバーは、こうした規格に対する信頼性および需要が未だ確立されてなく、規格そのものもその意味するところも広く知られてなく、また理解もされていないことを指摘している。パフォーマンスに基づいた規格の観点からは、異なった様相においても機能するよう、十分に柔軟性のあるパフォーマンス要素（例えば、指標）を作成することに対して、何ら明らかな設計障害がないように思われるという、一つの見方がある。しかしながら、他の AG メンバーは、これを有効に行なうことは非常に難しくなろうと考えている。

302. もう一つの見方はプロセス関連の問題とパフォーマンス関連の問題を厳密に区別しており、次のように意見を述べている。(1) 国際的に適用可能で、認められた社会的問題がプロセスに基づいていると分かった場合、おそらく PDCA 手法におけるプロセスの標準化は可能であろう。(2) 国際的に適用可能で、認められた社会的問題点がパフォーマンスに基づいていると分かった場合、パフォーマンスの分析の標準化は可能であろう。プロセスに基づいた標準化とパフォーマンスに基づいた標準化の両方とも、SR の合意された定義（今のところ未だ存在しない）に基づかねばならない。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

117

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

303. もう一つの見方は、マネージメントシステム規格を作成することは可能であり、望ましく、これは ISO が発表した前の規格において証明されているのみならず、戦略的計画立案、特に「政策展開 (policy deployment)」と称される計画立案方法論にも利用されているとして、支持を表明している。

2.9.5 国際規格におけるパフォーマンス要件の扱い

304. ここでも、意見は「不可能で、望ましくない」と「可能であり、望ましい」とに分かれている。

305. 何人かの AG メンバーは、異なった文化においては期待事項が異なるので、共通の国際的なパフォーマンス要件を設定することは不可能であろうと述べた。例外は、(1) 法的要件への適合の期待（規格がない場合も同じであるが）と、(2) 国際的に認められ、普遍的に適用可能な原理（そのような原理が合意されたと想定して）への適合の期待であろう。プロセスに関しては、組織が自体のパフォーマンス要件を設定するのに役立つようなプロセスを設計することは可能であるが、本当の問題はこれが望ましいのか、あるいは必要でさえあるのかであると、彼らは述べていた。パフォーマンス要件の設定は組織の目的を達成するのに本来的なものであるから、組織はすべてパフォーマンス要件を設定するための自体のプロセスを既に持っていなければならない。かくして、プロセスに基づく規格は価値が限定されたものとなろう。

306. 彼らが付け加えて述べるには、パフォーマンス要件は、影響を受けるすべてのステークホルダーの同意の中で地域的レベルで設定する方がより良いはずであり、国際的な文書（規格ではない）は、どうしたらそのようなステークホルダーとの対話（参加、地域的に関係ある SR 構成要素や優先度の特定、行動とだれがそれを引き受けるかの合意など）を最善にまとめることができるかを書き記すことができるであろう。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

118

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

307. 法律や国際的な規範、あるいはどこでも設定されたようなパフォーマンス要件に沿って運用することを意図した「SR 運用化規格のための ISO の枠組み」については、特に国連や ILO や各国政府などの中心的国際機関が、その両立性を確保するためにその作成に参加したならば、それを構成することは可能であろうと言う人たちもいる。しかしながら、これは SR をどのように実践するか点について、パフォーマンス指標として報告されるべきパフォーマンス計測よりも、むしろパフォーマンス要件について定義する必要があるだろうとも、彼らは付け加えた。パフォーマンス指標は、ISO 14031（環境パフォーマンス評価）を参考にして利用でき、改善を刺激するようなメカニズムを組み入れ、このメカニズムがベンチマーキングとして役立たせることができるであろう。

308. 最終結果として、SR の問題点に関する *地球的な (global)* 原理・価値と組織特有のパフォーマンス目的との間のより明確な結びつきを確立することは有益に思われる。Global Compact はその例になるであろう。それは人権、労働および環境の分野で9つの普遍的に適用可能な原理について書いている。プログラムに参加する会社は、こうした原理が彼らの戦略、文化および日々の運営の一部となるように、そうした原理を支持する決意をする。そのような問題点は SR の標準化によって検討する必要があるとしつつ、Global Compact の原理の中の柔軟性や解釈の程度について懸念を示す人たちもいた。

2.9.6 SR 規格と適合性の評価

309. 有効な SR プログラムを行なっている組織は、実際に何を成し遂げているかを監視し、評価するために、情報を生み出すであろうし、計画されたやり方が本当に実行され、有効であるかを検証するであろう。内部報告、監視および内部監査・評価は論理的ツールである。これを一般的に合意された見方ととらえて、標準化される準拠性の検証メカニズムについての方法と手段はかなり違ったものになる。

310. 一方、下記のような見方がある。

- 準拠性の検証は、従わねばならない要件があることを意味する。規格が要件を

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

119

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

むならば、もちろんこれを検証メカニズムに結びつけることは可能である。実際、たとえそれが要件ではなく、ガイドラインであっても、ガイドラインを検証メカニズムに結びつけることはやはり可能である。

－ 究極的に、検証メカニズムの目的は、望んだ結果が達成されているかを判定することである。この場合、望まれた結果とはおそらく環境上と社会的なパフォーマンスである。それで質問として、社会的と環境上のパフォーマンスが向上していることを検証する最良の方法は何か？そして、社会的に責任のある活動あるいはプログラムの向上は、環境上と社会的なパフォーマンスの直接的な計測の代行と考えることができるか？後者は、社会的責任の問題を検討するためのプロセスがあるのかを検証するメカニズムで間接的に行なうことができる。前者は、社会的責任の結果が実際に達成されていることを検証するメカニズムで直接的に行なうことができる。後者の型のメカニズムは組織とそのステークホルダーにより多くの価値があるように思われ、規格の中に公共の信頼性を定めるチャンスが多い。

－ 堅牢な検証メカニズムは、意見でなく、事実上のデータに頼る必要があろう。堅牢なメカニズムはプロセスのような間接的な指標でなく、直接的に結果に注目するであろう。かくして、最も堅牢で有効なメカニズムとは、検証できる事実上のデータに裏付けられて、組織がその活動の結果を報告するようなメカニズムであろう。

－ 準拠性の検証メカニズムははっきりした規範（合格か不合格）にしばられるであろうが、UNDHR や ILO のような核的要素を越えるとき、そのような規範は SR にはなく、準拠性は無形なものの問題を扱うことはできない。

－ SR の準拠性の検証との結びつきは、SR 手段により良く投資された資源を拘束するので、実業界からの基本的な反対を創り出すであろう。

－ 内容、安全性、環境保護のような問題に関する製品ラベルを検証することができるならば、労働慣行を含む他の領域はもっと問題の多いものになる。この点で、ベルギーだけが国レベルで社会的ラベル化が実行されているが、その検証プロセスはなお論争中である。

311. もう一方では、「システム」のレベルで準拠性の検証があり、「実体的規範的な社会

複写厳禁

的責任」に合うレベルで準拠性の検証があるという意見もある。全く異なった準拠性の検証の手法はどちらかによって使われるであろうが、両方とも達成可能であるように思われる。専門的な「登記係」的第三者を含む準拠性の検証は、特に小企業にとって、また特に実態的な規範への合致の検証の問題に属するとしては、唯一の手段と考えるべきではない。ここで地域のステークホルダーが中心的役割を果たすことができるであろう。さらに、こちら側の意見として、評価を ISO 14031 と両立して扱うことができ、ISO 14063 および GRI と両立して報告ができる。最終的に、準拠性の検証の中心の問題点は地域レベルでのステークホルダーの特定、対話・協議および関与であると言える。

2.9.7 部門レベルでの SR 規格の適用

312. 部門向けの規格の問題は満場一致の答えとはならなかったが、かなりのレベルのコンセンサスが得られた。

— 現在の慣行は部門向け手法を支持しているようである。多くの業界の部門は特定の業界とそのステークホルダーにとって特有の懸念問題点を対象にしたそれ自身のガイドラインを作成している。NGO や業界団体も特有の諸問題点について自身のガイドラインを作成している。また、国の規格機関はその特有の諸問題点について自身のデリベラブルを作成しつつある。

しかし、共通な一貫性のある手法は未だ明らかでない。

— SR 国際規格の地域版あるいは部門版を作成することはまったく可能であるし、望ましいであろう。これは自動車産業において品質と環境の管理について起きている。国際的な「枠組み」に基づいた部門向け手法の作成については言うことが多くある。

— 部門取組み手法は、必要な SR 固有の柔軟性の大部分を考慮に入れる。

— 異なった部門間の共通性の分析は、部門がお互いから学び合うようにすることに役立つ（部門間および部門の中の組織間での良い慣行の分かち合い）。

2.9.8 どのレベルで SR 規格を適用すべきか？

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

121

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

313. 次のとおり、標準化のレベルの問題についていろいろな見方が出た。

314. 国際的なレベルに関して：今後の ISO の作業の目的が SR に対して規格に基づいた取組み手法を適用することであるならば、理想的には SR のすべての構成要素を考慮する必要がある。しかしながら、既存の ISO 規格が SR のある要素、例えば環境マネジメントを既に網羅しているという見方も考慮できるであろう。これはけれどもマネジメント「システム」取組み手法からだけであり、それについて不適切と看做す批評家もいるが。従って、この領域での今後の ISO の作業の目的は、ISO が既に手掛けていない SR の要素のみを検討することになるであろう（例えば、SR の社会的な構成要素）。

315. 「社会的問題」はおそらく、国際レベルで規格に基づいた手法を通じて取り扱うのに、最も難しい SR 要素であろうということを心に留める必要がある。国際的なパフォーマンスに基づいた要件を設定することは、会社にとって障壁を創るリスクとなる。特に既に資源や能力が不足している発展途上国での SME。この点に関して、前述したように、SR 規格を準拠性の検証メカニズムと結びつけるのは望ましくないであろう。しかし、代替案は、能力の積み立てから始まり、段階的な採用と検証プロセスに従う、準拠性の検証を段階的に導入することを含むであろう。

316. 透明性と報告は奨励されるべきであるが、組織が社会的責任のパフォーマンスについてどの程度外部当事者へ報告、伝達したいかは、彼らに任すべきであろう。それにもかかわらず、ある種の特殊性は配慮されねばならない。同じ産業部門に属する上場企業のパフォーマンスを国際的なベースで比較できるようにしたいという、社会的責任の投資家の希望、上場企業や年金基金に報告義務を課する国内法の増加。要は、ある組織にとって、透明性と報告は公共の支援を得るため、またマーケット意思決定を容易にするためのプロセスにとって必須であろう。

317. 施設と製品のレベルに関して：ISO 9000 あるいは 14000 の経験が示唆するとすれ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

122

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

ば、SR についても施設毎の適用モデル採用することに価値があるように思われるが、これは特別な製品ラインや企業レベルを含む（すなわち、施設の全てか否）他の手法を排除するものでないという意見がある。規格の有り無しとは別に、SR が最も関係あり、施設レベルで適用される必要があると考える AG メンバーが何人かいる。これも地域の状況に合わせるために SR プログラムを微調整する必要性と一致している。それにもかかわらず、複数レベルの実践の手法は、おそらく避けることができない。施設のレベルがある必要性に対応しているならば、国レベルはしばしば社会政策を実行する必要性があり、国際レベルは地球的・国際的な結果に興味がある SR 投資家によって必要とされる。

318. 製品のラベル表示に関しては、いろいろな意見が出された。一人は、製品のラベル表示は産業界からの反対を呼ぶと予想されると言う。他の人たちは、製品のラベル表示のために指針を与えることに賛成であり、どのような条件下で SR 規格を満たしたときに、組織が製品にラベルを付ける権利を取得できるかを考えている。製品に関する情報伝達によって何が検証されているかを明らかになるようにするのは必要であろう。製品ラインまたは製品レベルに SR を適用するのは、特別な影響のある製品に明らかに限定するべきであるという意見もある。製品のために SR に関連したガイダンスまたは要件を作成することは、改革の妨げになると考える人たちもいる。

319. 社会的製品ラベル表示の重要な批判の一つは、(この種の非製品関連プロセスおよび生産方法にとって) 製品に有形物的違いはなく、従って準拠性を評価する唯一の方法は、今まで比較的証明されてなく、有効でなくまたは議論の多い作業現場の検査プロセスが何であるかを通じてであるという事実に関連している。また、この種のラベル表示は、会社が市場の有利さを得るために偽りの主張をすることに責任をとるというメカニズムが付随したものでなければならない。

第3節 — SR 分野の作業を行う ISO の能力

3.1 ISO は信頼できる SR デリベラブルを作成する能力があるか？

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

320. AG が検討した一つの面は、ISO がプロセス志向の作業に力を注ぐべきかという問題を含め、CSR デリバラブルを作成するのに用いるプロセスについて、ISO に能力があるかという問題を考慮する必要があるだろうということだった。一つの見方として、CSR デリバラブルがプロセス志向になるのであれば、ISO は規格作成プロセスに深く関わった外部の専門家を手に入れる必要はないかもしれない。さらに、SR デリバラブルが結果志向になるならば、ISO は規格作成プロセスに深く関わった外部専門家を必要とするであろう。最初の場合は、デリバラブルは、ISO が国際機関からの支援を必要とするから、ILO の協定や普遍的な人権のような一般的な規範的目的をおそらく含むであろう。2番目の場合デリバラブルは、各外部の SR 団体が追求したような規範的目的についての詳細を含むであろう。従って、ISO は国際組織や NGO や他の公共組織に規格作成プロセスに参加するように、求める必要があるかもしれない。この2番目の場合、3つの問題が関係している。まず、ISO の指令が CSR に適切であり、CSR 実施者に受容され得るプロセスや手続きを確立するのに、十分な柔軟性があるかどうか。この意味合いにおいては、CSR が幅広い特有な構成要素を含む、非常に幅広い概念であることを心に留めることは重要である。次に、ISO メンバー団体のみならず ISO 評議会や専門運営委員会の、ISO 指令に内包された柔軟性を利用するという意思である。3番目に、CSR 標準化に商業的な関心がなく、また効果的に参加をするのに資金を必要とするような（特に発展途上国からの）利害団体の参加を支援するために必要な資源の有無である。何人かの AG メンバーは、あるタイプの作業は既存の ISO プロセスを用いて行なわれる一方、別のタイプの作業は ISO のプロセスを再検討することが必要であり、また完全に異なった形態を含むことが必要な作業もあるだろうと指摘した。最後に、CSR デリバラブルの作成を開始する前に、規格のタイプ（プロセス志向かパフォーマンス志向）を考慮するために、ISO の手順とその適格性を検討する必要があるだろう。

321. ISO は人権、労働、地域開発の分野における CSR の構成要素のための規範的規格を設定する能力がなく、マネジメントの説明責任を保持するための法的かつ制度的な枠組みについての潜在的な意味合いを持つ分野に立ち入るべきでなく、あるいは合法的な政

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

124

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

策過程を通じてのみ解決することが可能な疑問や問題を取り扱うべきではないと、何人かの AG メンバーは考えている。国連や OECD のような他の組織が ISO のような技術的能力を持っていないという理由を含め、ISO のみがこうした作業を行なう立場にあると思う人たちもいる。

3.2 ISO が SR 分野の作業を行うのに必要な専門知識の範囲

322. ISO が CSR においてどのような専門知識を必要とするかについて、いろいろな意見が出た。合意に達した最初の点は、ISO が専門知識を必要とするということであった。しかし、必要な専門知識のタイプについては、意見の一致はなかった。ほとんどの専門知識は必ずしも論争的な考えでなく、むしろ互いに補完し合うものであることに注目すべきである。一つの見方として、ISO のプロセスは尊重すべき文化的な相異を考慮するときに、特に問題とされるであろう。ISO の領域外からより多くの専門家を招き入れれば入れるほど、文化、価値観、伝統、考え方などの微妙な違いを結果的に無視することになりそうな、非常に複雑で柔軟性のない重々しい SR デリベラブルを、ISO が創り出す可能性がそれだけ大きくなる。

323. ISO は政府、市民社会、発展途上国の見方を含めた、幅広い観点を有する必要があるだろうという意見があった。この考えは、SR 規格設定における合法性が技術的な専門性のみならず実態反映性 (representation) にも依存していることを強調している。すべての見方がテーブルに揃って出ていることを単に確実にすることでは十分でなく、いろいろな観点に合った重みを配慮する必要がある。例えば、社会的価値が討議されているときに (例えば、より幅広い SR デリベラブルが討論中に)、実業界が最も大きな声を出すことは適当と思われない。しかし、実業界が主要な「ユーザーグループ」であるならば、その見方は相当に重要になる。

324. 別の意見として、CSR の構成要素に関する専門知識について考えることが適切であろう。例えば、環境保護、人権と産業の関係、その他労働問題などはすべて CSR の構成

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

125

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

要素であり、これらには専門家がいるが、同じ人物が「CSR の専門家」にはならないかもしれない。この問題は、専門知識と利害との間をどのように区別するかという問題と関係しているので、もっと討議が必要である。実際、より重要な問題は専門家がいるかどうかではなく、むしろ ISO が考えている専門知識のギャップを埋めるために、適切なステークホルダーの関与をまとめる能力があるかということになるであろう。

325. 異なった組織からの同じ CSR 構成要素に関する専門知識を取り扱うときに特に重要になるのであるが、ISO が取得した専門知識をどのように扱うかについて更に討議が行なわれた。一つの可能性は、国連のような政府間の組織からの専門知識に頼ることであるが、専門知識は当事者グループからも取得できるかもしれない。この場合、作業上の政策的プロセスを考慮する必要がある。

3.3 SR デリベラブルのための ISO の規格設定プロセスの信頼性

326. ISO の規格設定プロセスが社会的な問題を検討し、信頼できるものになるために適当であるかについて、いろいろな意見が出た。何人かの AG メンバーは、ISO プロセスのコンセンサス主導の性格は結果として最低の共通分母を反映した規格になり、SR を網羅するように ISO の規格設定プロセスを修正する試みは、技術的標準化機関としての ISO の評価を害するであろうと考える。第 3 節で扱った問題が満足に解決されているならば、このようなリスクは最小限になり得ると考える人たちもいる。

327. 多くの AG メンバーは、ISO の規格設定プロセスがいろいろな当事者の利害を適切に保証しないという事実を含め、多くの理由で適当なものになっていないと言っていた。これに関連した意見として、SR の場合のように、技術的規格設定が社会的問題について一定の立場をとる状況において、代表的構造が必要であろうという考え方がある。ISO はそのような構造を有してなく、従ってこの種の規格設定に関与すべきではない。こうした問題を検討するにも、透明な規格設定プロセスが必要である。

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

126

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

328. 別の見方が強調するところでは、国の代表者はコンサルタントに依る過剰代表行為になるという結果になり、ISO の規格設定は社会のあらゆる部分からの実体的参加に欠けてしまう。上記に述べた選択肢はすべて規格作成プロセスである。組織が運営されている地域社会がその期待する方向へ CSR を向かわせるべきであるという合意があるならば、法人のような各行為者の中で目的作成プロセスに組み入れられたステークホルダーの関与のことを、人はより良く考えるであろう。この場合、難しい問題の一つは、適切な代表者をどのように選ぶか、組織の SR 目的に彼らの意見をどのように含めるか、彼らに結果をどのように報告するか、そして目的とそれを追及する方策をどのように改善するかである。ある意味で、そのようなステークホルダーの関与の枠組みを創り出すために、ISO は専門知識を必要とするかもしれない。

3.4 ISO は SR 作成プロセスにおいて他の機関に関与すべきか？

329. ISO はプロセスの中で他の利害ある当事者、組織、機関などと、いろいろな方法で関与できるであろう。何人かの AG メンバーは、これは国の標準化機関を通じて行なうことを勧める。「バランスのとれた構成」の取組み手法を用いた国を代表するある委員に起きているように、国の代表委員は代表するにおいて間違いなくいろいろなグループを代表するようにすることを求められるであろう。国の標準化機関は必ずしも適切な代表を決めることができないし、意思もないので、この取組み手法に懸念を示した AG メンバーもいた。国の規格設定機関はその作業の中にいろいろな利害当事者を含むような構造にできる、という意見もあった。これは、国の規格設定機関は異なる利益をどのように考慮するかについての再構築および規則のためのガイドラインを設定するプロセスを含む。別の見方では、国の機関は SR デリベラブルの作成にはうまく働かない。

330. ISO、国連および他の国際的組織が一緒にもたらした数年前の Global Forum と同種の政府間組織（国連の諸機関のような）と協同すべきであると、AG メンバーの何人かが提案した。他の AG メンバーは、これはプロセスを政治化する懸念があり、例えば WTO の TBT 合意のような国際貿易の法律の点でデリベラブルの状況を基本にかえることに

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

127

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

なるかもしれないと、強調する。

331. セミナーや会議から情報と意見を集めることが提案された。これについての助言の一つの元は、「ISO TC207 に NGO 参加の効果を上げる」という文書の中に見つけることができる。当文書は、NGO の参加を増やすために一連の勧告をしている。その一部は SR デリベラブルに関係している。例えば、当文書は国際会議でのステークホルダーがバランスがとれたものになるように、国の標準化機関が努力するように要求している。文書はまた、ステークホルダーの関与をよりバランスがとれたものにするために、どの点で修正とガイダンスの追加をするのが正当であるかを特定する目的で、委員会が ISO の指令の実行を検討することを勧めている。

332. 現在利用できる連絡機能の選択によって、ISO のプロセスの中に関係組織が十分に含まれることが確実にになると、考える AG メンバーがいる。従って ISO のルールは、SR デリベラブルを作成するために、変更や修正を行なう必要はないであろう。連絡組織は投票権をもたず、ISO の指令の非適用に対して抗議する権限もないので、ISO のルールは連絡組織に関しては十分でないかもしれないと、指摘するメンバーもいた。

333. 他の利害当事者や組織を関与させるのに用いられたプロセスやメカニズムが何であれ、参加型プロセスと代表型プロセスとを区別することは必要であった。参加型意思決定プロセスは内包的である一方、しばしば実際の意思決定プロセスを結論付けをしない (open-ended) ままにする。代表型意思決定プロセスは異なる利害や専門知識に重きをおき、それらをプロセスに含める。

3.5 ISO は他の機関の SR イニシアティブ作成とどのように関わるべきか？

334. ISO が進めるならば、SR の規格、規範、ガイドラインおよびツールを作成した、あるいは作成中の他の機関の活動を考慮する必要があるだろうとは、AG の大勢の合意であった。国連 (Global Compact) や他の政府間組織 (例、ILO、OECD、OHCHR、UNEP)

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

128

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

は、それらが既に国際規格を作成したか、作成中である事実に鑑みて、そのプロセスに含める必要があると、考える人たちもいる。GRI (Global Reporting Initiative)、FSC (Forest Stewardship Council)、FLA (Fair Labor Association) のようないろいろな既存の非政府の国際的 SR イニシアティブに関して、これらの規格は ISO のデリベラブルの導入によって影響を受けるので、これらも関与されるべきであると、主張する意見もある。これらのイニシアティブのいくつかは、ISO にとって利用できる専門知識があるかもしれない。これに基づくもう一つの提案では、ISO の SR デリベラブルは他の規格と両立し、また補完関係になるべきで、価値が付加されるのが望ましい。もう一つの見方では、公共的あるいは政府間の規格設定機関と民間の機関を区別することが重要であり、国際的組織や政府のような民主的で公共的な機関と等しいものと扱ったり、同じように看做すことはすべきでないと強調した。また、国連やその下部機関は普遍的な合法性を持っており、民主的な意思決定プロセスに従っているが、これは民間のイニシアティブの場合ほとんど当てはまらないとも、強調した。

335. SR についての実際の規格設定を政府間機関に任せるが、規格の基礎となっている国際機関のロゴを付けた ISO ガイダンス文書の形で、ISO が異なるタイプの SR デリベラブルを作成するという提案が行なわれた。もう一つの提案はそのようなガイダンス文書を作成するためには、European Foundation for Quality Management (EFQM と Malcom Baldrige) や日本の類似のイニシアティブのような、ビジネス・エクセランス・モデルを介して CSR を作成し、促進するビジネス志向の組織に相談することが有益であろうということであった。しかしながら、このような提案について何らコンセンサスに至らず、ISO の SR デリベラブルに対する共同的な取組み手法の望ましさや実現性について深刻な疑いを持っている AG メンバーもいた。

3.6 ISO の SR の論点に関するパフォーマンス要件を作成する能力

336. ISO が SR においてパフォーマンス要件を作成する能力があるかについて、AG メンバーから非常に様々な意見が出た。ある者は、国の規格機関が必要な専門知識を持って

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

129

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

いると仮定すると、この問題は国の代表者を通じて扱えることができるだろうと考えた。ISO プロセスは、必要な専門家や組織をパフォーマンス要件の作成に参加させる方法を提供する、と強調する者もいた。しかし、ISO はこの能力がなく、こうした専門知識さえ存在するか疑問であると、考える者もいた。彼らは、社会的問題を計測することと技術的または品質の問題を計測することの間には、基本的な違いがあることを強調した。また、社会は社会的なパフォーマンス要件を通じてではなく、規則、企業統治、言論の自由、自由競争市場および集团的交渉を通じて、企業の社会的行動を取り扱うと主張していた。別の人たちは、パフォーマンスの期待事項とは対照的に、パフォーマンス要件が計測可能な価値や限界についてのみ適用することができ、そのような価値や限界は、SR の共通理解や合意された定義が無いし、別の SR 構成要素の比較的な重要性についての共同理解も無いので、それを見出すことが非常に難しいと考える。

3.7 ISO の部門向けの SR デリベラブルと問題点別の SR デリベラブルを調達する能力

337. 何人かの AG メンバーは、ISO が部門向け・問題点別の規格や他のツールを調達できるであろうと考える。別の者は、部門向け規格にある種の懸念をもっている。懸念の一つは、部門特有の規格が部門を超えたイニシアティブを制限するかもしれないことである。別の懸念は、しばしば一つの企業の運営が一つの特定の部門に限定されるのではなく、いろいろな製品、生産プロセスあるいはサービスに関係していることである。従って、部門向け規格を運用することに困難となる会社もあるだろう。